

# 甲府市史研究

第二号

|                        |            |       |
|------------------------|------------|-------|
| 近世甲斐における甲府代官           | 村上直        | (1)   |
| 国玉神社所蔵、晴信文書の年紀推定       | 服部治則       | (18)  |
| 勝善寺仏像調査報告              | 伊藤祖孝<br>秋山 | (28)  |
| 戰国期の都市“甲府”             | 飯沼賢司       | (41)  |
| 平岩親吉と御暦衆               | 斎藤典男       | (70)  |
| —金櫻神社所蔵「神前文書」を中心として—   |            |       |
| 延宝期甲府城下の背負商人の運上と赦免願    | 飯田文弥       | (79)  |
| 昭和初年に於ける若尾一族の企業経営活動の実態 | 斎藤康彦       | (83)  |
| —若尾財團経営史研究序説—          |            |       |
| 甲府市における町内会組織の変遷とその機能   | 高木伸也       | (97)  |
| 昭和20年代後半の甲府市財政の推移      | 荻原克己       | (121) |
| <hr/>                  |            |       |
| 市史の広場                  |            | (129) |
| 文献紹介                   |            | (134) |
| 甲府市史編さん関係者名簿           |            | (135) |

1985. 11

甲府市市史編さん委員会



胎内に2,000字余りの銘文が発見された勝善寺釈迦如来坐像（28頁参照）

# 近世甲斐における甲府代官

## はじめに

甲州代官の系譜について、私はさきに武田家前衆（代官衆）を中心にして発表したことがある。そこでは、天正一〇年武田氏の滅亡とともに徳川氏に臣従した家臣団のうち、とくに蘿前衆のグループが地方支配の中心に位置するようになつたことを述べ、さらにその中から大久保十兵衛長安が、甲斐国奉行から代官頭への過渡で、蘿前衆を主体とした甲州系代官グループを形成したことを明らかにした。

このような大久保長安を中心とした代官・手代の支配体制は、慶長間から家門（徳川氏）の甲府藩に引き継がれたが、とくに寛永（寛文期）の平岡氏らの代官頭のなかに、その特色をみることができるのである。しかし、こうした近世前期の家門・諸代藩と全く性格を異にした代官支配が展開したのは、享保九年以降の一連の天領化からである。

幕府代官の変遷は、給入・世襲代官から封建官僚制に基づく吏僚代官への推移が指摘されている。その両期をなしたのは、元禄期の地方支配機構の整備をうけて、享保一〇年（一七二五）の代官所諸経費の支給法の改正である。これは、それまでの代官の諸入用が口

米・口永の付加税によって賄われていたのを廃止し、別に代官所の諸経費を支配藩や地域に応じて直接支給していく方法である。その基本的な目的は、代官の年貢請負人的性格を改めて、封建官僚制にとづく徵税與政官に編成替えることによって、幕府の集権的な地方支配機構を確立することであった。したがって、その前年に実施した甲斐一国の天領化と甲府の直轄都市化は、まさにこうした幕府の享保改革の一環として、天領の拡充・強化策をねらいとして実施されたことはいうまでもない。しかも、これが直轄都市甲府を中心とした甲斐一円に及んだことに特有な地域性がみられるのである。

本稿では、とくに近世甲斐の代官支配の推移とその実態を解明していくため、「甲府市史 史料日録 近世」や「県令集覽」によりながら、主として制度史的視角からではあるが、甲府代官と代官所構成の実態を明らかにしていくことにしたい。

## (一)

甲斐國の徳川氏の直轄領は、慶長五年（一六〇〇）國ヶ原の戦後徳川氏の平定再領にともない、翌六年に平岩親吉を甲府城代として、國中三郡（山梨・八代・巨摩）の四事を沙汰したときから設定

村上直

されたのである。この段階はいさまでなく徳川氏の蔵入地であるが、やがて甲斐国は慶長八年（一六〇三）、幕府開設の直前に家康の九子徳川義直の所領となるが、その領内支配の体制は、以前間に堺・城代平岩親吉、国奉行大久保石見守・長安の体制がそのまま踏襲されている。そして同二年（一六〇七）義直の尾張侯封とともに、平岩も大山城に移り、甲斐国は大久保長安の支配が継続されるのである。『甲斐国歴代譜』によると「慶長十二年（一六〇七）大久保石見守一人にて天下の大代官として甲府諸事の成敗を司り」とあり、甲府の民政は改めて国奉行大久保長安—四奉行—代官へと再編成されたのである。

かくして、近世甲斐の支配体制は、武田義兼を中心とした甲州系代官グループを中心に代官頭大久保長安を頂点として組織化されていくことになったのである。

もっとも大久保長安の場合、武田義兼から代官頭として幕政に参画していく過程において、地方行政の管轄は、江戸・駿府および甲府を中心としながら、八王子・越後守・美濃守・石見守・銀山奉行・奈良奉行、さらに慶長八年以降は佐渡奉行として、広大な幕府直轄領へと拡大されていったのである。しかも、このように大久保

甲斐国の蔵前衆（代官衆）の所は、かつては古府の上一条にあって、ここで頭役四人が中心となり地方支配を統轄していた。しかし「天正中平岡宗寿（岡右衛門道成）此處ニ居り、野田津安ノ領モ上一条ノ御役所ト称セリ、大久保石見守ノ時ハ、府城ノ新築成就セ

シカバ代官町、佐渡町ニ移スニ序所リニヤ、後ニ復タ廢レセシ之ヲ力、但シ大久保の居宅は上一条ニ在リシ題ナリ、此ノ頃ノ文書ニハ石見守手代誰々ト記シタリ、皆ナ代官衆ナリ」（『甲斐国志』巻之九十九）とある。これらによつて、甲府における大久保長安の政治的根柢は屋敷のあった上一条（現、甲府市城東一丁目）と役所のあつた代官町（現、甲府市相生二丁目）、佐渡町（同）であったということができる。とくに佐渡町は長安が甲州金铸造所を建て、佐渡國から金工を招き移住させたといわれており、この地域の周辺はいすれも行政の中心になっていたことは確かである。<sup>〔3〕</sup>

甲斐国代官支配は、大久保長安を頂点とする配下の代官（手代）によって行なわれた。この手代については、長安を「慶長六年ヨリ本州諸代官衆ノ司ニテ国奉行トモ称ス、三月以後ノ印書ニ石見守トアリ、此時諸代官ハ石見守手代誰々ト記セリ」（後ニ御代官触頭ト務セル者ヨリモ重任ナリ、此時同奉行ヲ不<sup>レ</sup>置、其職ヲ兼ヌルナルベシ）（『甲斐国志』巻之九）とあり、のちの御代官触頭よりも重任であることが記されている。したがって代官頭大久保長安配下の手代（代官）は、かなりの補限が付与されていたことが分かるのである。

そして甲斐国は慶長一八年（一六一三）四月、長安の死後は四奉行に口向半兵衛正成と島田清右衛門貞時が任せられ、甲府城は引き続き武田旧臣である武川、逸見の諸士一二名（武川一二騎）による交代守番が行なわれた。

元和二年（一六一六）九月、大坂の陣後は、二代將軍秀忠の第三子徳川義典が甲斐国を受封したが、寛永九年（一六三二）上野国高崎に召還りになると、一時期、幕府の天領となつてゐる。しかし、

寛永一〇年（一六三三）に甲府城主は勘定頭伊丹康勝が勤め、一三  
年（一六三六）以降は、城番二人の交代制がしきられている。このと  
き地方は代官触頭・郡代の平岡次郎右衛門和由、勘三郎良民父子ら  
が担当した。

ついで慶安四年（一六五一）、將軍家光の二男綱重は、甲斐一四  
万四千石（他を合計すると一五万石）を領したが、甲府城主になる  
と合わせて二五万石を所領とした。延宝六年（一六七八）に嫡男綱  
重が継ぐと同八年には一〇万石が加増され、計三五万八〇四石九斗  
四升九合を支配した（郡内は秋元泰朝・富朝・高朝が谷村城で一万  
八千石を支配した）。この甲府藩の代官触頭、所々代官については  
元禄八年（一六九五）九月「甲府様御人衆中分限帳」によると「御  
代官触頭」として桜井孫兵衛（二〇〇俵）、遠藤次郎右衛門（同）、  
福井左衛門（同）、「所々御代官」として今井孫兵衛（一七〇俵）、  
山本小平次（同）、越田五郎兵衛（同）、石原七右衛門（一〇〇俵  
三人扶助）、飯塚市郎右衛門（一〇〇俵）、前嶋左次右衛門（一〇  
〇俵）、近山清兵衛（一二〇俵）、鶴田善太郎（二〇〇俵）、能勢  
太郎（一二二俵）、杉半右衛門（一〇〇俵）らの「三名が名を述べ  
いる。

地方支配の構成は「甲府殿、本州十五万石ノ高ニ御代官ノ触頭二  
人、平代官四五人アリ、各々一万石ヨリ三万石位ノ支配高ナリ」  
〔甲斐國志〕卷之九十九）である。甲府市市史編さん委員会「甲府  
市史、史料日録、近世（）」所収の庄瀬案文書（甲府市湯村三丁目）に  
よって、寛文二年から元禄二年までの「年貢割付状」をみると、  
遠藤次郎右衛門、今井忠兵衛、朝比奈藤左衛門、桜井孫兵衛、龜田  
伊兵衛の署名がある。

甲斐国は国中三郡は、慶長八年（一六〇三）以降、將軍の子弟が  
封ぜられ、家門大蕃として幕府の直轄的把握が強力に推し進められ  
ていった。寛永元年（一七〇四）、割量が將軍綱吉の義子になると、  
翌二年から柳沢吉保が甲府に入封し、山梨・八代・巨摩三郡を一円  
支配することになり、同三年七月には郡内（新宿郡）二万六〇〇〇  
石が柳沢氏の預所となり、吉保・吉里の二代二〇年に及ぶ甲斐一国  
支配を展開することになった。諸代中藩の甲府藩の家臣同の構成  
は、「松平美濃守御家中党」によると「御代官組頭」に馬羽与助、  
田中甚兵衛、また「御代官頭」として政田太右衛門・増田新助・坂  
本友右衛門・串田金右衛門・山田恭左衛門・石井角左衛門、「御代  
官」に佐藤政右衛門、（姓不詳）新五兵衛・井出等次郎・竹尾吉左  
衛門・若尾又市・足立佐平治・高橋次右衛門・山崎清次衛・関沢  
徳左衛門。さらに柳沢吉風の時代である、享保四年の松平甲斐守柳  
「御家中役人付」によると「代官衆」として、島崎三郎左衛門（一  
〇〇石）、堺原十次郎・佐藤政右衛門・竹尾吉左衛門（各八五石）、  
堀江丹右衛門（五〇石）が名を連ねている。  
近世甲斐国の支配は享保九年を境として、前期の家門・譲代によ  
る中藩と後期の天領に大別ができる。とくに柳沢氏による  
甲府藩政（在領有時代）二〇年は、家門大藩から幕府直轄領（天  
領）への移行の過渡的な時期をなしたといふことができる。  
前掲甲斐の代官支配の特色は、その中心が代官頭大久保石見守長  
安と配下の代官・手代、ついで代官触頭のなかにみることができ  
る。これらの地方巧者は、家門（徳川義直・忠長・綱重・綱昌）譲  
代（柳沢吉保・吉里）の甲府藩の職制のなかに位置づけられるが、  
具体的には、さらに今後の在地史料の調査によって明らかにしてい

くことが必要である。

## (二)

享保九年（一七二四）四月、甲斐国は柳沢吉里が大和郡山に転封になり、幕府直隸領として代官支配が行なわれた。また、このとき幕府は小若諸組支配有馬内膳純珍を甲府山手勤番支配、同興津能登守忠間を甲府追手勤番支配に任命し、甲府勤番が成立したのである。甲府勤番は山手・追手（大手）の二組に分かれ、それぞれ勤番支配一名、勤番士一〇〇名によって構成され、これに母力一〇名同心五〇名ずつが付属した。勤番の任務は幕府直隸の兵力として甲府

城の守護に当るとともに城内の管理、弓・鉄砲などの武器の整備、甲府治政、町方の支配にあつた。これによつて、甲斐一国の天領化と共に、甲府は幕府直隸都市となり、この時期から從来の町奉行に代つて、役宅に付設された町方役所が月番で應訴・断獄・駆逐その他町の民政を行なうことになったのである。

甲斐の一國天領化と甲府の直隸都市化は、享保改革の天領強化策の一環として実施されたものであるが、甲府は職制上、老中支配、達圓奉行の上位に位置する甲府勤番支配と、勘定奉行支配の代官所を統一的に機能させていくための重要な役割を果たした。したがつて甲府代官所は、上飯田代官所と共に他の石和・市川・谷村代官所とは自ら異なる位置を占めていたといえるのである。甲斐の一國天領化は、幕府が財政基盤の拡充だけではなく、政治・軍事面の総合的把握を企図したものであり、この点甲府代官所の今後の多角的な考究が必要である。

また、甲府直隸都市には享保九年から天明七年まで、上飯田陣屋（現・甲府市宝二丁目、六切小学校前）も設けられている。初代亀田三郎兵衛以下十六名の代官が任命されているが、甲府代官所（陣屋）との関連性が一つの研究課題といつてよいだろう。

ところで甲斐国は後期一國天領の成立とともになう代官所の研究は、きわめて遅れている。まず、各代官所別の基礎的な研究である、代官所の構成と代官の変遷についても未だに確定されてはいない。代官の変遷については、上野晴朝氏の「甲府勤番支配並に代官所代表について」（『甲斐史学』5号）によつて示されたが、その後、『山梨縣土史年

第1図 甲斐国の大和郡山に転封の甲斐國の甲府勤番支配・代官所



### ■甲斐勤番支配

#### ○代官所

平 府(平府市)享保9年~寛政4年

上飯田(平府市)享保9年~天明7年

石 和(東八代郡石和町)

享保9年~慶応4年

谷 村(都留市)享保9年~慶応4年

川 田(甲府市)享保9年~寛政4年

市 川(西八代郡市川大門町)

明和2年~慶応4年

#### ○三箇 代官所

田安原——町田中(山梨市)

越享3年~明治3年

一橋領——宇津谷(北巨摩郡荒川町)

延享3年~宝暦3年

河原部(笛吹市)

宝暦3年~寛政5年

涉木領——下若下(山梨郡都日町)

宝暦19年~寛政7年

八幡北(山梨市)

享保2年~安政3年

表』の「代官所別の代官一覧」によって、かなり明確になってきたといつてよい。しかし、代官一覧表の作成は毎年の幕府勘定所の史料及び地方文書である「年貢割付状」「年貢告添目録」の署名の検討が最も正確なものといつてよい。こうした点で甲府市史編さん過程で作成された、広瀬家文書と金櫻神社文書（甲府市御岳町）の「年貢割付状」と「年貢告添目録」に署名の代官名の一覧表は、きわめて貴重な史料であるといつてよい。（甲府市史 史科 日録 近世分）。

次に、広瀬家文書によつて、享保九年以降慶応四年に至る「年貢割付状」署名の代官の一覧表を作成してみると第1表のようになる。これによると、元文四年（一七三九）の上飯田代官小川新右衛門・大久保内蔵助、文政二年（一八一九）から文政四年（一八二二）に至る石和代官・山本大膳・市川代官・鈴木伝市郎の立候代官支配を除くと、二十九名の代官名と「下總」とある地名のものが明らかである。代官の在任期間が長期なのは、野田松三郎の四年、奥野忠兵衛・小笠原仁右衛門の八年、鶴岡左十郎・中井清太夫・小野田三郎左衛門・小林藤之助の八年、吉田久左衛門・武島左藤の九年、宮村孫左衛門の七年である。これに対し最も短期間は、久保平三郎・風祭求房・川崎平右衛門・柴田善之丞・荒井清兵衛、加藤余十郎・中山誠一郎と「下總」の一年、井上左衛門・福田所左衛門・小笠原雷三郎の二年、藤本甚助・柴村藤三郎・小田切新五郎・真野繁十郎の三年である。これらにもとづくと、七年以上が一名の三七パーセントを占め、三年以下は一四名で、これに「下總」を加えると五〇パーセントとなる。

こうした代官の在任年数と地方行政の事務の関係については、今

後の研究課題であるが歴代甲府代官の半数が三年以下であったことは、やはり封建官僚制に基づく代官支配のめぐらしい交代の傾向を明らかにしているといえるのである。

ところで、甲府代官所の設置とともにもう初代代官は奥野忠兵衛俊である。その陣屋入りの具体的な経緯は、『甲斐国志』卷之百によると次の通りである。

享保九年六月当着、当分寺社・町方共ニ兼帶、帰命院ヲ坂ノ陣屋トス、同十年二月於元柳木ノ地三千五百坪余相渡り建治所一地統ニ長禪寺前、称二甲府陣屋一城内御米倉立会御役料三百俵、御旗方手代上役三人、下役三人附属ス、御代官所高拾万石余。

これによつて、甲府代官奥野忠兵衛は、はじめ帰命院（甲府市東光寺町）を坂屋とし、翌年、長禪寺前（甲府市中央三丁目富士川小学校敷地内）に至る三五〇坪の地に甲府陣屋（長禪寺前跡）を設けている。甲府陣屋（甲府代官所）は、広瀬家文書・金櫻神社文書によると「甲府御役所」とあり、ときに「甲府地方御役所」とも記してある。

次に歴代の各代官の経歴について、「寛政重修諸家譜」「柳家補任」「甲斐國志」「県令譜」及び県史・市町村史の地方史誌類によつて調べると次の通りである。

代官奥野忠兵衛俊は、元禄五年（一六九二）より代官に任せられた。同一四年（一七〇一）に歲奉行・宝永元年（一七〇四）に勘定組頭となり麿米二五〇俵を給せられる。正徳五年（一七一五）には三五〇俵となり、享保九年（一七二四）閏四月一二日、甲斐國が一四

天領になると、新たに甲府代官に任せられた。俊勝は甲府代官を一年勤務したが、享保一九年（一七三四）に勘定吟味役井沢弘忠が、衛水が甲府代官所に赴き、巡見使の件につき組合した際、「衛水が不審せし条々を申ひらきしまでて、租税の損益を議する事なし。しかのみならず四年により、宥免ありし免をもって平年のことに引当し、畢竟我意をたしてやうにきこゆ、あまつきへ國役金をゆるされしものをも納めしやうにして、すべて其職事に意を用ゐる事の等閑なるがいたすところなり」とて翌一九年七月五日には小普請に貶し、出仕をとどめられている。俊勝は一月二七日に許されたが、しかし、代官職には復職することなく、元文二年（一七三七）一月に七三歳で死去している。俊勝は結局、代官職は甲府代官のみの勤務で終ったのである。

山田治右衛門邦政は、室永元年（一七〇四）に御家人となり勘定を勤める。駿米一〇〇俵、享保元年（一七一六）に金奉行となり、同一年八月に代官になつている。はじめ伊豆國三島代官、同一年には駿府（箱根町）代官となり、享保一九年に甲府代官に転じて、元文四年（一七四九）から甲府代官になつた。以後、宝曆七年（一七五七）一月に七三歳で死去している。俊勝は結局、代官職は甲府

一一月勘定吟味役に昇進している。しかし、翌四年一二月に死去している。七一歳。

宮村詠左衛門西疊は、享保一五年（一七三〇）一二月に遣跡を継ぐ。駿米二〇〇俵。元文元年（一七三六）一〇月に小十人となり、同五年（一七四〇）九月に代官に転じていて。最初は、出羽国津山代官、延享三年（一七四六）には越前國本保代官に転じ、寛延二年（一七四九）から甲府代官になつた。以後、宝曆七年（一七五七）までの八年間は在住し、駿府（箱根町）代官に転じ出羽国寒河江代官を勤任しているが、天明八年（一七八八）一〇月には、財政の乏しい上に、手代が年貢金をかすめて逕取するなどの不祥事が起き、また、公金を預けた町人も退職するなど負債がかかる。さらに、その処置が悪く等閑にしていたという理由によって遠隔に廻せられている。

鶴禰左十郎寅道は、享保二〇年（一七三五）に御徒に召抱えられ、のち支配勘定となり、元文五年（一七四〇）には勘定に昇格し評定所留役を勤め、延享元年（一七四四）七月には大坂金奉行になる。ついで寛延三年（一七五〇）六月に代官に転じていて。宝曆五年（一七五五）から同七年の二年間は甲斐國石和代官となり、ついで同七年（一七五七）から明和元年の七年間甲府代官を勤務している。寅道はのら闇東代官に転じていてが、明和六年（一七六九）五月、千代が農民より賄賂をうけたことに連坐し、小普請となり、通訴を命じられている。しかし一〇月九日には許されたが、安永四年（一七七五）に六五歳で死去している。

藤本基助久美は、元文二年（一七三八）八月に西丸の徒目付を勤り、在任期間九年、寛延二年（一七四九）に他へ転じていて。宝曆九年（一七五九）に越後國水原代官に移り、明和三年（一七六六）

四九) 八月に代官に就任している。はじめの代官所は明らかでないが、宝暦三年(一七五三)には美作国倉敷代官、同六年から同國久世代官、ついで同一年(一七六〇)には越後国本保代官と移っている。こうして同三年(一七六三)には中斐國上飯田代官となり、翌明和元年(一七六四)に甲府代官に移っている。七〇) 依三人扶持、在任三年にして同四年には陸奥国塙代官となり、安永六年(一七七七)一月に六八歳で死去している。

柴村藤三郎盛壽は、祖父藤左衛門盛興、父藤右衛門盛香も代官に就任しており、いずれも勘定また勘定補頭から代官に就任している。いわば世襲の代官である。二〇〇) 後、宝暦八年(一七五八)に父盛香の小普請のあとをうけ家督を継ぎ、明和元年(一七六四)代官に任せられている。はじめ出羽国尾花沢代官となり、明和四年(一七六七)には、甲府代官となり、二〇〇) 後、在任三年、同七年に駿府(船屋町)代官に移っている。

小出切新五郎光穂は、小十人に属し、宝暦三年(一七五三)に代官に転じている。当初は不明な点もあるが、宝暦九年(一七五九)には出羽国漆山代官となっている。明和元年(一七六四)には駿府(船屋町)代官となり、甲斐国市川代官を兼帶している。同七年(一七七〇)甲府代官となり、在任三年、安永二年(一七七三)二月七日、甲斐國にて七九歳で死んでいる。

久保平三郎勝峰は、小普請から延享四年(一七四七)西丸の小十人となり、ついで宝暦六年(一七五六)八月に代官に就任している。三〇〇) 後、当初の代官所は不明である。同一〇年に越後国川浦代官となり、明和元年(一七六〇)越前国本保、同三年には甲斐國上飯田代官、安永二年(一七七三)に甲府代官に転じており、翌

三年より天明四年(一七八七)には石和・谷村代官となり、一時期甲府・石和・谷村代官を兼任している。同八年五月に死去した。

真野惣十郎彌照は、宝暦五年(一七五五)一二月に金奉行から代官となる。はじめは三河国赤坂代官に任せられ、明和元年(一七六四)に駿河国鳥田代官、同七年(一七七〇)に甲斐國石和代官に転じ、安永三年(一七七四)に甲府代官となる。在任期間三年で同六年(一七七七)から丹後國久美浜代官となり、天明元年に代官職を辞任したが、同年一月に六七歳で死去している。

中井清太夫九敏は、安永三年(一七七四)に勘定から代官に就任している。当初は上飯田代官となり、安永六年(一七七七)から甲府代官に移り、在任七年にして、天明四年(一七八三)からは谷村代官に移っている。甲州には合わせて一三年の在任後、天明八年(一七八八)から陸奥國小名浜代官に移り、寛政三年(一七九一)八月に在職中に不都合があつたことを理由に扶持召放らとなつている。甲府代官在任中に中井代官は、山梨郡岩佐(甲府市)の信玄火葬場に石碑を建て、また、天明二年(一七八二)には、元禄期以来無住の塩郷村に横沢町より鉢木・中武・遠藤・田中・長谷川の五家を移し村落の復興をはかっている。さらに西八代郡大森村の復興をはかるため笛吹川の治水工事を行ない、上野村内六五〇間を経て笛吹川に落とす排水路を開削している。また、谷村代官在任中には馬糞に栽培されるようになり、「清太夫亭」「清太寺」と称された。

武島左膳修茂は、安永四年(一七七五)三月、小普請から代官に任せられた。はじめ信濃國中之条・飯田代官となり、ついで備中國笠岡・美作國久世代官に移った。天明元年(一七八一)から翌二年

までは但馬國生野代官所預りとなつてゐる。しかし「甲州代官付」には「天明元年迄相勤、石和御障屋へ移る」とあり、すでに甲州へ移つてゐる。のち、天明四年（一七八四）から寛政五年（一七九三）の九年間は甲府代官として在任してゐる。なおこの期間、石和代官を兼務している。武島修茂は、寛政五年八月九日「行状よからず、其職にかなはざるにより、食糧の半を削り、小普請に貶して出仕をとどめられ、一月二〇日ゆるさる」とある。寛六年二月一日、六三歳で死去してゐる。

風祭求馬古明は、父基三郎國長も代官であった。明和六年（一七六九）一月、勘定となり、道跡を継いだのち、天明八年（一七八八）四月に東海道川々普請を担当後、同年八月に代官に任せられてゐる。七〇依五人扶持。当初は越後國鷹野町代官を勤め、寛政三年（一七九一）には同國川浦代官に移り、ついで寛政五年（一七九三）に甲府代官となつてゐる。しかし、在任一年で寛政六年（一七九四）一二月に鉄砲正裏奉行に転じてゐる。

小笠原仁右衛門則普は、勘定から天明七年（一七八七）三月に代官になつてゐる。寛政元年（一七八九）六月、勘定の福島又四郎正儀が罪を得たとき、則普も落度あるによつて押留をとめられてゐる。当初は越後國塙代官ついで翌八年には山羽國寒河江代官から寛政二年（一七九〇）に駿府（掛屋町）代官に転じてゐる。役料二〇〇俵、寛政六年（一七九四）に甲府代官となつており、在任一〇年、享和四年（一八〇四）三月に代官を依頼退任してゐる。

川崎平右衛門定安は、祖父平右衛門定孝、父市之進定盈は共に代官職を歴任してゐる。定安は安永七年（一七七八）七月、道跡を継

ぎ石見國銀山支配を兼ね、慶米一五〇俵。寛政元年（一七八九）一二月、甲州へ攝所井となり石和代官を勤める。文化元年、甲府代官、在任一年を勤める。のち出羽國寒河江代官となり、文化七年まで在任してゐる。

野田松三郎政辰は、安永九年（一七八〇）に勘定から代官に任せられ、出羽國漆山・柴橋代官を勤め、天明八年（一七八八）三月、駿河・遠江・三河の幕領に支配替えとなり、駿河國鳥田、遠江國中乗代官として寛政六年（一七九四）まで勤める。ついで駿府（船尾町）代官となり、文化二年（一八〇五）甲府代官に転じ、文政二年（一八一九）まで一四年間在任してゐる。

山本大膳雅直は石和代官、鈴木伝市郷正恒は市川代官である。甲府代官は文政二年（一八一九）と翌三年は立会代官の支配である。

小野田三郎右衛門信利は、明和三年（一七六六）一〇月、道跡を継ぐ、慶米二〇〇俵、寛政五年（一七九三）一〇月、小普請より代官となる。寛政一二年（一八〇〇）より文化元年（一八〇四）まで遠江国中乗代官を勤め、ついで駿府（船尾町）代官・信濃國飯島代官に転じ、文化一〇年（一八一三）から文政三年（一八一〇）まで關東代官を勤めたのち、文政四年（一八一四）に甲府代官となり、在任七年、文政二年（一八二〇）に至つてゐる。なお信利は文政一〇年一二月二三日に、「老衰御憂矣」とあるから、恐らく、その後老衰のため代官を辞職したものと思われる。

吉川榮左衛門貞幹は、文化二年（一八一四）一二月に代官となる。はじめ父榮左衛門の見習として水左衛門と称し、文化八年二月には上野國岩鼻代官所に勘定として在任した。文政四年（一八二二）二月より七月まで信濃國中野代官古山善吉と、越後國水原代官所の

立会支配預りを行なつた。文政六年（一八二三）甲州石和代官に転じ、同一一年（一八二八）から甲府代官となり、在任七年で天保六年（一八三五）まで勤める。実際は同五年六月一日に死去しているが、「県令譜」によると「天保五年十二月十八日、病死、武拾儀式人扶持」とある。

柴田善之丞政方は、文政一〇年（一八二七）一〇月に勘定組頭より代官に任せられた。当初は陸奥国境代官及び小名派代官となり天保二年（一八三一）より石和代官に転じて天保六年に至っている。

同年に甲府代官となり、役料二〇〇俵、翌七年には美濃郡代に昇格した。

井上十左衛門頼紀は、はじめ五郎左衛門と称した。文政一〇年（一八二七）一〇月四日、小十人組から代官に任せられ、はじめ信濃國中之条代官、同一二年（一八二九）から信濃國中野代官になる。ついで天保六年（一八三五）五月には石和代官に転じ、翌七年に甲府代官になった。（一〇〇俵。天保九年（一八三八）郡内騒動の責により免職、小音請入となる。

松坂三郎左衛門久重は、勝海舟の伯父（勝小吉の兄）である。天保七年（一八三六）三月、勘定から代官に任せられる。はじめ越後

国水原代官となり天保九年（一八三八）まで在任。同年甲府代官に転じ、天保一三年（一八四二）まで四年間を在任し、同年八月、西丸の切手番之頭となり、安政三年（一八五六）三月に辞任している。

小林藤之助は、天保七年（一八三六）八月勘定崎味方改役より代官に任せられた。信濃國中野代官となる。天保九年（一八三八）三月、甲斐国市川代官に転じ、同一三年（一八四二）には甲府代官となる。在任八年、嘉永三年（一八五〇）に至る。嘉永六年（一八五五）に至る。

三) 陸奥国境代官預り、安政二年（一八五五）上野国岩鼻代官となれる。

福田八郎右衛門道昌は、天保一四年（一八四三）七月、佐渡奉行支配組頭より代官に任せられる。当初は陸奥国梁川代官となり、弘化元年（一八四四）川俣代官となる。同四年（一八四七）に甲斐国市川代官に転じ、嘉永三年（一八五〇）に甲府代官となる。在任四年、同七年（一八五四）六月、西丸裏内番之頭に昇格し、さらに安政四年（一八五七）四月、勘定崎味役となつている。

荒井清兵衛彌道は、弘化一四年（一八四七）一二月小音請方改役から代官に任せられた。まず陸奥国境代官となり、嘉永三年（一八五〇）には甲斐国市川代官に転じ、ついで安政元年（一八五四）には甲府代官、翌二年（一八五五）<sup>(8)</sup> 陸奥国桑折代官となり、同五年（一八五八）因東代官となつている。

寺西直次郎は、天保一三年（一八四二）三月、小音請組戸塚豊後守支配より代官に任せられた。当初は陸奥国境代官となり、嘉永元年（一八四八）駿府（箱根町）代官に転じ、嘉永六年（一八五三）には丹後国久美浜代官となつている。さらに安政二年（一八五五）に甲府代官となり、在任六年、万延元年には納戸頭に昇進してい

る。

福田所左衛門知は、嘉永七年（一八五四）六月、勘定崎味方改役より代官となる。当初は、越後国水原代官となり、安政五年（一八五八）陸奥国桑折代官に転じ、一五〇俵。文久元年（一八六一）に甲府代官となる。在任二年、文久三年（一八六三）には因東代官に移り、慶応三年（一八六七）に広敷番頭に昇進している。

加藤余十郎は、安政五年（一八五八）二月評定所審役勘定より代

第1表 甲府代官変遷一覧（廣瀬家文書）

| 代官名               | 在任期間                   | 在任年数 | 前歴    | 後歴        |
|-------------------|------------------------|------|-------|-----------|
| 奥野 忠兵衛 俊勝         | 享保9年(1724)～享保19年(1734) | 10   | 勘定組頭  | 小普請       |
| 山田 治右衛門 邦政        | 享保19年(1734)～元文4年(1739) | 5    | 駿府代官  | 小普請       |
| 小川 新右衛門<br>大久保内蔵助 | 元文4年(1739)             | 1    |       |           |
| 吉田 久左衛門 住国        | 元文5年(1740)～寛延2年(1744)  | 9    | 代官    | 代官        |
| 宮村 孫左衛門 高豊        | 寛延2年(1744)～宝曆7年(1757)  | 8    | 越前本保代 | 駿府代官      |
| 鷺舎左十郎 実道          | 宝曆7年(1757)～明和元年(1764)  | 7    | 石和代官  | 関東代官      |
| 藤木 善助 久英          | 明和元年(1764)～明和14年(1779) | 3    | 上飯田代官 | 堀代官       |
| 柴村 藤三郎 盛廣         | 明和4年(1767)～明和7年(1770)  | 3    | 尾花沢代官 | 駿府代官      |
| 小田 切新五郎 光様        | 明和7年(1770)～安永2年(1773)  | 3    | 駿府代官  | 死亡        |
| 久保 平三郎 勝峰         | 安永2年(1773)             | 1    | 上飯田代官 | 石和代官      |
| 真野 惣十郎 勝熙         | 安永3年(1774)～安永6年(1777)  | 3    | 石和代官  | 久美浜代官     |
| 中井 清太夫 九散         | 安永6年(1777)～天明4年(1784)  | 7    | 上飯田代官 | 谷村代官      |
| 武島 左膳 修茂          | 天明4年(1784)～寛政5年(1793)  | 9    | 上飯田代官 | 小普請       |
| 風祭求馬 古明           | 寛政5年(1793)             | 1    | 川蒲代官  | 鉄砲王織行     |
| 小笠原仁右衛門 則普        | 寛政6年(1794)～文化元年(1804)  | 10   | 駿府代官  | 依頼退任      |
| 川崎 平右衛門 定安        | 文化元年(1804)             | 1    | 石和代官  | 寒河江代官     |
| 野田 松三郎 政辰         | 文化2年(1805)～文政2年(1819)  | 14   | 駿府代官  | 末詳        |
| 山本 大膳 鈴木 伝市郎      | 文政2年(1819)～文政4年(1821)  | 2    |       |           |
| 小野田三郎右衛門信利        | 文政4年(1821)～文政11年(1828) | 7    | 関東代官  | 退任        |
| 吉川 栄左衛門 貞幹        | 文政11年(1828)～天保6年(1835) | 7    | 石和代官  | 死亡        |
| 柴田 善之丞 政方         | 天保6年(1835)             | 1    | 石和代官  | 美濃郡代      |
| 井上 十左衛門 順紀        | 天保7年(1836)～天保9年(1838)  | 2    | 石和代官  | 小普請       |
| 松坂三郎左衛門 久齋        | 天保9年(1838)～天保13年(1842) | 4    | 水原代官  | 西丸切手番之頭   |
| 小林 藤之助            | 天保13年(1842)～嘉永3年(1850) | 8    | 市川代官  | 代官        |
| 福田八郎右衛門 道昌        | 嘉永3年(1850)～安政元年(1854)  | 4    | 市川代官  | 西丸裏門番之頭   |
| 荒井 清兵衛 顥道         | 安政元年(1854)             | 1    | 市川代官  | 桑折代官      |
| 寺西 直次郎 知          | 安政2年(1855)～文久元年(1861)  | 6    | 久美浜代官 | 納戸頭       |
| 福田 所左衛門           | 文久元年(1861)～文久3年(1863)  | 2    | 桑折代官  | 関東代官      |
| 加藤 余十郎            | 文久3年(1863)～元治元年(1864)  | 1    | 市川代官  | 評定所留役勘定組頭 |
| (下總)              | 元治元年(1864)             | 1    |       |           |
| 小笠原甫三郎            | 慶応元年(1865)～慶応3年(1867)  | 2    | 岩鼻代官  | 関東代官      |
| 中山 誠一郎            | 慶応3年(1867)～慶応4年(1868)  | 1    | 駿府代官  |           |

(注)「甲府市史 史料目録 近世(上)」等による。

第2表 甲府代官変遷一覧(金櫻神社文書)

| 代官名      | 在任期間                   | 在任年数 |
|----------|------------------------|------|
| 奥野忠兵衛    | 享保9年(1724)～享保19年(1734) | 10   |
| 山田治右衛門   | 享保19年(1734)～元文4年(1737) | 5    |
| 小川新右衛門   | 元文4年(1737)             | 1    |
| 大久保内蔵助   |                        |      |
| 吉田久左衛門   | 元文5年(1738)～寛延2年(1745)  | 9    |
| 斎藤新八郎    | 寛延2年(1745)～宝暦7年(1757)  | 8    |
| 岩佐錦藏     | 宝暦7年(1757)～宝暦9年(1759)  | 2    |
| 今井平三郎    |                        |      |
| 町野惣右衛門   | 宝暦9年(1759)～宝暦10年(1760) | 1    |
| 鵜飼左十郎    |                        |      |
| 鵜飼左十郎    | 宝暦10年(1760)～明和元年(1764) | 4    |
| 藤本恭助     | 明和元年(1764)～明和4年(1767)  | 3    |
| 柴村藤三郎    | 明和4年(1767)～明和7年(1770)  | 3    |
| 小出切新五郎   | 明和7年(1770)～安永2年(1773)  | 3    |
| 久保平三郎    | 安永2年(1773)～天明4年(1784)  | 11   |
| 武島左膳     | 天明4年(1784)～寛政5年(1793)  | 9    |
| 風祭求馬     | 寛政5年(1793)             | 1    |
| 小笠原仁右衛門  | 寛政6年(1794)～文化元年(1804)  | 10   |
| 川崎平右衛門   | 文化元年(1804)             | 1    |
| 野田松三郎    | 文化2年(1805)～文政2年(1819)  | 14   |
| 山本大勝     |                        |      |
| 木曾鉢      | 文政2年(1819)～文政4年(1821)  | 2    |
| 小野田三郎右衛門 | 文政4年(1821)～文政11年(1828) | 7    |
| 吉川榮左衛門   | 文政11年(1828)～天保6年(1835) | 7    |
| 柴田善之丞    | 天保6年(1835)             | 1    |
| 井上十左衛門   | 天保7年(1835)～天保9年(1837)  | 2    |
| 松坂三郎左衛門  | 天保9年(1837)～天保13年(1842) | 4    |
| 小林嘉之助    | 天保13年(1842)～嘉永3年(1850) | 8    |
| 福田八郎右衛門  | 嘉永3年(1850)～安政元年(1854)  | 4    |
| 荒井清兵衛    | 安政元年(1854)             | 1    |
| 寺西直次郎    | 安政2年(1855)～元治元年(1864)  | 9    |
| 「下總」     | 元治元年(1864)             | 1    |
| 小笠原甫三郎   | 慶応元年(1865)～慶応3年(1867)  | 2    |

(注)『甲府市史 史料目録 近世(?)』による。

官となる。当初は石見國大森代官となり、文久二年(一八六二)に甲斐国市川代官に転じ、同三年に甲府代官となる。元治元年(一八六四)二月には評定所留廢勘定組頭に移っている。次の元治元年の「下總」は未詳である。

小笠原甫三郎は、文久三年(一八六三)四月、仲宗原奉行支配調役より代官となる。はじめ上野国岩舟代官となり、慶応元年(一八六五)に甲府代官に転じ、同三年に至っている。ついで関東代官に移っている。

中山誠一郎は、文久三年(一八六三)一二月勘定から代官に任せられた。はじめ上野国岩舟代官となり、慶応元年(一八六五)駿府(船橋町)代官に転じ、同三年に甲府代官となって翌四年に至っている。

以上の甲府代官へのコースを前歴・後歴に分けて整理すると第1表のようになる。これによると前歴では、奥野忠兵衛を除く他の者たちはいかつたといつてよい。つまり甲府代官は代官職の研鑽

者が転じ民政を担当しているのである。この傾向は甲府代官所の特有のものであるか他の代官所と比較する必要がある。また、このうち甲斐關係の上飯田代官が三名、石和代官が六名、市川代官が四名の一三名が含まれていることは、甲斐國內の他代官所との関連性が強調されることになると思う。後屋では他の代官所への移動は一二名、このうち甲斐國內の石和代官、谷村代官は各一名ときわめて少い。

また、昇進への道も限られている。

なお元治元年の「下総」の記載については『県令集覽』の元治二年正月改正版によると、甲府代官は甲府町奉行・代官兼任の小田切愛之助となつており、きわめて臨時的であり、そこに江戸詰八名、甲府詰一一名が記載されている（第3表参照）。これに対し、元治二年リ慶應元年の甲府代官小笠原重三郎は、この段階では下総・常陸を管轄し、江戸詰一九名がその属僚である。この時期の甲府代官所の移動が「年貢割付状」の署名を「下総」と記載したものと思われるが、しかしこれにはなお若干の傍証史料が必要と考える。

「金鏡神社文書」の「年貢割付状」によつて代官の変遷を示したのが第2表である。これによると、さきの広瀬家文書と部分的に相違する箇所がみうけられる。甲府代官は第1表においては寛延二年（一七四九）以降、明和元年（一七六四）までが官吏攝左衛門・鶴飼左郎代官であるのに對し、第2表では斎藤新八郎・岩佐那麿、それに今井平三郎・町野惣右衛門・鶴飼左郎の立合代官を経て鶴飼左郎の單独代官になつてゐる。また、第1表は、安永二年（一七七三）から天明四年までが、久保平三郎・眞野惣十郎・中井清太夫であるのに對し、第2表では久保平三郎が一年間代官をしてゐる。安政二年（一八五五）から元治元年（一八六四）には第1表は

寺西直次郎・福田所左衛門・加藤余十郎に対し、第2表では寺西直次郎の九年間代官となつてゐる。このように甲府市内の近隣諸村の支配が、若干異なるのは、代官所管轄に微妙な相違がみられるわけであり、今後各村別の調査によって、相違点など一層明らかにすることができると思う。

### (三)

甲斐國甲府代官所の属僚構成については、天保四年の『柳本枝』、天保一〇年以降の『県令集覽』によつて、その変遷を知ることがであります。江戸から三六里に位置する甲府代官所には甲府詰の手付・手代があり、江戸詰と密接に連絡をとりながら天領支配を行なつてゐた。属僚は手付と手代に分かれ、元禄・公事方・支配勘定格・裁判・普請役格の担当があつたが、その人名と人数を示したのが第3表である。

天保四年以後においては、江戸詰手付・手代は七名から一三名であり、平均すると九名強である。甲府詰をみると九名から一四名であるが、平均すると一〇名強である。江戸詰と甲府詰の合計をみると一六名から二五名とかなり幅がある。これを同じく平均してみると二〇名弱である。この属僚の人数を石和代官所の場合と比較すると、甲府詰は全体として石和詰より多く配置されていることが分かる。元文元年（一七三六）の代官所の構成人員は、代官の下に元禄手代・並手代・書役・侍・勝手賄・足輕・中間から成つてゐる。これが寛政年間（一七八九～一八〇一）になると、新たに小給の御家人のなかから手付を任用することになったのである。したがつて代官所の手付・手代の構成は、寛政年間以降というものが現在の見方

である。全体の構成からみると手付と手代の人数の他に、当然、これを補佐する書役以下の属僚が代官所には配属されていたわけである。代官所の役人の実数はこの二倍以上になっていたとみてよいのである。

代官所の事務処理は、手付と手代によって行なわれるが、元禄がそれを総括する。手代は代官（幕本）や手付（御家人）と違つて幕臣ではない。代官が天領を支配するに当つて、地方の事務に熟達した者を農民や町人などのうちから採用し、勘定奉行の許可を得て正式に雇つたものである。そのため、農村の名主や豪農の二・三男で縁故によつて就職し属僚となる場合が多い。手付と手代は同じ仕事にたずさわるが、有能な手代は功労によって元禄手代から、さらに手付へとなれるのである。代官の雇いであった手代が幕臣である手付へ身分変化することであり、代官所の属僚の官僚化が促進することになったのである。

代官所の手付・手代名を明らかにした第3表によると、手代と手付では、手代の数が多いことがすぐ分かる。しがつて属僚の構成では手代が中心になっている。第3表で代官別では、属僚の多いのは天保四・一〇・一三年の吉川榮左衛門と松坂三郎左衛門、安政五・七年の寺西直次郎、慶応二・三・四年の小笠原甫三郎と中山誠一郎の時期である。これに対しても少いのは天保一四・嘉永元・四・七年の小林謙之助・福田八郎右衛門、また文久元・三、慶応元年の福井所左衛門・加藤余十郎の時期である。属僚の人数は固定化されていないが、代官の民政の実施と属僚数の変化が関連があるか今後、究明していくべき問題点である。慶応元年＝元治二年の小田切愛之助は、甲府町奉行・代官兼帶でありこの時期に甲府代官の支

配に変動がみられたといつてよいのである（年賃割付状の差出は「下總」とある）。

#### (四)

甲府代官の支配高については、当初の享保九年四月一二日、奥野忠兵衛に対し一〇万二七二石二斗七升を管轄を命じてある。さらに幕府勘定所の「御代官井御預所御物成納私御勘定帳」によつて支配高をみると第4表のようになる。これによると享保期の一〇万石の支配高は、しだいに八万石台になつていてることがよく分かる。

なお、文化六年の野田松三郎の支配高・支配領域を「御料郷村多草記」によつてみると次の通りである。

甲斐 野田 松 三 郎

一、高八万四千八百武拾九石三斗六合

内

高巻万八千武百三石七斗九升五合

甲州山梨郡

三拾ヶ村

高五万六千五百六拾七石九斗四升九合

同國巨摩郡

百拾武ヶ村

一橋殿上知

高宅万五拾七石五斗五升八合

同國同郡

武拾武ヶ村





当分御預所

甲斐

一、高三万式千九拾六石三斗五升七合

清水殿上知

内

高毫万四千式百六石八斗八升四合

甲州山梨郡

三拾ヶ村

一ツ橋殿上知

高四千五百五拾六石武斗武升七合

同國巨摩郡

六ヶ村

高毫万三千三百三拾三石三斗六合

同國同郡

三拾ヶ村

当分御預所

甲斐

一、高七万八千三百五拾三石九斗三升八合九勺九才

内

高式万八千式百五拾七石三斗九升武合八勺九才

甲州八代郡

五拾七ヶ村

高式万九百拾老石六斗六升八合五勺

同國都留郡

百七ヶ村

高毫万五千五拾九石九升五合六勺

同國山梨郡

三拾七ヶ村

同國同郡

武拾三ヶ村

これによると、支配高八万四

八二九石余は甲斐國山梨・巨摩  
郡に分布しており、とくに御三  
卿のうちの一橋家の上知の分が  
これに含まれている。これに當  
分御預所として、高三万二〇九  
六石余が清水殿と一橋家の上知

分、さらに高七万八千五百石余  
が八代・都留・山梨の三郡に分  
布している。これによって、支  
配高に当分御預所を含めると、  
野田松三郎の支配高は一九万五  
二七九石余に及び甲斐四郡に分  
布していたことが分かる。

なお、第4表の文久三年は甲  
府代官の支配高は記載されず、  
市川代官安藤伝蔵の支配高一七  
万八四八〇石余に含まれてい

第4表 甲斐國甲府代官の支配高・支配地

| 年 次         | 代 官       | 支 配 高    | 支 配 地 |
|-------------|-----------|----------|-------|
| 享保14年(1729) | 奥野忠兵衛 俊勝  | 10万0270石 | 斐     |
| 享保17年(1732) | 奥野忠兵衛 俊勝  | 10 0555  | 斐     |
| 宝曆7年(1757)  | 鶴飼左十郎 実道  | 6 3506   | 斐     |
| 天保9年(1838)  | 松坂三郎左衛門久廣 | 8 3500   | 斐     |
| 文久3年(1863)  | (安藤伝蔵)    | 17 8480  | 斐     |

(注) 「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」他により作成。  
なお安藤伝蔵は市川代官である。

る。恐らく八万石台とみられるが、文久三・元治元年に専任の甲府代官の空白（甲府町奉行の兼革）が、市川代官管轄の記載になったものと思われる。

### おわりに

以上、主として享保九年（一七二四）以降の甲斐一国天領化と甲府直轄都市化における、甲府代官所の推移を制度的視角から考察した。代官研究は未だこうした基礎研究の段階を充分に克服されていとはいわざる。甲府市域には享保九年以降、天明七年まで上飯田代官所が設置されており、それとの関係も明らかにする必要がある。また、石和、谷村、市川、川田代官所との關係も重要な問題である。甲斐一国天領化には、さらに田安・一橋・清水家の御三卿の所領の問題も含まれる。天領では宝曆・天明期に郡中縦代が設けられるが、これは代官所と農村の間にある、いわば中間支配機構であり、村を越えたこうした郡中縦代の位置と役割を考察していくことが大切である。本稿は甲斐天領の総合的研究の一環としての基礎的な研究であるが、今後は、多角的な研究によって、近世後期における甲斐一国天領と代官支配の特色を明らかにしていくことが必要である。

### 注

- (1) 村上直「近世初期、甲州系代官衆の系譜について」（武田藏前著を中心にして）（豊田武博士古稀記念・日本近世の政治と社会）所収
- (2) 貞享・元禄頃作成の『甲州府中間書』にも「代官町に大久

保石見守殿と甲部代有之」とあり、代官町は政治の中心地であったことが窺われる。

(3)(4)(5) 『甲州文庫史料』第六巻 領地支配編。

(6) 村上直『江戸幕府代官史料』所収。

(7) 野沢昌康「中井清太夫」「郷土史にかがやく人々」11。村上直『江戸幕府の代官』

(8) 佐藤八郎「荒井清兵衛」「郷土史にかがやく人々」14。村上直『江戸幕府の代官』

(9) 村上直・荒川秀俊『江戸幕府代官史料』「県令集覽」— 所収。

(10) 村上直「甲斐國石和代官所に関する一考察」（磯貝正義先生古稀記念論文集『甲斐の地域歴史的展開』）所収。

(11) 東京大学付属図書館所蔵。

(12) 郡中縦代については、久留島浩「甲州市川代官所管下の天領における郡中縦代の機能について」『信濃』三〇一五・六。

同「甲州の幕領における手代と郡中縦代」『論集きんせい』2。安藤正人「近世後期甲州幕領の郡中縦代史料」『史料館研究記要』一〇など、注目すべき研究や史料紹介がある。

なお、近世甲府については安藤正人「近世甲府の都市構造と役負担」『史料館研究』の成果がある。

（市史編さん委員会）

# 国玉神社所蔵、晴信文書の年紀推定

## 服部治則

### はしがき

国玉神社（玉諸神社）には、天正一年四月二十四日、徳川家康印判状、天正一七年正月一日二三日、伊奈忠次神領証文、天正二拾歳二月八日、加藤光泰判物、更に江戸時代の文書が多く残されてゐるが、武田關係では、年紀なし八月一二日、晴信花押文書が一通存在する。

その外、作成年代が必ずしも明らかではないが、神主家穢部氏を



晴信花押文書

知るために、「穢部家系譜」一巻がある。この系譜によれば神主家は開祖より穢部氏が数代つづいたが、建武年中、武田信玄の弟武田七郎信正の子、武田三郎、後ち紀伊介武正が、穢部藏人保成の女と婚して、養父の神官を継ぎ、それ以降武田氏を名乗つており、天正一〇年武田勝頼滅亡後、武田河内守正清入道龍源齋の娘子二郎三郎正元が再び穢部に改め、家紋は両家の「丸ニ横三ツ引」と「割菱」を用いているとしている。

穢部神主家の歴史的研究も必要であるが、この稿では、年紀なし八月一二日、晴信文書について思い付く所を記すことにする。

—

「從今川殿以三宮羽守承候間、去七日坂本へ指候。例式豆州へ一大酒振舞まで二候間、何事も不調議合候。亦小山田をハ佐久郡へ差遣候。以彼是一向不如意迷惑候。同者急度有出米御意見可為大望候。」猶從高白所可申候不能一二候。恐々謹言。

八月一二日

晴信（花押）

—

右の文書は、『甲斐国志』には引用されておらず、のち、『西山梨

郡志』・『信濃史料』・『新編甲州古文書』に採用されている。

この文書には年紀が記されていない。我々の興味の一つは年紀推定のことである。

ここで『穂部家系譜』を見ると、右の文書を、正清の譜の箇所に写し入れてある。即ち、右の文書の宛先河内守を武田太郎正清号龍淵齋としているのである。『穂部家系譜』については別に紹介を必要とするが、差し当たり正清の譜を左に示すと、

「正清 武田太郎。母同兄。河内守。龍淵齋。  
弓上手白 武田信虎公。射礼相伝。」

室上野國穂部大蔵少輔秀春女与子。

元龜三五年六月十八日卒ス。寿五十八。」

とあって、正清は正興（武田六郎。丹波。室上野大蔵信成女。一中路一享禄三庚寅年正月一八日卒。五六歳。）の三番目の子となつてゐる。正興の長女は曾乃（今井源三（虎林室）。長男は正常（武田助太郎。大永二五年八月一三日病死。母今井大蔵大輔信成女）であるので、「母同兄」とあるのは正興の室、今井大蔵大輔信成女である。今井大蔵大輔は「丹波光武田系図」に見える今井大蔵大輔信父と同人物、今井源三は同系図に見える源三と同人物と考えられる。『蓮寺過去帳』によれば大蔵大輔は明応三年（一四九四）甲寅三月二六日打死銀阿弥陀院。源三は永正五（六の誤か）己巳年（一五〇九）一二月二四日打死阿弥陀院と見えるものに比定できるのではないか。（筆者著「今井兵庫助とその系譜」参照）

八月一二日付頃信花押、蘿湖齋宛の文書を右の『穂部家系譜』の中に入れて、天文一五丙午年とし、晴信の志賀城攻めに關係する文

書と考えたようである。

即ち、正清の譜の右に引用した記述につづけて、

「天文十五丙午年七月下旬、当国星形時信公將軍信兩國ノ兵ニ攻ム信州佐久郡志賀ノ城ヲ。然ニ上州高田ノ一族山内兵ヲ援クニ志賀殿ヲ屯ス。浅間嶽ノ麓ニ。依之上州諸将各拠セ加ヘル之ニ。八月六日甲州ノ先鋒板垣慶次守信方、甘利備前守虎泰、横田備中守高松、多田三八満頼等擊破」之。新ノ得十四人、雜兵三千余人ヲ失ス。志賀城辺ニ。同十一日志賀落城、志賀殿、依田高田ノ一族三百余人死レ之。同十二日晴信公聞フ御書ヲ于籠洲齋ニ。其文二

曰ク」

として次に八月一二日付の文書を写し記しているのである。

右の志賀城攻めを天文一五丙午年とするのは『妙法寺記』を原據としたものらしい。即ち、『妙法寺記』天文一五丙午の記事に、

「此年信州佐久郡シカ殿城ヲ甲州ノ人數信州人數悉滅合彼成候而取懸被食候。去程ニシカ殿モ薩分ノ兵共ヲ御持候。又常州ノモロオヤニテ御座候高田方シカ殿ヲ見廻候而、城ヲ守リ被食候。去程ニ又常州薩分ノ旁高田ヲ見付候而、浅間ノ巣ノ廻ニ御障ヲ取候。去程ニソレヲ目懸候而、板垣慶次守信方、甘利備前守殿、横田備中守殿、多田三八殿、其外向イ軍ヲ被食候。去程ニ常州人數切劣ケ候而、名大將十四人打取、雜人三千計打取、此皆ラシカ城廻リニ悉御懸候。是ヲ見テ要害ノ人數モ力ヲ失ヒ申候。去程ニ城ハ水ニツマリテ常州人數ト合戦ハ八月六日。シカ要害ハ八月十一日。依田一門高田一族シカ殿御内ヲハカラウ平六左衛門尉兄弟八人。去間以上打死三百計。シカ殿御上ヲハ小山田羽州給テ胸機ヘ御同心申候。去程ニ男女イケトリ被食候而、悉甲州へ引越申候。

去程ニ二貫(二貫五貫一貫ニテモ身類アル人ハ承ケ申候。)

(<sup>(6)</sup>)

右若干長い引用をしたが、「穢部家系譜」の記載が「妙法寺記」の内容を参照していると思われるからである。右のように「妙法寺記」の志賀城攻めの記事は精緻であるが、これを天文一五年年に入れたのは誤りである。記事それ自体ではなく、年度の入れ誤りである。

『穢部家系譜』は龍淵齋死文書の中の文言「猶從高白所可申条」の「萬白」を「高田」と読み、「妙法寺記」の志賀城の援軍上州の高田一族と解釈して、「妙法寺記」の志賀城攻めの記事を採用し、天文一五年としたと推測できる。

志賀城攻めは天文一六年である。年月日に誤りの多い「甲陽軍鑑」でさえ、その品第二七に、

「天文十六年八月二日辰の刻に、晴信公甲府を御立あり、四月六日口に信州さくの郡しがの城へ取つめ、同十一日に彼城を賣おとし、しかも城主笠原新三郎を討とり給ひ、小室へ御馬を入れ、(下略)」

としている。

最も信用し得る記録は「高白齋記」である。ただしその原本はなく、江戸期の写本が「甲陽日記」として戦前まであって、「甲斐志賀集成」にも入れられたが、延享二乙丑年、甲府城守力柴田仲助が写本の際、故意に混入した部分を注意して読めば、最も史料価値ある記録となるものである。「高白齋記」には、

「天文十六丁未年(中略)

七月大。十四日節。十八日丁卯向志賀御門出ノ御駕高橋所迄。

聞七月小秋九日戊子大井三州其外御先衆出陣。十三日御出陣。十四日節。廿日桜井山遂御着。廿四日卯刻ヨリ午刻迄志賀ノ城へ被

為取替一候。廿五日未刻水ノ手被為取。小笠原、金吾、山家參陣。八月大吉高橋雨。敵城ノ雲石ノコトクナリ。六日甲寅卯刻板駕其外動、関東衆數多被討捕。申刻一戰。十日午刻外曲輪燒、子丑刻二ノ曲輪燒。十一日巳未午刻志賀父子高田父子被討捕。廿二日御無府。(下略)

とあって、志賀城攻めの年次は天文一六年で、「妙法寺記」も年次を改めれば、月日はほとんど合致している。

この中の志賀殿は信州佐久郡(現佐久市)の志賀城に據つた笠原清繁の親戚に当る上州甘樂郡原城主の高田憲頼父子が援軍として志賀城に籠つていたのをいう。天文一六年八月一日に死んだのは「寛政重修諸家譜」では高田兵庫助連春となつておらず、小次郎(大和守)憲頼は武田家に属し、旧地を安堵している。天正元年四月五日、年四八で死んだ。その子小次郎(兵庫助)信頼は晴信の信の字を受けられ、勝頼にも仕え、その後天正一六年三月一五日、年三九で死んだ。従つて、志賀城で討死した父子は憲頼の父と見であろうか。遠藤次子憲頼は武田氏に降り、その子信頼も武田家滅亡に至るまで武田勝頼に従つてゐるのである。

『穢部家系譜』が高白を高田と読んで、志賀城攻めの際、高田が降伏を申入れて來た文書と解釈した形跡がある。更に、天文一六年を「妙法寺記」に從つて天文一五年としたものである。

「高白齋記」の高橋は誤写で高白ではないかとの疑いがあるが、証拠がないので、いまは抜くより仕方がない。板駕は勿論板垣駕河

守信方である。『磯部家系譜』の記事の部将たちの名乗りは例えれば多田三八清順の名前のように、『甲斐國志』を参照した形跡が濃厚である。

さて、『磯部家系譜』が「猶從高田所」と読んだ高田を改めて高白と読めば事情が変ってくる。高白は『高白齋記』の著者、高白齋が関係する文書が永禄元年にもあり、彼の没年は今所明らかにされていない。人年記なし八月一二日付晴信花押、龍源院文書の年紀推定には、文中の事件、人名、地名が手掛りとなることはいうまでもない。人名としては、今川戰、その家臣の一宮出羽守、豆州、小山田、高白であり、地名としては坂本、佐久郡が見える。この場合小山田は姓のみであるから、小山田山羽守信有か子の小山田赤三郎信有（のち信茂、兵衛尉、さらに出羽守）の何れか、或は石田の小山田備中守であるのか、この文書だけでは不明である。豆州と呼ぶのは穴山伊豆守信友と断定してよいであろう。信友は永禄三年（一五六〇）二月一六日没、五五歳である。その子が信君（のちの梅雪齋）である。今川義元は永禄三年五月一九日桶狭間に戦死するのである。今川義元は永禄三年五月一九日桶狭間に戦死するのである。今川義元は永禄三年五月一九日桶狭間に戦死するのである。

が、一宮出羽守はその生死の年次が明らかでない。『駿河記』・『駿河志料』等では一宮出羽守は晴政軍主と号し、有度郡用宗城を守り、永禄二年一二月信玄の駿河侵攻の際、駿府落城ののち、用宗

守信方である。『磯部家系譜』の記事の部将たちの名乗りは例えれば多田三八清順の名前のように、『甲斐國志』を参照した形跡が濃厚である。

さて、『磯部家系譜』が「猶從高田所」と読んだ高田を改めて高白と読めば事情が変ってくる。高白は『高白齋記』の著者、高白齋が関係する文書が永禄二年の五月二日ないしはその極近い何日か前以降である。以上のことから、右文書の下限は永禄元年ということはわかるが、これだけでは年紀の推定にはならない。

次に、地名坂木に注目すれば如何であろうか。坂木は永年に亘って武田氏の攻撃に反抗した村上義清の城である。坂木の葛尾城が、武田氏によって最後に陥されるのは天文二二年である。

## 二

大体の検討をつけて、天文一六年以降、武田氏が信州佐久郡を含める中信においていかなる動きをするのかを目的的に示すと次の如くなる。必ずしもこれに従う要はないが、便宜上『信濃史料』の項目をとった。

天文一六、八、一一。武田晴信、佐久郡志賀城ヲ攻メテ、之ヲ陥ル。城將笠原清繁父子及び援軍上野守原城主高田泰賴等、敗死ス。（志賀城陥落の高田を泰賴としている点は、『駿河記』とは異っている）（三四八頁）

天文一七、二、一四。武田晴信、村上義清ト小県郡上田原ニ戦ツチ敗ル。晴信傷キ、板垣信方等部将、多ク討死ス。（高白齋記等）（二六六頁）

天文一七、四、二五。村上義清ノ兵、佐久郡内山城ニ放火ス。（三六七頁）

天文一七、五、一七。武田晴信、佐久郡布引城ノ隣立ワ行フ。（二七七頁）

天文一七、七、一九。晴信、小笠原長時ト筑摩郡塩尻峠ニ戰ヒ

テ、之ヲ破ル。(三七九頁)

天文一七、九、一。是ヨリ先、武田晴信ノ特小山山城有。佐久郡田口城ヲ攻メントシ、却ソテ敵ノタメ内山城ニ團マル。是日、晴信、諏訪ヲ発シテ佐久郡ニ入り、前山城ヲ陥ル。尋デ、同郡ノ諸城ヲ陥ル。(四〇三頁)

天文一八、四、三。武田晴信ノ軍、佐久郡春日城ヲ攻メテ之ヲ破ル。(四二三頁)

天文一八、八、二六。武田晴信、伊那郡安輪ヨリ、諏訪郡高崎・上原ヲ経テ、是日、佐久郡桜井山城ニ入り。(四二七頁)

天文一八、九、四。武田晴信、平原城ニ放火ス。尋デ、甲府ニ帰陣ス。(高白齋記) (四二七頁)

天文一八、一二、一六。佐久郡岸野信豐、武田晴信ニ出仕ス。

天文一九、四、二。武田晴信ノ眷高白齋、諏訪郡高崎城ニ到ル。(四五五頁)

天文一九、五、二。山城薩摩守理性院殿助、伊那郡文永寺ニ下向

ノタメ、村上坂本ト共ニ、京都ヲ発ス。(四四七頁)

天文一九、九、九。武田晴信、村上義清ヲ小県郡祇石城ニ攻メテ敗績ス。尋デ、晴信、兵ヲ諏訪ニ班ス。(四七二頁)

天文一九、一〇、二三。是ヨリ先、小笠原長時、村上義清ノ援ヲ得テ、安藝郡平瀬ニ兵ヲ進ム。是日、武田晴信、之ヲ討タンガタメ、中斐中下条ニ陣ヲ迫ム。(四七五頁)

天文一九、一一、一三。村上義清、佐久郡桜井山城ヲ攻メテ之ヲ焼ク。(四八三頁)

天文一九、一二、一四。武田晴信ノ將、高白齋、筑摩郡深志城ニ入ル。(四八六頁)

天文二〇、五、二六。真田幸隆、小県郡延石城ヲ陥ル。(四九一頁)

天文二〇、八、一。武田晴信、佐久郡桜井山城ニ降ヲ進ム。尋デ、同郡岩村田城ヲ普請ス。(四九六頁)

天文二〇、九、二〇。武田晴信、上原昌民(小山田)ヲシテ、大井貞清ニ替り、重ネテ佐久郡内山城ニ入ラシム。(四九六頁)

天文二〇、一〇、二四。武田晴信、安藝郡平瀬城ヲ攻メテ之ヲ陥ル。(五〇三頁)

天文二〇、一〇、二七。武田晴信ノ兵、安藝郡小岩城ヲ攻メテ放火ス。尋デ、晴信、諏訪郡高崎城ニ兵ヲ班シ、甲府ニ帰陣ス。(五〇四頁)

天文二〇、一二、是月。武田晴信ノ伊那郡攻略ニ先ダチ、ソノ将日向大和守虎頭、佐久郡松原社ニ、ソノ耶馬ヲ折ル。(信濃史跡)は諏訪城を原と訂正したが、大和守源虎頭は日向大和守である。(五〇五頁)

天文二一、八、一二。武田晴信、安藝郡小岩城ヲ攻メテ、之ヲ破ル。尋デ、筑摩郡深志城ニ兵ヲ班ス。(五二一頁)

天文二二、正、二八。武田晴信、同義信父子、信濃三兵ヲサシントシ、是日、小山田昌辰ニ之ヲ告グ。(諸州古今文書・武藏・陽成寺文書)

(五五二頁)

天文二二、四、九。是ヨリ先、武田晴信、諸将ヲシテ埴科郡尾城ニ村上義清ヲ攻メシム。是日、同郡陥リ、義清、越後長尾景虎ノ許ニ奔ル。(五五六頁)

天文二二、七、二五。武田晴信、村上義清ヲ小県郡塙田城ニ攻メントシ、是日、甲府ヲ発シテ、甲斐若神子ニ到ル。尋デ、同郡内山城ニ入ル。(高白齋記・恵林寺文書)(五七六頁)(是日以下は二〇半の誤り)

天文二二、八、五。武田晴信、小県郡塙田城ヲ陥ル。尋デ、飯富

虎昌ラシテ、同城ヲ守ラシム。〔高白寮記〕（五七七〇）以上一一卷。

天文二三、八、六。武田晴信ノ子義信、佐久郡ニ攻メ入り、同郡ノ諸城相ツイデ陥ル。（三五九）以下一二卷。

弘治元、閏一〇、一五。武田晴信、駿河今川義元ノ斡旋ニヨリ、長尾宗心（景虎）ト和シ、瓦ニ兵ヲ引ク。（八五〇）

（今川義元、晴信ヲ援ケンガタメ、信濃ニ兵ヲ出ス。）（八七〇）

右のような一連の動きの中で、國玉神社所藏、八月一二日文書の年紀を推定すれば如何なるようになるだろうか。

### 三

〔信濃史料〕は「國玉神社文書」〇山腹舟として、八月一二日付龍淵葉完文書の年紀を弘治元年と仮入し、弘治元年閏一〇月一五日の記事の次に、「今川義元、晴信ヲ援ケンガタメ、兵ヲ信濃ニ出スコト、便宜左ニ合致ス。」として入れている。〔信濃史料〕もこの文書を弘治元年と確信したものではないが、次の「武州文書」とからみあわせて、弘治元年の所に入れたようである。（もともと、弘治元年の改元は一〇月二三日であるから、八月一二日はまだ天文二四年としなければならない。）

〔武州文書〕（浅川井出文書）

「去々年、信州正富士下方之人數、為甲州之合力ニ差遣之處、就井出甚右衛門尉頭一官出羽守ニ相断令三番陣、彼煩終不平藝ニ令死去之上、寄中」

弘治參年

六月廿二日

治部大輔（花押）

井出惣左衛門尉

この文書を用いる限り、治部大輔即ち今川義元が晴信に援兵を送ったのは弘治三年の去々年であるから、弘治元年（天文二四年）となる。井出甚右衛門が病氣のため帰郷したが、一宮出羽守に断つてあるからには、一宮出羽守がこの援兵の将であったということになる。同じ一宮出羽守が、國玉神社所藏の八月一二日付文書に見えるので、当文書も弘治元年と仮定したものと考えてよい。

〔新編甲州古文書〕も「國玉神社（三之宮）文書」としてこれを採用し、（一一〇八）天文二十四年と仮入し、註として、「西山梨郷志文書編、『信濃史料』等に所収せり。年号の推定については『信濃史料』に従うものなお疑問の譲点あり。」として決定を保留している。因みに、『信濃史料』は豆州を六山信君とし、『新編甲州古文書』が穴山信友としているのは後者が正しい。信君が伊豆守の官途名を用いた証拠はない。また両者共に小山田を信茂とし、『信濃史料』が高田と読んだのに対し「新編甲州古文書」は「穂部家系譜」と同様に高田と読み、信房と註している。

高田氏については、『甲斐國志』人物部第七に「高田小次郎信頼」の項があり、

「源賴政之亂高田太郎盛員頭、上州苦野庄一世々食之。兵廻頭達

春法名ハ、其子小次郎憲卿仕上杉憲政賜諱二字。永祿中本州ニ佛ス。味方クリノ役殺レ致死ス。年四十八法名。下ノ郷起譜文ニ高田大和守信房トアリ是カ。信頼ハ其男ナリ。小次郎又兵庫介トモ称セリ。勝頼ノ時屢々功アリ死年三十九。宮原興義守所藏額印書ニ載于。品陣ニ應ト音問祝候。仍其境無別条ニ由尤肝要候。有り異者銘々注進大族云々十一月十六日高田小次郎トアリ。其男ハ小次郎直政ト云後幕府ニ奉仕、母ハ小幡尾張守女ト云。」

とある。『新編甲州古文書』はこれによつて高田を大和守信房とし

たのである。宮原（現甲府市宮原町）興福寺文書は『甲斐國志』

附錄之部も『新編甲州古文書』も採用し、後者が高田小次郎を信頼と注しているのは當つてゐるとしてよい。

また、『信濃史料』が弘治元年七月一九日の条に引く、武田・上杉兩軍が川中島に戦う箇所について引用している〔諏訪古文書〕甲州に次の文書があり、高白齋の名が見える。

「其以後者不申承候。彼高白齋注連之分者、越後幾難全出

張、無指儀退散之由、先以御心安候。其後如何候哉、某度候。

因之陳中江以三飛脚申候。恐々謹言。

八月廿九日

氏真（花押）

武田彦六郎殿

武田彦六郎はのちの玄蕃頭信君であり、氏真は義元の子である。

『信濃史料』はこれにも弘治元年を仮入している。氏真も信君も共に父が生存中で、共に子供同志の通信として問題はないが、弘治元

年とする根拠は明かにされていない。

因みに、穴山伊豆守信友の漫年月について『甲斐國志』は「穴山伊豆守信友、信綱ノ男ナリ。南部二四藏院ヲ建テ為ス『壇幕ト』。永

祿三年十一月十六日逝ス。円蔵院剣江義鉄大居士。身延ノ過去帳ニ繕テ信綱賜トアリ。」としているが、『諏訪市史』中世・近世史料二に『楳軒文書纂』卷四十を引いて次の文書を載せてある。

「信龍齋道行、於氏真之力落無是非候。仍為三御印一定憲院越申候。隨而香典五千疋進し之候。委細高井兵庫入道可レ申候。恐々謹言。

十二月廿三日

氏真（花押）

武田彦六郎殿

信友（信龍齋）逝去七日後の文書である。

この文書によつて、共に同じ年に父を失つた従兄弟同志（両者の母は姉妹）、今川氏真と武田彦六郎（穴山信君）の親密さが窺える。

○年生）は天正一〇年没、四二歳であるので永禄三年は二〇歳である。小山田信茂（天文九年生）より一歳若い。今川氏真（天文七年生）は信君より二歳上で、永禄三年には二三歳である。

#### 四

ここで、高白齋・一官出羽守・坂本の人名や地名が同時に現われるような事件が何かなかつたであろうか。

『高白齋記』に一官出羽守が出現するのが二ないし三度ある。

「天文十八己酉年（中略）

〔伊那郡〕

八月小朔日戊戌、五日寅刻〔佐久郡〕引へ忍人。七日節、十六日從〔飯能〕輪

各宿牌。廿二日辰刻從〔高島〕御出馬。〔伊那郡〕上原御陣所。廿六日申

刻様井山御着城。〔佐久郡〕細雨、廿八日乙丑辰刻御井立放火。

九月大朝日丁卯、鷹林三御陣スエラル。四日平原ノ宿城放火。七

日平林出仕。八日節。九日富白齋坂木へ参る。十四日辰良一官出

羽守坂木へ参る。鷹林ヨリ内山へ被納御馬。十七日終夜富白

齋被〔淡谷〕一歩掛三御目一候。廿日丙寅内山ヲ御立。〔海野口〕追御

帰。廿一日御帰府。晦日丙申穴山殿在向心〔藤沢次郎參府〕

一

右の記事中、高白齋となつてゐるのは高白齋の誤字の公算が大きい。高・富の草書体は読み誤り易い。これを高白齋とすれば、天

文一八年九月の記事に、高白・坂木・一宮出羽守・穴山殿が捕つて現われる。國玉神社文書の日付の八月一二日とは月を異にするが、高白と一宮出羽守が坂木で合戦している筈である。一宮出羽守から高白齊に今川義元よりの手紙なり口頭での申入れがあったと考えられる。鷲林（佐久郡大井二郷の中で岩村田と小諸の間にある）から内山へ馬を送した晴信が、一七日終夜高白齊と談合し、高白齊が一書を御目にかけた。一書とは今川義元からの書翰であると推測される。今川より晴信への伝達の内容は明らかではないが、この段階では対上杉戦の援軍の話ではない。

同じ『高白齊記』の天文一九年にも一ノ宮出羽守の名が見える。

「天文十九年成年

正月朔日丙寅。十九日甲申駿府へ為三御使者一高白參ル。岩間三泊

ル。伝馬十疋。廿二日酉刻駿府へ着。廿三日辰子酉刻義元御對面。

戌刻御口上ノ段申渡ス。廿七日御振舞東林へ御賜指披。下候。指

刀通上作彦四郎ニテ候。廿九日寅テ御振舞於御教原ノ際。御茶

御酒御太刀披。下。栗毛精毛馬進上。其後往駿府一御使者太刀

並千疋被。下、從御曹司様御使者三浦内匠助。御太刀御馬被。下

候。晦日二甲府ヲ立。駿河二帰ル。二月小朝日酉日本領ニ泊リ二

日酉刻致ニ帰府一御返事ノ趣披露仕候。義元興國守御普請ニ御越

候。(中略)

閏五月小朝日甲午(中略)

廿五日戌半辰刻出当府下山ニ泊ル。

廿七日庚辰駿府ニ着。酉刻御前様へ参ル。雪齋ニ逢フ。小笠原見所

被。成候由申候候。

廿九日義元へ参ル。

六月大朝日義元於義元公御振舞。二日甲子午刻御前様御死去。申ノ刻制比奈備中守、一ノ宮出羽守、高井兵庫助方ヨリ甲府高白宿へ申遣ス。使者セツ時出府江尻ニ泊ル。十七日節。廿九日卯御義元公ヘ御返事出候。(下略)

とあるように天文一八年から一九年には今川義元と武田晴信の間に使者の往復が繁しい。なお、『甲州古文書』五、旧柿口村及左衛門所蔵文書、武田晴信印判状には、

「龍朱印」

○

従三駿河一合力衆荷物之事、任ニ今川殿印判、当隊中伝馬可レ出、若至トニ無沙汰之族者、可レ加成敗者也。

天文十八年

八月一日

ふつせき

あしかわ

かけはし

」

と見えるので、天文一八年八月には駿河今川氏よりの援軍の将兵の荷物は今川家の印判によって伝馬を出すよう九一色郷の古間・吉川・梯の三村に布告していることが知られる。今川の援軍が信州に派遣されているのである。

再び國玉神社文書に戻って考察すると、今川義元から一宮山羽守を使者として申入れを承けたので、八月七日に坂木へやつた。例によつて穴山伊豆守信友は大酒を振舞うだけで何事も談合は調わない。小山田(出羽守信友は天文二一年子正月廿三日死去、息第ニ郎は天文二九年柏尾山道記には一二歳であるから、天文二四年としても一七歳で、

永禄五年五月の文書には「三歳」とあり、これだと更に「歳若く」、天文二四年で「六歳となり（これらが正しく）」、一重を重いるとか使者とはまだ十分ひとまる年餘に達していないと思われる。従って小山田は出羽守信行とすべきか）を佐久郡へ遣わしているので、万事思慮通りに行かない。

龍源齋が出て来て意見を述べて貰いたい、というのであり、精しいことは高白齋所から述べるのでこの手紙では省略する、というのである。この文書の宛先が『穀部家系譜』の伝える通り、穀部（武田）正清であるならば、また系譜の示す所により正清が天正三年、六八であるならば、文書の年代を天文一八年として四三歳、天文二十四年として四九歳で分別盛りである。

## 五

『高白齋記』で、もう一ヶ所、一宮出羽守、高白、坂木、六山殿が関係する事柄がある。

「天文廿一年子年（中略）

二月小朝甲斐府へ御使者ヲツカワサル。二日駿府へ着。小林所宿、穴山殿宿參ル。一出。高白致三相談、義元を披露。三日從一山御誓句之案文請取。翌日以て飛脚・甲府へ進上仕候。五日節。六日己未午ノ刻義元へ致山仕。（中略）

四月大朝日ノ朝至義元へノ御誓句、一出ニ御渡候間、翌日定林院坂木、穴山殿宿參ル。一出。高白致三相談、義元を披露。三日從一山御誓句之案文請取。翌日以て飛脚・甲府へ進上仕候。五日節。六日己未午ノ刻義元へ致山仕。（中略）

八月大朝日ノ朝至御出馬、晏ヨリ細雨夕方晴ル。（中略）十二日

小岩竹攻城主生害。十四日甲子冠落日後高白出陣。（中略）

十一月大朝日出馬。十三日卯卯節。（中略）

十九日丁酉御輿ノ迎ニ出府。当国衆駿河へ行。廿二日庚子御新造様

駿府ヲ御出。興津ニ御泊リ。廿三日ウツブサ。廿四日南都。廿五日下山。廿六日西都。廿七日乙巳酉戌ノ刻府中穴山石へ御着。子丑ノ刻御新造へ御移リ。廿八日冬至。三浦出仕御対面。廿九日高井三浦方へ宿ニ礼ニツカワサル。

十二月小朝日吉酉御施薬膳ノ刷麺子。五日癸丑高井方呼。六日三浦帰府。十三日小寒。十四日高井帰府。（下略）

天文廿一年にも高白・一出（一宮出羽守）の動く場面があるが、これは今川義元の娘が武田義信夫人となつて、駿府から甲府に奥入することに聞する事柄である。二月から四月にかけて準備のための使者の往来が繁く、一月奥入と定まり、いよいよ一月與人となるのである。國玉神社龍源齋宛文書の中の相談事も縁談に関するものと考へても起証はないが、『高白齋記』の天文二二年の記事を見ると、四月に奥入の時期が決定し、一月に奥入となるのであるから、八月一二日の段階で、『例式豆州ハ大酒店舞まで二候間、何事も不相談合候』とか、「以ニ彼是一向如意迷惑候」とか、『御意見可為本望候』とか云う必要がないと見てよい。『高白齋記』には八月一二日冠落日後高白出陣の記事があるが、龍源齋はもとより一宮出羽守にもふれていない。

高白が自分が関係することであれば、日記に書いた筈である。従つて、義信の婚姻のことは、武田・今川両家にとって重要なことではあるが、国玉神社文書の八月一二日は、天文廿一年の義信の夫人の奥入に関するものでないと考へてよいであろう。

但し、柴田伸助が高白齋の日記を写すときに八月の部分を写し忘れたということになれば、如何とも致し方がない。

『穀部家系譜』の正清（武田太郎、河内守、龍淵齋）の譜には、八月一二日晴信花押、龍淵齋元文書に「づづいて、

信州志賀城其後上州高田大和守繁頼同山城守行重入降、各木領安堵ス。

武田河内守入道龍淵齋仕官玄馬頼二代一軍功最多レ。天正三乙未年五月廿一日武田勝頼特一万五千ニシテ徳川源昇・田信長ノ両將ニ戰フニ三州長雄ニ敗績シ味方將士一万三千余人皆没ス

陣。龍淵齋子レ時六十八歳。亦從軍奮勇シテ討死ス。』

と記している。

妹に加賀美源左衛門吉光室及び秋原母三左衛門昌春室を加えてい

る。正清の子は正元（武田二郎三郎、後改穀部刑部少輔）、号スミ一

叟翁一）で、徳川氏が甲州入国後、戰場に遭った五諸神社を再建し神官となつて行くことが『系譜』に記されているが、ここでは省

略する。

### まとめ

以上の考察から、國玉神社所蔵文書、年紀なし八月一二日、晴信花押、龍淵齋元文書について、次のように考へてよいであろう。

①先先の龍淵齋は『穀部家系譜』に示される武田太郎、河内守正清子龍淵齋（次代に穀部氏に復姓）としてよいであろう。

②年代は、『系譜』には天文一五年（これも誤り）とし、晴信の志賀城攻め（実は天文十六年）に關わるものとするが、誤りである。誤りの原因は、文中の高白を高田と読みだためである。

③『信濃史料』は年紀を天文二四年即ち弘治元年、晴信と長尾景虎、川中島の戦の折に仮定しており、『新編甲州古文書』は疑いありとしながらも、当分これに従うとしているが、必ずしも天文二四年にしなければならないことはない。

④『高白齋記』の天文一八年に、八月一二日付文書に見える人物と同じ人物が活躍するので、当文書の年紀を天文一八年としてよいのではないか。

⑤『高田』ではなく『高白』は『高白齋記』の筆者、高白齋（胸井政武）である。彼は晴信側近の臣で、重要な使者にもしばしば派遣された。

⑥文中の豆州は永禄三年没の穴山伊豆守信友である。穴山信君ではない。信君は伊豆守を官途とした証拠はないし、この時期はまだ彦六郎の称を用いている。

⑦文中の小山田は、郡内の小山田とすれば、亦三郎信茂ではなく、父の出羽守信有であるとする方がよい。出羽守信有はまだ没していない。天文二一年正月二三日死去。

⑧武田義信と今川義元の女との婚儀に関する相談とも考えられないこともないが、天文二一年一月の御新造與入に直接関連する文書ではないとしてよい。

（補注）一吉田羽守の名は同二郎三兵に『信濃史料』弘治二、三年の裏に見え、『浅川井出文書』弘治三年の越元羽守に吉田羽守があり、『飛羽井出』に吉田羽守の名がある。吉田羽守は山安義寺に一吉田羽守守護の名がある。『甲斐国志』は吉田羽守の名がある。これは吉田羽守を謹する。なお、『南蒲原文書』等に龍淵齋元文書の記事があるが、これらは後對を謹する。なお、『南蒲原文書』等に龍淵齋元文書の記事があるが、これ術羽井出の名があり、用宗吉近の御主らしいが、山安守、二郎、左近の御主の御主は明らかではない。

# 勝善寺仏像調査報告

伊藤 祖孝（市史編さん専門委員）  
秋山 敬（市史編さん専門委員）

いわては、秋山委員に執筆を委ねた。

## 一 木造釈迦如来坐像



当寺の本尊釈迦如来坐像は木造寄木造、玉眼入りで全身金箔を施した仏像である。全長六〇cm、面長一四cm、面巾一二・一cm、肩巾三四・五cm、脛張り五二cmで、それほど大きなものではない。

本像の尊顔は、やや目が鋭く、大きく見開いている。また、面長のせいか相貌端嚴または仏相圓満というにはあたらず、何か人間らしい感じがする。螺髮も大粒で彫りが浅く、少々鉢もひらく。しか

## 釈迦如来坐像及び夢窓国師坐像について

### はじめに

民俗・美術工芸部会では、昨年六月に市内に存する社寺に対し、建築及び彫刻についてのアンケート調査を行い、これに基づいて現地での確認調査（子儀調査）を実施してきた。調査件数はすでに八〇件に及ぶが、その中で特筆すべきものとして、勝善寺蔵の木造釈迦如来坐像及び木造夢窓国師坐像の発見がある。これは、本年五月二十四日の予備調査の段階で存在が確認されたもので、七月一八日に事務局職員とともに写真撮影、計測等を行った。その後、釈迦如来坐像の胎内より多量の銘文が発見されたため、八月九日に至って、職員正義・中沢信吉・秋山敬各委員（以上、考古・古代・中世部会）、服部治則委員（民俗・美術工芸部会）及び事務局の応援を得て再度調査を行い、銘文の筆写を終了することができた。

本稿は、この二体の坐像について、美術・工芸的見地から調査結果の概略を報告するものである。なお、釈迦如来坐像胎内銘文につ

しその体態、及びそれを覆う納衣の深いくねったような曲線は、すでに県指定となっている接觸寺の軒垂坐像（文和二年、一三五三）、同じく県指定の深向院軒垂坐像（至徳二年、一三八五）、甲府市指定法泉寺軒垂坐像等とほとんど同じ様式を持ち、「見して南北朝時代の仏像であることがわかる。これらの手法は、大体鎌倉時代後期から発生し、南北朝から室町時代にかけて多く造像せられ、地域的には京都や奈良のような中央ではなく、主として鎌倉を中心として関東地方に多いものと思われる。

以上のような事情は、時の政治や仏教文化の流れによる仏像形刻や仏師達の盛衰変化に關係するところが多い。即ち政治面では、頼朝が京都一辺倒を避け鎌倉に幕府を設けて新生面をひらき、仏教文化においては、平安時代までの祈禱主義による仏像崇拝から、人間の生き方に重點を置く佛教が勃興し、仏像（如来や菩薩像）を輕視して祖師の肖像彫刻や仁王像のような天部像が、盛んとなってきた。従つて仏師たちの動きも、これによつて支配され、運慶を軸とする派閥は京都・奈良にあってなお、仏像や肖像彫刻に優れた手腕を發揮していたが、その他の院派や円派の仏師たちやその末流は、各地方に分散し、または定着して、それぞれの作品を残したようである。

右のような諸点から考へてみると、本仏像も、地方作と思われる条件がそろつているよう考へられる。第一に尊顔が都ぶりの優美な作風から遠いこと、第二に深向院軒垂坐像とその体態の彫り方がすべて同一であることで、これを全く証明することと、実は本像の胎内に、約二千字ほどかれた墨書きによってそれを知り得たのである。その最も有力な手がかりとなる造像年代と、仏師名がみられ

たことは本仏像の誠に幸いなところであった。

銘曰く「嘉慶元年南昌十九日、大仏師増光」とあり、嘉慶元年は、北朝の年号で一三八七年にあたり、南北朝時代の末期、室町時代に移るとする時である。又大仏師増光は、前記した深向院の軒垂坐像の銘にみられる、大仏師越後阿彌葉增光と同一と思われるのである。越後阿彌葉を名乗るところをみると、京仏師ではなく、越後出身の地方仏師であると推定される。次になお本仏像銘「住吉比丘中津 現住京師等持寺」によると、かつて惠林寺に住した当時の名僧「絶海中津が關係しているようである。即ち彼は、慶暦二年（一三八〇）から永德三年（一三八三）鹿苑院に移るまで、約二十三年間惠林寺に住したが、おそらくその間に木像の造立事業がおこり、胎内にぎっしりかかれた一般民衆（寄附者）へよびかけ、具体的に勧進をはじめたのは、おそらく嘉慶元年になつてからと推察される。銘にあつた嘉慶元年の完成時には、すでに中津は京都等持寺に移つていたので、このような銘を書いたものであろう。なお次の銘文「当寺へ自ラ草メテ數院ヲ一為ニ彌利ノ一以來已ニ向フ四十年一仏殿本ト安ズニ無量寿仏立像ヲ」によると、もと勝喜寺は、禪宗以外の寺で、おそらく無量寿仏即ち阿彌陀如來を祀つてゐたようなので、淨土宗ではなかつたかと思われる。それが、もし嘉慶前後を起算として四〇年をすぎたとすれば、貞和年間に禪宗に転向したことになる。貞和といえど夢窓国師の晩年近く、天龍寺を開山してその名声が最も高かつた時代である。本界においては、幼兒時代をすごされ、惠林寺なども開創されていたので、本寺の禪宗に転宗する裏、おそらく寺伝による夢窓國師開山は、招請開山としてではなかつたかと推察される（以上源眞正義先生の御教示による）。

以上の通り本像に関する概略を述べたが、結論としては美術的な価値よりも、深向院の仏像と同じく制作年代及び仏師名があることと、奉安者の中に名僧中津や一般寄附者の戒名・俗名などが明記され、その郷土史的資料価値が大変高いという点では、今回の甲府市史研究の上からも、誠に貴重な仏像といふことができる。

## 二 木造夢窓国師坐像



さて本像については、さきに触れたように、寺伝による開山像であり、本寺本尊である前掲の歎迦如来坐像の銘によつて、浄土宗から禪宗に転じた時、あるいはそれ以後木尊歎迦如來坐像立の前後に造られたかとも考えられる。本像の高さは、全長（頭上から衣の裾まで）一一二cm、坐高七八・〇cm、面長約二一cm、面巾一四・七cmで、倚子の上に結跏趺坐しておわす。これも鎌倉時代以後の肖像彫刻において特に禪宗僧侶に多くみられる形である。本県には既に夢窓国師の肖像彫刻は、重要文化財の古長禪寺（甲西町）夢窓国師像と、県指定の恵林寺夢窓国

師像があり、本像を加えると三体の国師像が存在する。これは他県に比して何が多いよう感じもする

が、鎌倉や京都にもすぐれた国師像があり、今回本像が発見されたことから他にも未見の国師像がまだあるかもしれないと思われる。

さてそれはとにかくとして本像は、ほほ等身大で木造五眼入り、うす青の襟元に黒色の衣と袈裟を着しているが、袖や膝頭の盛り上がりが誠に写実的で、さわばほんのりとした暖かさを覚えるようである。お顔も夢窓国師の特徴かと思われる圓潤で鼻下が少し長く拌される。衣文のきざみ方は、どちらかといえば鎌倉瑞泉寺の国師像より、延文二年（一三五七）の銘をもつ古長禪寺の國師像に近い。どちらが前後するかは輕々に論じられないが、両方ともなじ肩でその衣のきざみ方は直線的で、写実的な鎌倉時代初期の手法からみると、大きく形式的に類型化している。あいにく本像にはどこにも年号はみあたらず、僅かに梵字と「般若波羅密多〇〇〇（不明）」の墨書きがみられるだけであった。一方の歎迦如來坐像は沢山な墨書きと年号がみられるので、なんとか開運する銘はないものかと胎内をさがしたが、現状では到底見できなかつた。なお本像は、昭和に入つてから勝喜寺関係者らの手によって、ぬりかえされたといふことで、いたく尊顔や像全体の印象を損じており、個性的な夢窓国師の像容はしつかりと表現されているが、彫刻としての価値を幾分弱めている。

ちなみに、夢窓国師は、幼少時代を甲斐に育ち、長じて二〇歳の折建仁寺の無縫円鏡の門に入り拂をおさめたが、後一山一寧について学び、なお高峰頭日のきびしい薦肉をうけて悟説。最初美濃に虎溪庵を営み、のち土佐の国に渡江庵、相模の泊船庵などにかくれていたが、後醍醐天皇の勅諭によって始めて京都南禅寺に住した。以後次々と鎌倉の淨智寺・瑞泉寺・円覚寺などを歷任して後、元徳二

年（一三三〇）ついに甲斐に惠林寺を創立した。時に夢窓五五歳。

その外にも本県においては、さきの古長禅寺を始めとし清白寺・法泉寺・安国寺などの招請開山とせられているので、本寺もそのうちの一ヶ寺にかぞえられるものではなかろうか。とすれば夢窓國師坐像の現存することは、他寺から動坐しないかぎり誠に有力な証拠物件となり得る。

さて以上によつて、勝善寺の木造釈迦如来坐像及び木造夢窓國師坐像の緊急調査に関して、私見をのべたが、なお一層今後の研究調査を待つことにしたい。

### 木造釈迦如来坐像の胎内墨書き銘について

#### はじめに

事務局から胎内に長文の銘をもつ仏像が発見されたとの連絡を受け、調査の機会を与えたのが昭和六〇年八月九日のことであった。

その仏像は、甲府市後屋町の勝善寺に本尊として安置される釈迦如來の坐像である。坐高が一メートルに足らない小像であるが、その内側のはば全面にわたって墨書き文字が書き込まれている。このよくなが文の胎内銘をもつ仏像は、県内では他に確認されておらず、全国的にもその類例があるとも思われない珍しいものである。今回は時間的余裕と筆者の能力から内容の検討にまでは十分立入ることができなかつたが、それについては後日を期すこととし、ここではとりあえず銘文の概要を紹介して、調査に携わった者としての實を果したい。

#### 阿定

まず、墨書きの全文を紹介しよう。

(A)

彼阿道傳明阿現□

信安親行智阿是阿告阿錄阿

性密性專名阿性阿性阿常珍淨慈理潤

妙貞性圓松□妙志大子妙子善阿錄當

明獻寺貞妙性□妙南慈阿

理仁智音道常性中性孝性錄性妙

御菴是主理音禪聰妙□理香法阿香阿

昌玄道摩術大吉母性巨是三梵供妙告理本

是珍如真尊阿楚鑑鑒應道義常真中金

高俊妙空慶父周高義雲妙三勝子龜子

龍子道昌妙上是真七郎性靈聖阿弥次郎

満淨女淨德姑女鷦女道鏡性信小次郎勝女

本好道泰昌ト明香真了妙清

明真妙元道觀員阿宗秀令

中南道重性哀常阿性文

道堅道圓昌勝中燈梵守

周光梵流性端中燈常貴

道順常共春宗西阿

岩女真教梅女應若祐仁

法名昌妙真教性秀

信及常仁仙阿定阿錄阿

(B)

妙玄永道空道法妙緣淨可

了緣女妙性阿了法性心理威理舌爭印性妙  
石威理明大夫四郎大夫次郎正彈性歡之立

若性 阿 莲太郎道元性高幸次郎良 阿

道秀足女又大寂國七郎次郎告 阿

左衛門次郎孫三郎禪三妙心道祐法心慈四郎

若一六郎三郎又次郎六郎又三郎贊同彦五郎

四郎 阿 莲太郎四郎五郎道寶次郎四郎次郎大女 阿

道聖孫五郎孫七又四郎四郎三郎孫七孫三 阿

妙緣與三慶祐祖光孫八孫 阿

孫七六郎孫四郎五郎次郎聖法你次郎聖密松女

藥師宮鵠龜石道心法緣若處恩阿護利

平三郎道聖仁道智波孫次郎虎女聖緣

一房五郎次郎夜又女四郎三郎勝女

四郎次郎 道性慶譽四郎五郎了恩

左近次郎淨久法寂

真原性妙寶覺法喜理獻玉妙應道貞性法三郎了

道性阿淨金阿庫三郎五郎太郎母土用房太郎理

俊善山性景明性性泰性金觀性虎大慈芳聖忘看

阿

親自在菩薩行深般若波羅蜜多時照見

五蘊皆空滅 一切苦厄舍利子色不異空空不

色色即是空 空即是色 要想行識亦復如是

舍利子是佛法空相不生不滅不垢不淨不增不減

色故空中無色無受想行識無眼耳鼻舌身意

亦無無明無乃至無老死亦無老死盡無苦集滅

道無智亦無得以無所得故菩薩提藏埋依般若波

羅蜜多故心無罣碍無罣礙故無有恐怖遠離一切顛倒

想 阿 想起第三世諸佛依般若波羅蜜多故得阿

闍多羅三藏三菩提故如般若波羅蜜多是大神咒是

大明咒是無上咒是無等尊能除一切苦煩實不虛

故說般若波羅蜜多咒而說咒曰

阿羅漢三藏三菩提故如般若波羅蜜多是大神咒是

大明咒是無上咒是無等尊能除一切苦煩實不虛

故說般若波羅蜜多咒而說咒曰

揚帝揚益拔迦

揚帝揚益拔迦

菩提薩婆訶揭諦

菩提薩婆訶揭諦

已上頭密般若每

字燒香三拜書

芝草專研

乾坤道泰朝野

民安伽藍鎮靜

禪道圓融修

行有塵遠道

無塵者也

審女太郎三郎法河  
母

彌勒女德阿上卷近阿彦殊真水小五

用  
禪德理惠見真宗性理海安實受  
理勝慈精真圓隆真□仙祥明省道聖 性山 了空次郎太郎性海大子松女孫次郎彦八四  
淨本如元道清內方性光四郎祐說者

四郎太郎又三郎妙金又次郎七郎專阿 蝶蝶揚梅助淨光小五郎性登采宗佐阿常生  
河邊殿祖清宗春溫周理一理新知見知善攝女理奉理應理德理秋理方道者 五郎次郎宮一老尼道永性久

道環道男道弘周德是雄性喜淨偏性珍葉鏡良調明兼仁立妙說禪理淨省

道悟立源宗般淨祿道般昌俊性阿道者通光不尊宗忍昌忍淨一智善苦阿松王一無房重松子名阿覺阿

心空本阿河妙光眼阿妙觀阿又三郎

道環道男道弘周德是雄性喜淨偏性珍葉鏡良調明兼仁立妙說禪理淨省  
道悟立源宗般淨祿道般昌俊性阿道者通光不尊宗忍昌忍淨一智善苦阿松王一無房重松子名阿覺阿  
悟心智妙素清素布尼勝宮又次郎音頻中僻說苦妙勝淨通祐光性寬妙空言說常用是呈慶義

(G)

捨捨捨大太子苦阿淨派道答願智道兒昌門

善行普德親命親復親中道風淨珠祐真采空明海昌因妙善釋迦妙阿

彦七道承四郎左近五郎法寂道元妙運孫八永德研六道懿妙佛道空遠昭道通妙了

道中理高驥原道承正心妙光妙宣知等國密支琳道古覺禪明宗道秀道清淨光聖心道妙

凡 鍛

當寺自革教院為禪利以來已向四十年佛殿木安無量壽  
佛立像近歲殿屋鑿釋牧之選□係鑿雖存十之四五

(H)

散失矣嘉慶丁卯比丘周亮等誠持牒普化比丘比丘尼

優婆塞優婆夷等官學女童男童女童名工於瑞雲

摹造說釋迦如來聖像以代表立像當在靈山一會像

然未散財願能化所化坐立儼然全無古今之異法輪食

輪運轉自如長絕塵外之蹟跡而茲記施者名字於體

中以為當當米母之種子其甲乙不必論多寡大小貴賤老

幼道俗男女隨訪註先後誌之多寡莫通一絲少不胥遺四字品目繁

多不能枚舉  
仰冀留錄

(1)

真智□□芳□□真性悟□□□

周述觀於理淨常示中龐玉五郎

理秀理秋明真理悅理真理□

住持比丘中津現住京師

幹祿比丘周亮

理智

大佛師增光

嘉慶元年兩呂十九日

(2)

中津中湊梵一周亮昌(生)中承雲昭乳授中堅中璞梵玖中尊梵星乳貞真甲訓鑒湛梵善乳順等王梵國周慶梵

梵從中洞梵茂中英梵發首臘梵華甲謙甲教中越周璞昌教中濟梵禪祐信等聞□道四梵僧周祐中良道

□□中孝中央中隆梵玉中纂梵昌芳俊首柏中善昌塗妙鑑中詮昌獻昌朱梵利梵能中珀周(死)周慶梵□

弥你法光經武滿春□□妙顯□正善空(死)法內方常宗東房次郎太郎妙圓中全理□

(3)

弥你法光經武滿春□□妙顯□正善空(死)法內方常宗東房次郎太郎妙圓中全理□

淨光寺慶光瑞英理文妙春理德了闢泉利同女理昭理育中西常香聖□妙立貞阿阿

常友正仁聖光性遠理明照秀真常喜真玖性薦理真性安悲阿道圓淨空

性能道君常穗祐宗常秀法雲保四郎

□

追善三郎五郎四郎三郎宗親次郎太郎成阿次郎三郎妙道妙圓了玲俊季道通性後添奉女荒野女鬼女

美濃女梅女漢阿性端五郎次郎本武一言拍女經麻楠女花養同子覺心松野目心能房楠房松女

千手房勝房妙一彦三明一秋野妙風理一妙心結女地藏女道同雙親姫大妙一知久如心松女如進  
〔△〕三郎妙開妙真小太郎母大太五郎真英三郎次郎妙仙四郎三郎道詮行音与五郎太郎三郎妙珍

絲女心匣王孫太郎五郎太郎四郎五郎妙周鑑真 里春太郎道秀尊阿尼女貞女乙石松子夕舞淨妙

五郎三郎彦三八郎四郎老號

橘子 松子孝阿明河明陸急法孫三郎嗣一郎太郎平三六郎二郎

太郎五郎道秀五郎太郎松大性恵小秀兵衛四郎

彦太徳女千代松性壽太郎母兔楠北殿別当尼母

七郎次郎彦六郎次郎開阿見阿四郎次郎傳母

彦四郎門妻六郎次郎彦四郎五郎次郎德阿六郎次郎

以上が勝寺系源如來様の二二〇六字以上にわたる胎内墨書銘の

全容である。この像は寄木造であるが、現在は大腹部と腰幹部との

接合部分で前後二つに分かれているので、そこから胎内銘を確認する

ことができる。文字は胎内の不整形の面を利用して記されているため、行間や文字の大きさ、また各行毎の字數等もまちまちで正確な表示はし難いが、一応各行の書出し部分を實際の墨書き位置にほぼあわせて表記しておいた。

さて、銘文の表記位置を示そう。まず、(△)は大腹部にあるものである。(△)は左腰裏に、(□)はその反対側の右腰裏に書かれている。(△)は、(△)よりも更に底面に近い位置にあり、(△)から(□)の方

に向って一行で記されている。「太郎」はその(△)の文に対しても、縁辺部からほぼ直角に接するような形で描かれている。

(○)以降は腰幹部に書かれたものである。(○)は腹部裏面にあって、(○)はその下に位置する。(□)は(△)の文章の左に引き続いてあり、左側面裏に相当する。(○)は背面裏にあり、最後の三行は既んでいない。

三行のうち、前一行と後二行との間が寄木の貼り合わせ部分になり、接合に用いられた布と膠のところに重なりあっていて文字の判読がしづらため、時間の関係で今回の調査での判読はあきらめた。内容的にはその前四行と同様に人名が列記されたところである。(□)は(△)に統いて背面裏中央にあり、(○)はその下を占める。

(丁)は(甲)・(乙)の左側に記されているが、その間は寄木の継ぎ目で区切られている。それに続くのは右側面裏となるが、(丁)との間にやはり寄木の継ぎ目がある。そして、(丁)もまた継ぎ目を挟んでそれに続く。したがって、(甲)から(丁)までは、腹部を始めとして左通りに胎内に位置していることになる。

## 二

これらの銘文の多くは人名もしくは法名と考えられるが、中にはうではない部分がある。一ヶ所は(甲)・(乙)の部分で、般若波羅蜜多心經を書写したものであり、もう一ヶ所は(甲)・(乙)の造立題旨を記したところである。

前者は玄奘証といわれる二六二字の題文を写した後、写經の理由が書いてある。已上以下四二字がそれで、「乾坤道泰、胡野民安、伽藍鎮詛、摩道興隆、修行有慶、進道無魔」を願って、一字書写する毎に「燒香三拜」しながら行なつたことが知られる。胎内に銘文を記すことはそう珍しいことではなく、山梨県指定文化財の長坂町妙林寺蔵木造薬師如來坐像のように薬師瑠璃光如來本願功德經が一面に墨書きされている例もある。

問題は後者である。(甲)には一〇行にわたって造立題旨が記されている。(甲)のうち最初の三行は、住持比丘以下の字よりも少く、意味の上でもつながらない。(甲)の人名の書継ぎに接続するものと考えられる。(甲)の残り五行は年紀と造立關係者と見ることができるので、この部分は上(即ち)に造立題旨を記し、下(甲)の後半)に造立關係者と年紀を記した一連の文章といえよう。

では、文草にしたがつて若干の考察を加えて見たい。

當寺自革教院為禪利以來已向四十春（革寺は教院を革めて禪利と爲して自り以来、已に四十春に向う）教院とは禪院・律院の対で、仏敎教學を専門に學ぶ僧が、經論を研究する寺のことをい。特に真言宗・天台宗などの寺をさしていうことが多い。ここでいう教院が具体的に何を指すかは不明であるが、無量壽寺（阿弥陀如来）を安置していたところからして淨土宗系の寺院であったと考えられる。夢窓疎石も、曆応二年（一三三九）西方教院を禪院に改めていたが、この寺の仏殿にもと無量壽佛が安置されており、墨書きの「普寺」と全く同じ条件を備えていたことが知られる。この寺は京都西京区にある西芳寺のことで、この時寺名を西方寺→西芳寺と変えるとともに、淨土宗から臨濟宗へと改められており、教院→禪院への変更が淨土宗→臨濟宗の変更を意味していることがわかることからしても、淨土宗系寺院から禪宗寺院に変わったと考えてよいのである。

教院から禪院に変わったのが、墨書きが書かれた時より四〇年前だということであるから、当寺が禪宗となつたのは承元元年（一三八七）から單純に四〇年を引いた一三四七年（貞和三年）頃ということがある。

佛殿本安無量壽佛立像（佛殿は本無量壽佛の立像を安んず）無量壽佛は前述のように阿弥陀佛のことを指す。「本」とあるところから改宗以前からの木尊であったと考えてよいと思う。  
近歳殿屋裏佛立像（像僅存十之四五散失矣（近歳殿屋裏佛立像に殘る、□像僅存十之四五散失矣））釋教之變というものは、「無極和尚傳」に「昔寺裡ニ計故之變」、灰燼之間などとあるように、火災のことをいう。像の上の文字は「眞」とあるが判読

できない。火災に遭って無量寿仏が焼損したことを記している。

嘉慶丁卯比丘周亮誠持疏普化比丘比丘尼優波塞優摩真言居士  
男童女等名工於瑞雲庵造設 積迦如來聖像以代彼立像（嘉慶丁卯、  
比丘周亮誠を號して疏を持し、比丘・比丘尼・優波塞・優摩真・辛  
官・婦女・童男・童女等を普化し、工を召きて瑞雲庵に於て釋迦如  
來聖像を造設し、以て彼の立像に代つ） 嘉慶丁卯は元年（一三八  
七）である。比丘周亮は①に出てくる幹祿比丘周亮と同一人物であ  
ることに間違ひなからうが、具体的な経歴はわからない。疏（疏）は、  
「箇条書にして陳述すること。また、その文書。注釋」等の意味が  
あるが、この場合は造像の趣意書の如きのものか。疏を持った周亮  
が、比丘以下の僧侶男女等を勧説して淨材を集め、工（仏師）を  
招いて瑞雲庵でこの叙述如來像を造らせ、焼損した無量寿仏に代え  
て当寺に安置したというのである。工は当然②に見える大仏師増光  
のことであるが、造像作業を行なつたという瑞雲庵について他に  
史料がないのは残念である。

意在巖山一會偶然來院附屬化所化坐立嚴然全無古今之異法輪食粒  
遷轉自如長老座外之跡 ここは造立の願意を述べたところである。

明確な読み方は記し難いが、この造像によって院外（天院と外道。  
ともに仏道をさまたげるものの）の障害を長く絶つことを願つている。  
隨而密記族者名字於體中以為當來母之種子其甲乙不必詣多事大小  
貴賤老幼道俗男女隨時註先後誌之（註つて、舉して施者の名字を體  
中に記し）、以て當來母の種子と為す。其の甲乙は、必ずしも多寡  
の大小を論ぜず、貴賤老幼道俗男女、註する所に隨つて先後に之を  
誌す）。この文により、脳内に記された多くの人名は施者の名字で  
あることがわかる。「當來母之種子」とは、今から未來にわたる

永劫の菩提心（信仰）のことをいうのであるうか。

多要萬遍一縷少不遺四字品目繁多不能枚舉仰眞昭鑑 ここに意味  
も明瞭には読みとれないが、品目が施物のことだとすると、施主名  
の他多くを書くことができないので、仏が照覧されたいという位の  
意か。

住持比丘中津現住京師 この比丘中津が当寺の住職である。京の等持  
寺は、中京区にあった臨濟宗の寺で、足利尊氏によってその館内に  
創建され、永和三年（一三七七）十刹の首位となり、足利氏の菩提  
寺として榮えたが、応仁の乱後、等持院に合併されている。『翊羽  
國師年譜』をみると、至徳二年（一三八五）「十二月以鈎金蓋等持  
寺居、二十五日入寺」とあり、また明徳二年（一三九一）「是歲七月  
十六日、退等持寺移住等持院」とあって、翊羽國師＝絶海中津が  
至徳二年一二月から明徳二年七月まで五年七ヶ月余にわたりて等持  
寺に住んでいたことが知られる。この像が造られた嘉慶元年（一三  
八七）の時点では、絶海中津はまさしく「現住京師等持寺」であつ  
たわけである。したがつて、比丘中津が絶海中津のことであること  
は間違いない。

絶海中津は、土佐の津野氏の出身で、一歳の時京の天竜寺で夢  
惑殊石に師事して仏門に入り、後には足利義満、義持らの帰依をう  
け、五山第一の相国寺に住持した。延永二年（一四〇五）四月五  
日示寂、同一年には仏資實應國師、同二年には淨印貯應國師の  
称を贈られている。彼は早に臨濟宗夢惑派の高僧というだけではなく  
、義堂周信と並んで日本の五山文学の作者の双壁といわれ、特に  
詩をよくしたことでも知られている。

彼は甲斐國とも關係がある。前掲の年譜によると、

(康暦二年) 秋以鉤選、開法甲斐州乾德山惠林寺、九月初三

日、就龜山答居庵受請、十月八日入寺、凡在京師相州有名之英  
士雲集、寺里殆乎無所容、師不非之、孜々説教也、學徒參叩、  
撫衷餘暇、講而講法華般若學等、經素聽衆汎溢矣、蓋師旺化  
權貴子此矣

とあって、康暦二年(一三八〇)に惠林寺住持として甲斐へ入った  
ことがわかる。いつまで惠林寺にいたかはわからないが、永徳三年  
(一三八三)には京に創立された應光院に住してるので、少なくともそれ以前ということになり、わずか三年足らずしか甲斐にいな  
かったことになる

が、その間に京や  
相州(鎌倉)の学  
徒(僧)が彼のも  
とに集まり、寺の  
建物から溢れんば  
かりだったとい  
う。他國からも集  
まるほどであるか  
ら、甲州の僧俗に  
対しても大きな影  
響を与えたものと  
考えられる。しか  
し、中津が甲州で  
關係をもつた寺院  
としては惠林寺の

ものと考えてよいように思われる。

また、住持と現住の記述はどう考えるかという問題もある。一つの考え方としては、発願當時に中津が住持をしており、完成した嘉慶元年には等持寺現住だったという時点の異なる事実を並べて書いたとするものである。しかし、それであれば詳しい趣意、經過を書いた時の文に何らかの形でできてもいいのではないか。嘉慶元年にになってから周亮が造像を目的として勧進を始めたという時の記述に矛盾することになる。

もう一つの考え方は、ここでいう住持とは勧請開山の如きもの、いわば今でいう兼務住職のような形態を示すもので、名目上の住持ではないかといふことである。それであれば、住持と現住が異なつても一向差支えない。ただし、当時そうした形での住持が存在したのかどうかは検討しなければならないが。

看院比丘梵一幹、比丘周亮、周亮は仰にも出てくる人物で、自ら疏

名しか知られていない。

すると、彼が住持した「當寺」とは惠林寺のことなのであろうか。  
しかし、惠林寺は教院から改宗したという歴史を刻んでいない。勝

善寺について「甲斐国志」をみると、「臨濟宗京都妙心寺末黒印五

百四十五号永徳甲子寺領八貢八十六文武田家ノ文書ヲ藏ム本尊  
觀音、開山夢窓国師、末二ヶ寺」とあるだけで、「社記・寺記」に  
もこれ以上の記述はない。したがって、本来勝善寺のものとしてこ  
の像が造詣されたものかどうか断定できないことになるが、現に勝

善寺に安置されていること、開山夢窓国師とするところからその高  
弟絶海中津が関わっていてもおかしくないこと、本尊の移動につい  
ての伝承が全くないこと等を考慮すれば、始めから勝善寺にあった

ものと考えてよいようと思われる。

また、住持と現住の記述はどう考えるかという問題もある。一つの考え方としては、発願當時に中津が住持をしており、完成した嘉慶元年には等持寺現住だったという時点の異なる事実を並べて書いたとするものである。しかし、それであれば詳しい趣意、經過を書いた時の文に何らかの形でできてもいいのではないか。嘉慶元年にになってから周亮が造像を目的として勧進を始めたという時の記述に矛盾することになる。

もう一つの考え方は、ここでいう住持とは勧請開山の如きもの、いわば今でいう兼務住職のような形態を示すもので、名目上の住持ではないかといふことである。それであれば、住持と現住が異なつても一向差支えない。ただし、当時そうした形での住持が存在したのかどうかは検討しなければならないが。

看院比丘梵一幹、比丘周亮、周亮は仰にも出てくる人物で、自ら疏



をもって動進しており、この造像計画の実質的中心人物である。(1)

したらしい。

### おわりに

の冒頭に「中津中測梵一周亮<sup>(2)</sup>……」とあるが、名前からして造像に関わった僧たちの書上げ部分と考えられる。絶海中津を始めとするこれらの人名は、中津・中測・梵一・周亮との法灯の序列に従つて記述されているのではないか。恵林寺へ入った中津のもとへは多くの僧侶が集まつたわけであるが、梵一・周亮もまたその一人と考えてよいと思う。とすれば、看院比丘の称も、謡んで字の如く院を見る比丘、十なむち寺院を自ら管理する実質上の住持を意味しており、師の中津を名上の住持として迎えたと解することができよう。前述の住持・現住問題についても、後者の理解が正しいとする一つの論拠となしらうと思う。

また、幹縁比丘は勘縁比丘であり、「有縁の人に初めて、淨材を寺院に寄付させる」という実行責任者を意味するものと思う。住持一香院比丘・幹縁比丘の関係は、中津・梵一・周亮という師弟關係を背景にしたものと理解できる。

大仏跡増光 増光の作品は、甲西町宮沢の深向院にもある。同寺の本尊である釈迦如來坐像で、高さ二三・五センチメートルの小像であるが、「至德二年十一月 日 大仏跡越後阿闍梨增光造」の銘文をもつ。勝善寺の像より二年前に造られたものである。越後阿闍梨を称していることからすると、越後國出身の仏師であろう。理譽・肩若がなく、いかなる人物かはわからない。しかし、通常にしたる墨書銘に登場するのは、他に顧主や筆者位しかないが、記された位置からして、ここでは筆者であろうと推定しておきたい。

嘉慶元年南昌十九日 南昌は八月のことである。周亮の勅進が始まつたのも嘉慶元年に入つてからであるから、造像事業は順調に進行

検討の材料となる。

また、地方仏師の活躍の実例としてもおもしろい。越後阿闍梨榮堵光は、二年足らずの間に深向院と勝善寺と二つの仏像を手がけており、今後さらに発見される可能性もある。

この他、造像に際しての動進のあり方や施主の範囲、また造像にこめられる人々の願い等様々な観点からのアプローチが可能である。さらには、列記される人名の中にも注目されるものがある。例えば、10の冒頭にみえる「法光頼武漢春」である。法光は武田信成の法名で、漢春はその子、頼武は漢春の子である。<sup>(3)</sup> 法光(信成)・漢春・頼武の系譜となる。後の二人は布施氏を承しており、勝善寺のある後屋とはそう遠くない田富町布施が本郷だったといい、信成も後屋に隣接する古上条の雪窓院を折廻所としたとあって、共にこの地域に關係が深い。この部分が前記三人のこととすれば、勝善寺の本尊造営に絶海中津が関わっているのも納得がいくような気がす

る。このような比定は他にも可能なものがあると思われる。

今後の各方面からの検討を期待したい。

#### 注

- (1) 実際には判読を放棄した(4)の三行分、(5)の一節、(6)の一節などがあり、これらを加えると少なくともあと一一〇字位は増えるであろう。
- (2) 『県指定山梨県の文化財改訂第一集』。
- (3) 中村元『佛教辞大辞典』。
- (4) 『夢庵圖師年譜』(『続群書類從』第九輯下)。
- (5) 『京都市の地名』(日本歴史地名大系27)。
- (6) 『絶賛書類從』第九輯下所収。
- (7) 『広辞苑』。
- (8) 注(3)と同じ。
- (9) 注(5)と同じ。

(10) 注(6)と同じ。

(11) 玉村竹二『五山茶香伝記集成』の「絶済中津」の項を略記した。

(12) 注(7)と同じ。

(13) 注(2)と同じ。

(14) 『甲斐國志』卷九四・卷九八。

(15) 同前卷九八。

(16) 同前卷七九。

#### 付記

(秋山)

前後三回にわたる勝善寺仏像調査では、小沢大洪住職はじめ、檀家を代表されて、後藤宗平・萩原利・刃刀麿・渡辺武則の各氏に立ち会っていただき、多々御協力をいただきました。記して感謝申し上げます。

(事務局)

# 戦国期の都市・甲府

飯 沼 賢 司

## はじめに

最近、戦国期の都市、殊に城下町の研究が進みつつある。<sup>(1)</sup> この研究の特色は、これまでの社会経済史の立場からなされてきたオーソドックスな都市研究<sup>(2)</sup>に、歴史地理の研究で行なわれてきた景観的都市論<sup>(3)</sup>に、近年の都市論の根柢をなす「無縫」論を検討するというように、きわめて総合的な都市論を開拓しようとしている点である。またもう一つの特色は、この総合的な都市論を除ま

え、中世都市の独自のあり方を追求する点である。

しかし、必ずしもこのもろみには、史料の条件に左右され充分でない点があり、今後も考察を深めてゆかねばならない。この論考もそのような研究の中に位置づけられる一試論である。

さて、これから扱う戦国都市・甲府<sup>(4)</sup>については、これまで概説的な研究はあるが、それは江戸期の地誌『甲斐國志』の記述を基にしたもので、それを越えるような本格的研究はない。しかし、これは甲府の研究自体が史料的に困難であることを示しているのでない。むしろ、甲府<sup>(5)</sup>はこの時期の東国の城下町としては豊富な史料を有しているというべきであつて、これまで何故研究が進ま

なかつたのか不思議なくらいである。

本論考は歴史学・歴史地理学の方法を駆使しつつ、甲府<sup>(6)</sup>の中世の総合的都市像を浮き彫りにしようとするものであるが、歴史考古学についてはまだ光分な成果があげられておらず、今後の発掘等を待たねばならないが、不充分ながらも現時点での中世都市の姿を明らかにすることは今後の研究にも一定の寄与をすると考えている。

## 註

(1) 市村高男「関東の城下町——下総国新城市下町を中心にして」

(2) 講座日本の封建都市(二巻)、同「関東における戦国期城下の展開——常陸国下妻城下町を中心にして」(『戦国史研究』

(四)、同「戦国期城下町の復元的考察——下野国祇園(小山)城下町を中心として」(『小山市史研究』七号)、同「中世後期における都市と権力——城下町の形成と民衆』(一九八五年度歴史学研究会大会報告)他、小島道裕「戦国期城下町の構造」(『日本史研究』二五七)。

なお、中世前期の新しい都市論としては、齊藤利男「莊園

公領制社会における都市の構造と領域——地方都市と領主制——」(『歴史学研究』五三四)、義江・彰夫「中世前期の都市と文化」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』3「中世I」)が注目される。

(2) 小野均「近世城下町の研究」、豊田武「封建都市」(豊田武著『第四卷』)、原田伴彦「中世における都市の研究」など古興的研究。近年では、中部よし子「近世都市の成立と構造」、藤田庸子「日本中世都市論」など。

(3) 松木豊寿「城下町の歴史地理学的研究」、小林健太郎「戰國大名長宗我部氏の城下町」(『史林』六一—六)、同「戰國城下町論——土佐国之事例を中心に」(『日本城郭大系』別巻1)他、矢守一彦「近世城下町プランの發展類型——序説」(『史林』四一—六)。

(4) 勝俣誠夫「美市場と美市令」(『戰國法成立史論』所収)、網野晋彦「無縁・公界・業」など。

(5) 『甲府略志』、『甲府の歴史と文化』、『山梨県地名大辞典』(角川書店)他。

(6) 『山梨県甲府市史跡武田氏跡跡I』(甲府市文化財調査報告2)などの一部発掘成果がまとめられているが、部分的なものである。山梨県内の発掘成果としては勝沼氏館の発掘が注目される。『勝沼氏館跡調査概報I・II・III』。

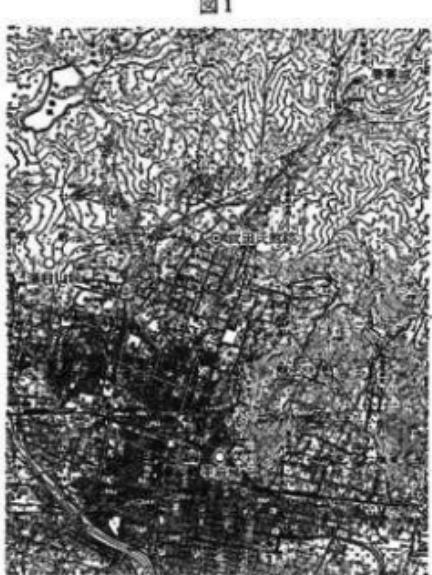
### 一 武田氏時代の甲府の復元

武田信虎が、相川のつくった畠状地の畠央部、現在の甲府市武田神社の地すなわち跡跡ヶ崎に石和の川田から鉢を移したのは、永正

一六年(一五一九)のことである。以来、当地は信虎・晴信(信玄)・勝頼の三代の分国支配の拠点として東国では、駿府・小田原と並び、最大級の戦国都市として栄えた。

しかし、この町も、滅亡を直前にした勝頼の手で、天正九年(一五八一)一二月、その歴史を閉じられ、鐵田・徳川が一時これを利用したものの、浅野氏によって一条小山の地に城郭が築かれ、そこを中心に近世の甲府城下が形成されると古府中という名に昔日を留めるにすぎなくなった。

今も武田神社の地は堀や土塁を残し、武田館の往時を伝えるが、都市古府中の姿を復元することはむずかしい。以下、この章では、古文書・記録・近世の絵図等を駆使することにより、武田時代の都



市甲府の様子をできる限り再現することにしよう。

(1) 古文書・過去帳・水帳・

「甲陽軍鑑」・地名より見た古府中

すでに知られているように武田氏時代の甲府は、一応の都市計画があり、「越」を中心とした道網がなされていた。

第1表に見えるように、武田氏時代の甲府は、その滅亡まもない時期の古文書では、「穴山小路」「六方小路」「大泉寺小路」「駿道小路」

などが確認される。

また、高野山成慶院には、武田氏一族の過去帳とその家庭の日記形式の過去帳が所蔵されているが、後者の「武田家日記帳」には、

「穴山小路」「六方小路」「大泉寺小路」「駿道小路」

などのように、居住地が記されたものが多い。特に府中および府中の地名を有するものを整理したものが第2表である。これによれば、「六方小路」「広小路」「古龍屋小路」「柳小路」「御崎小路」の

甲府賀小路山藤甚太郎昌次爲大井  
天正三年乙未五月廿一日死去

月洲常心禪定門靈位

天正四年壬子十月十八日

平府古龍屋小路無鑑英酒守内方逆修ニ  
明惠理國大師靈位

天正四年丙子十月十八日小田切又三郎立之

| 地名・その他         | 出典                                    |        |
|----------------|---------------------------------------|--------|
| 穴山小路           | 大永3・3 武田信虎判物/信立寺文書                    | 『甲』97  |
| 穴山小路真立寺        | 永禄1・12・15 武田信虎判物/同前                   | 『甲』99  |
| 六方小路番源郎<br>孫三郎 | 戊辰(永禄12)・6・28<br>武田家印判状/府中大工町六左衛門所藏文書 | 『甲』421 |
| 古府中之内大泉寺小路役屋敷  | 慶長5・12・2 浅野家奉行連署証文等/府中境町五兵衛所藏文書       | 『甲』418 |
| 駿道小路本屋敷        | 慶長8・3・12 德川家奉行連署証文等/宝藏院文書             | 『甲』206 |

※『甲』は『新編甲州古文書』

第2表 「武田家日記帳」の甲府の地名と居住者

| 地名                         | 居住者名   |
|----------------------------|--|
| 府中六方小路<br>平府六方小路           | 下条謙岐守、原隼人祐次男一部、<br>原貢但馬守、同内方   |
| 府中ヒロ小路<br>甲府広小路<br>甲府広小路横宿 | 跡部美作守駿馬スメ、山縣甚太郎昌次、中サワ道存、秋山万落内方、京綱頭風森村忠右衛門  |
| 甲府古龍屋小路                    | 馬場美濃守内方  |
| 甲府柳小路                      | 二輪   |
| 甲州御崎小路                     | 山縣善右衛門   |
| 府中山宮                       | 浅利殿  |
| 府中三日市場                     | 鯨川孫三郎  |
| 甲府石水寺                      | 林出雲守   |
| 府中                         | 逸見殿、跡部越中守御内方、板垣駿河守信方老母、同父、鎌田長門守、同内方、跡部平次、今井實藏主、香坂守正老母、市川十郎右衛門、跡部伊賀守、今井越前守貞直、跡部九郎右衛門内方、下条民部内方、跡部美作守妻子喜一朗、跡部美作守、馬場美濃守、長坂朝嗣内方 |

いわゆる尾張町地区の他に「府中三日市場」「府中山宮」「甲府右水寺」など府中は冠するが、「——小路」という名前をもたない地区があつたことが知られる。

次に、必ずしも第一次史料ではないが、武田氏滅亡から二十九年後の慶長十六年(一六一一)に作られた古府中再編水帳でも武田氏時代の甲府の様子を窺うことができる。天正二十年(一五八二)以降、古府中の地では、南部の一部を除けば、城下建設などによる大きな改革が行なわれなかつたので、検地帳に見える小名は武田氏時代のものを受けついでいると考えられる。

第3表によれば、小路名としては「柳小路」「近習小路」「もあり小路」「せうとう小路」「たくみ小路」「てうや小路」などが見える。

第3表 慶長16年古府中再編水帳に見える地名

| 日付   | 小名                               |
|------|----------------------------------|
| 8.14 | 上条西大門、新藏寺前、柳小路                   |
| 8.19 | 相川柳下、お小人町、さかい                    |
| 8.20 | 近習小路、いつみやしき、てんきうやしき、もあり小路、せうとう小路 |
| 8.21 | たくみ小路、天神前、うら切                    |
| 8.22 | てうや小路、番刀やしき、あたこの前、うら切、大泉寺門前、てうや町 |
| 8.24 | 高辻い、堀、梅雲やしき                      |

第4表『甲陽軍鑑』に見える甲府内の地名

| 地名          | 居住者・建物・その他         |
|-------------|--------------------|
| 柳少路         |                    |
| 番匠小路        | 飛弾                 |
| たくみ町        | 八田村新左衛門・諏訪の春芳・松木珪琳 |
| 銀町          |                    |
| 工小路         | 町人(50以上)           |
| 穴山小路        | 妙音寺・真立寺            |
| 古應屋小路       | かつ沼入道の恵女(信玄の姿)の屋敷  |
| れんじやくかうし(町) | 玉屋という酒屋            |
| 一条少路        |                    |
| 三日市場        | 坂屋弔左衛門(町人)         |
| 八日市場        | 魚屋の甚九郎(弔左衛門の孫)     |

その他、「お小人町」「てうや町」などの町名、「いつみやしき」「てんきうやしき」「番刀やしき」などの武田家臣の尾張の名を伝える地名が見える。

次に、これも二次史料となるが、元和頃までには成立したとみられる『甲陽軍鑑』にも古府中の様子を伝える部分が散見する。

第4表に整理した「——小路名」としては、「柳小路」「番匠小路」「工小路」「穴山小路」「古應屋小路」「れんじやくかうし」「一條少路」などがあり、町名・市街名として、「たくみ町」「銀町」「れんじやく町」「三日市場」「八日市場」がある。これらの地名は、先の古文書・過去帳などの史料とも符合するものが多々、古府中の様子を記したくだけは、人物伝に比して脚色は少なく、ほぼ事実を伝えていると考えられる。

この他、武田氏時代の甲府の構造を知る手がかりになる地名は、江戸期の古府中図や現在の小字もある。例えば、宝暦一年一二月に甲府代官鶴岡佐十郎が作成したという古府中絵図にも、「御殿小路」「鐵砲小路」などの小路名が当時の小地名として見え、武田家臣の屋敷の位置が記されている。

また、現在の小字にも、國2の府中字分路図にあるよう

第5表

| 地名               | 居住者・建物・その他             | 出典  |
|------------------|------------------------|---|
| 星<br>数<br>地<br>区 | 六方小路                   | 下条瀧岐守、原隼人祐次男一郎、塙原但馬守、同内方、番匠孫三郎            |
|                  | 広小路                    | 跡部美作守、同ムスメ、山縣基太郎昌次、中沢道存、秋山万喜内方、京體頸屋森村忠右衛門 |
|                  | 古籠屋小路                  | 馬場美濃守、同内方、勝沼入道息女(信玄の妾)                    |
|                  | 柳小路                    | 二輪  |
|                  | 御崎小路                   | 山縣善右衛門                                    |
|                  | 穴山小路                   | 妙音寺、真立寺                                   |
|                  | 工小路                    | 町人  |
|                  | 番匠小路                   | 飛彈  |
|                  | れんじやく<br>かうし(連<br>省小路) | 玉屋という酒屋                                   |
|                  | 大泉寺小路                  | 大泉寺                                       |
| 町                | 近習小路                   |   |
|                  | もかり小路                  |   |
|                  | 聖道小路                   |   |
|                  | 一条小路                   |   |
|                  | 御鹿小路                   |   |
|                  | 鎌治小路                   |   |
|                  | 南小路                    |   |
|                  | お小人町                   |   |
| 市<br>場           | 三日市場                   | 塙屋彈左衛門(町人)                                |
|                  | 八日市場                   | 魚屋の甚九郎(彈左衛門の<br>妻)                        |
| その<br>他          | 石水寺                    | 林出雲守                                      |
|                  | 山宮                     |   |

に、「御馬屋小路」「南小路」「広小路」などの小路名、「天久」「造軒屋敷」「長間」「大熊」などの里敷名を云える小字が残っている。以上の諸史料の検討から、武田氏時代の甲府は、第5表の「(A)」とく、「(B)」小路で遺留された里敷地区、田町と呼ばれる下級武士(御用人など)や町人の集住地、(C)三日市場・八日市場などの市場地区、(D)山宮については不明であるが、石水寺のような、一般の史料

では、「積翠寺郷」とあり、甲府内に入らないが、鷹渕ヶ崎館と一体をなす丸山の要害城が置かれているという点で広義の甲府に入ったと考えられる地区の四地区に分けられる。ただし、「たくみ町」は「工小路」「番匠小路」に、「れんじやく町」は「れんじやくかうし」に、それぞれあつたと考えられるので、(B)は(A)に包括されていたと見られる。さらに、(D)については、石水寺しか確認できないが、甲

府防衛の城が置かれた一条小山や湯村山もこの図に入つてくる可能性が高い。

それでは、次章では、(1)の駿敷地区と(2)の市場地区、(3)のその他周辺地区をもう少し詳しく見てみよう。

## (2) 駿敷地区の復元的考察

この地区は、東西を富士川と相川に挟まれ、南は一条小山の丘陵にし切られて自然地形上でも一区画をなしている。第5表に整理したところ、この地区では現在のところ一七の小路と四つの町が一応確認される。この節では、これらの小路等の位置を復元し、この地区的住人の居住形態の特徴を掲めることにしよう。

さて、すでに『甲斐国志』が次のような古府中の復元を行なつてゐる。

今、宝永中ノ地圖ヲ覆テ校考スルニ偶々里人ノ云ヒ伝ヘタル所ニモ粗々符合スル事多ケレバ、爰ニ其ノ大略ヲ示ゲ記ス、古府中村ノ境内東ハ岩瀬ヨリ西ハ保原マデ五百三十間、南ハ元柳町ヨリ北ハ下猪翠寺村マデ九百二間、南北へ孔道四条アリ、東ヲ元柳原町通リト云ヒ、黒形端門ノ前ニ出ヅ今ノ要路也、其ノ東ニ大桑寺小路ト云フハ岐路ナリ、次ヲ元柳町通ト云フ、南ミ曲輪ノ門坂ニ当レリ、次ヲ城山町通リト云フ、黒形跡ノ西元ト八幡社ノ間ヲ北へ貫キタリ、其ノ西ハ一条小路、又西ニモ一道アレ共分明ナラズ、一条小路ノ北へ六方小路ト云フ通衢ナリ元八幡ノ門坂、其北へ御殿小路立ト云ハ堵、大橋ト云ハ相河ニ架ス、保原ノ方へ渉ル、根本組ノ前ヲ東へ円光院前ニ出ル路ヲ二ツ裏横手ト云フ……鷹匠里家・鐵治小路大桑寺小路ナリ此ハ擴大。

右は『甲斐国志』の武田氏時代の小路に関する記を抽出したものである。この他に家臣団の家臣に関する記述が見られるが、これまで研究は基本的にはこの記述をほぼ基に武田氏時代の甲府を語つてきただ。筆者には、これを改めて再検討するほどの能力はないし、また史料も与えられていないが、これらの記述からその基本になつた江戸期の絵図および一章で見た現在の小字・慶長一六年の小名などを総合的に駆使しながら、古府中像を再構築する作業に入ろう。

まず、江戸期に作成された古府中絵図であるが、現在残っている主なものには、武田神社蔵の貞享三年(一六八六)の絵図、それと非常に類似した中浜景氏所蔵の絵図、山梨県立図書館所蔵宝曆二年(一七六二)一二月の甲府代官朝倉佐十郎検地絵図などがあり、その他、江戸時代の絵図を基に明治以降に作成したと思われる『甲府略志』所収の絵図がある。最後の『略志』所収の絵図は情報量が多く、縮少しても読みうるので、参考資料として掲載する(図2)。

次に、現在の字であるが、昭和二七年(一九五二)の府中町字分図があり、小路の位置を確定する手がかりとなるので、略図化して載せる(図3)。

古府中絵図の中、宝曆一年の図には、「御殿小路」「鐵治小路」「楊小路」の位置が知られる。また、府中町字分図には、「鐵治小路」「広小路」「深小路」「御馬屋小路」の小字がある。「鐵治小路」「御馬屋小路」については、宝曆一年の絵図と地域がほぼ一致しているので同絵図に従つて問題はないであろう。

広小路は、図2では江戸期の甲府城の北の外郭内の東西の通りの一部にその名が見える。これは図3の字分図とまったく位置が異なつており、どちらにするかは問題であるが、北の武田館に近い広小

図 2

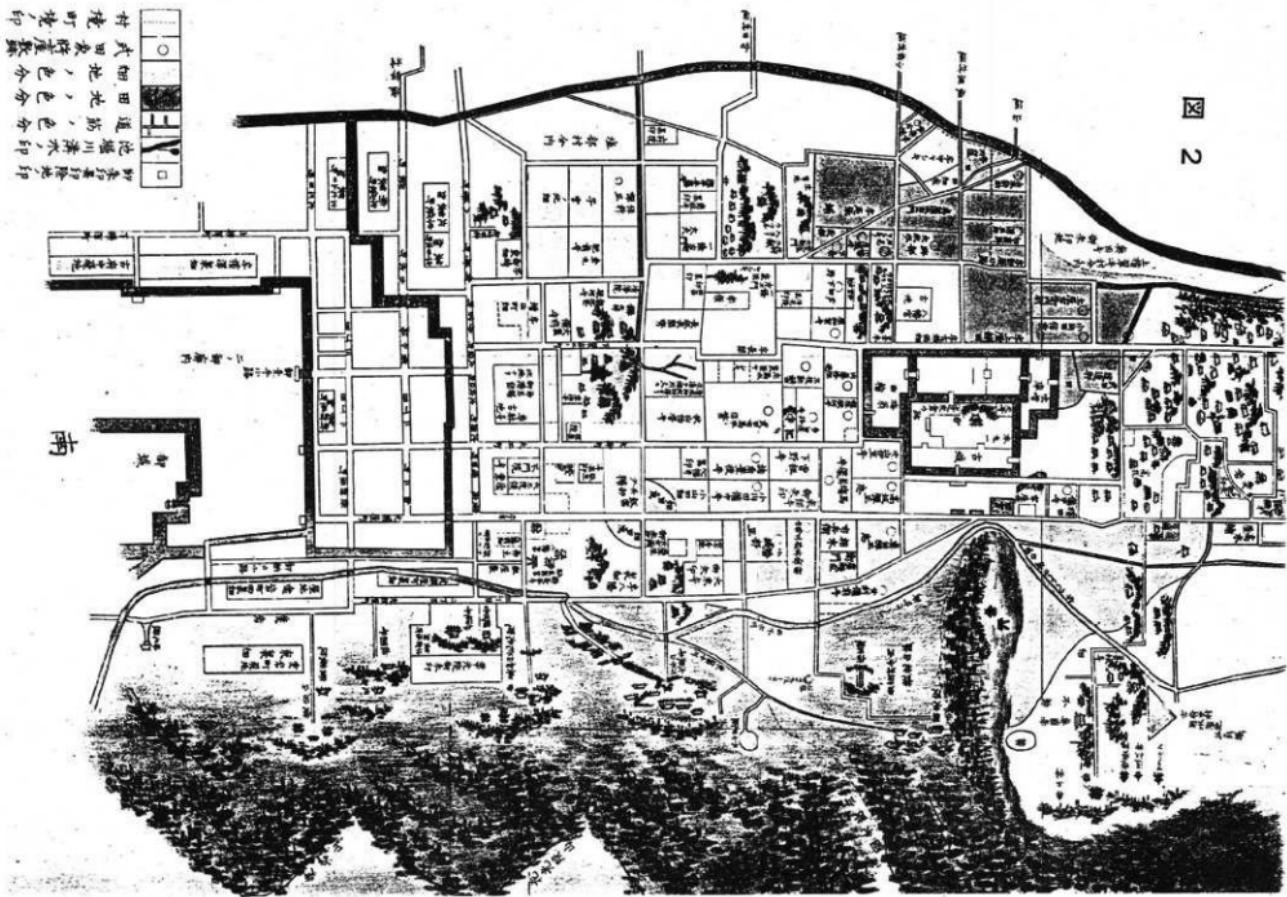
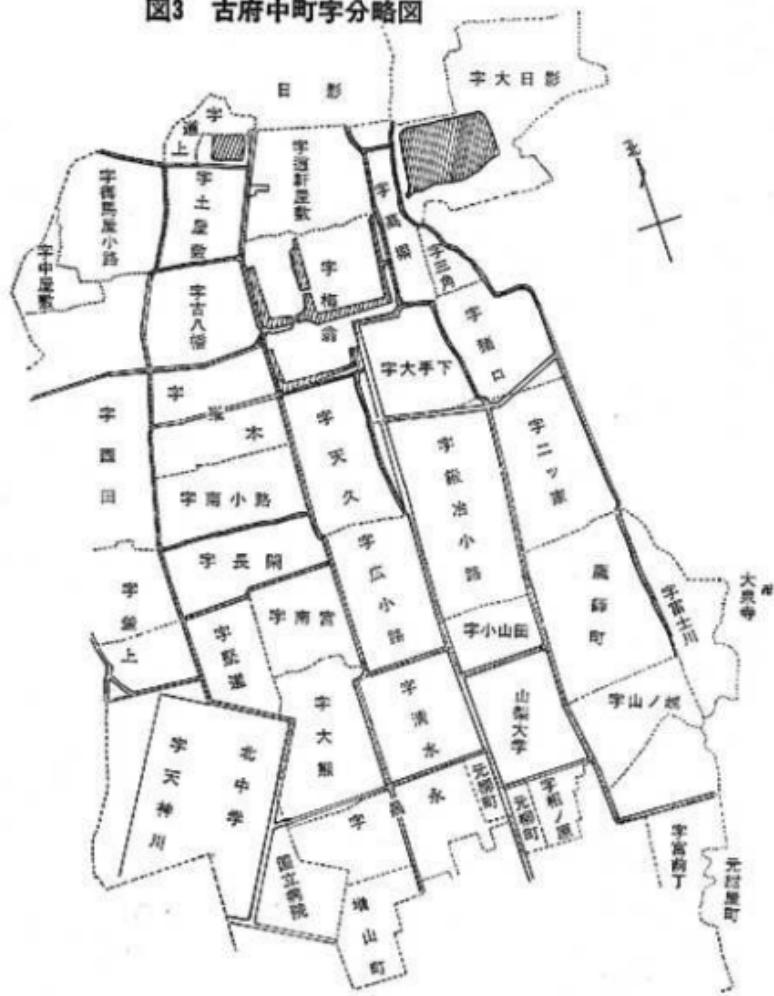


図3 古府中町字分略図



路が本来のものと考へられる。

すなわち、「武田家日环帳」によれば、当小路には「秋山万落内方」が居住している。図2には武田信繁（御殿）の屋敷の南に秋山伯耆守の屋敷があり、「秋山万落」と「秋山伯耆守」が同一とはいえないが、宇との関係から見て、現在武田神社の参道となっている通りの北部が広小路であった可能性が高い。また、宇庄小路の西側に接する南北の通りであった可能性もあるが、「武田家日环帳」によれば、図2の梅笛曲輪の南に屋敷をもつ三枝勘解由すなわち山縣善右衛門が、「御崎小路」に居住したことが知られる。「御崎小路」の名は御崎神社にちなんだと思われるが、「甲斐国志」によれば、御崎神社は現在の場所へ移転する前は「諏訪崎三ノ郭」の内にあつたといわれる。「三ノ郭」の位置は不明であるが、武田神社にある本郭以外とすれば、西側の郭であり、三枝勘解由の屋敷のあった通りと堀を隔てて接している。従って、「御崎小路」に、宇天久と字南小路に挟まれる通りに比定され、この通りが広小路であつたとは可能性はほとんどない。

次に「南小路」であるが、「広小路」「御崎小路」を確定すると、小字の位置からして、「御崎小路」の西側に南北に通る道の一部と考えられる。先の「甲斐国志」の記事によれば、この南北へ走る道の南は「一条小路」と呼ばれたようだ。図2でもまた他の古府中絵図でも一条左衛門・一条右衛門大夫の屋敷が記されている。また、この道の最北部は「御殿小路」があり、「南小路」は「御殿小路」と「一条小路」の中間に位置するものと思われる。

『甲斐国志』は「一条小路ノ北ハ六方小路」という道筋ナリ」としており、これに従えば「一条小路」の北は「六方小路」となるが、

「道筋」は「よこみち」「わかれみち」の意があり、図2には塚原方面へ抜ける道が「一条小路」の北にあるので、これが六方小路の可能性がある。また、図2には下条民部の屋敷があつたことになっているが、「武田家日环帳」では、当小路には下条諸岐守が居住しており、この通りを一応「六方小路」に比定しておぐ。

次に「大泉寺小路」であるが、現大泉寺の位置「甲斐国志」の記述を合せ考へれば、西高土川沿いの南北の道路に比定される。

「穴山小路」は妙音寺（妙遠寺）・真立寺（信立寺）などの寺があり、その寺地を手がかりにできると思われる。真立寺は現在のどこにあつたか不明であり、妙音寺は元柳町にあつたといわれる。元柳町は「柳小路」の地に比定されるので、その通りと交叉する江戸期の元穴山町のある東西の通りに比定すべきであろう。

「古膳屋小路」はその名からして半屋のあつた通りであろう。図2では、半屋地は武田館の東側に接してある。また「古膳屋小路」には馬場美濃守が居住しており、図2によれば、現在の武田神社の参道へ至る元柳通りの北側がその東の南北の通り、すなわち「鐵冶小路」の北のどちらかであるが、前者は広小路に比定しており、後者はよいと考えられる。

この他に、慶長二六年の古府中再編水帳（第4表）には「近習小路」「もかり小路」「せうとう小路」「たくみ小路」「てうや小路」がある。水帳は日付の記載でその日の検地は一定の地区のまとまりをもつている。

例えば、八月二二日の「<sup>（京里）</sup>てうや小路」のある地区には大泉寺や愛宕山が近接しており、これからすると、「てうや小路」は江戸期の元城廻町としてよいであろう。

図4 古府中復元図



八月二〇日の場合は、「てんきうやしき」が見え、最初は武田館のすぐ南側村近で検地がなされているが、最後には、「せうとう小路」とあり、館の裏の日影地区へ進んだようである。聖道(童古)は信玄の二男で百目の人であった。彼の屋敷は日影地区北部にあり、現在でも、日影から神宮寺へ入る場所の道路の角に「おじょう」と書かれた看板がある。

「どう様」と呼ばれる石仏群があり、地元では四月二九日に祭礼を行なっている。また、「甲斐国志」では、武田館の北には、館の守護である愛宕山があったといい、その別当寺の愛宕山宝蔵院は聖道小路にあつたと記す。図2でも愛宕の記載が武田館の東北にあり、聖道小路その付近に比定される。「聖道小路」が武田館の裏とすれば、「典底屋敷」から「聖道小路」へ至る道筋に「もかり小路」があつたと考

えられる。

八月二一日の「たくみ小路」は「天神前」の次に来ているので、これの隣接地であろう。「天神」は図2にも見え、付近には大工町もあるが、これは近世の古府中村分に入らない城下であるので、村分に見える「たくみ小路」とは別と考えられる。確定すべき材料が不足しているので、何ともいえないが、図2の天神の東南の通りに「下栄古工ノ町」の記載があり、この付近が「工小路」であったと思われる。

最後に、「れんじやくかうじ」「れんじやく町」であるが、柳小路の南の江戸期の大工町のさらに南に元連雀町があり、これが「連雀小路」の地であろう。

以上、長々と小路を中心にして復元を試みた。勿論、この復元は決して

正確かつ充分なものとはいえないが、これでも武田氏時代の甲府の特徴を握る基本材料となる。図4が復元圖である。

さて、これによると、星野地区は武田館を取り巻くように東西南

北に形成されているが南の地域が最も面積が広く充実している。町割プランは、南北の五本の通りを基本として東西の道路は現在穴山小路と現道小路しか確認できない。

居住形態についてみると、武士と町人の混住が特徴的である。例えば、六方小路には武田家有力家臣下条清岐守や原隼人昌胤の子息が居住する一方番匠が居住している。広小路では、武田家奉行人の跡部美作守勝忠・山縣甚太郎昌次・秋山万喜などが居住する一方京鏡頭屋が居を構えていた。

また、特定の職人・商人の集団が居住し、その名を付した鎌治小路・工小路・速雀小路(速雀は連雀商人)などがある。これは武士

でもその傾向があり、近習小路・お小人町は近習衆や小人衆(下級武士)の居住地であったと考えられる。従って、職種別の個々の集

住化はかなり進んでいたことは確かであるが図4を見ればわかるように、近世の城下のような武士居住区と町人居住区の分離は明確でなく、全体的には混住しているといえるだろう。

この他、第6表に整理したように、この地区には多数の寺社が点在していた。中には「新立寺」という日蓮宗の寺、わき寺十四五有(もろい)などと磨坊・塔頭を持つ寺もあり、寺僧や神官・武田氏の家臣・その被官・町人を含めると星野地区だけでもかなり大規模な都市であったことが充分推定できる。

### (3) 市場地区その他の復元的考察

#### (イ)

古府の市場は三日市場、八日市場の二つが知られているが、この他に小山原の一連寺に寺内町があつたと伝えられるが、ここでは触れない。

市場の位置であるが、三日市場は元三日町説が定説化している。「甲府略志」では、元三日町について「古府三日市場の舊地なり市の西端穂坂路に通する一路なり」と記しているが、この市場が信州へ向う穂坂路という武田時代の幹線へ通じていたことが指摘されている。確かに府中の西南に位置し、相川を渡ると穂坂路に通じており、また、市としての性格を考えれば、ここは穂坂路方面から入る物資の集結地であったと容易に想像できる。

一方、八日市場については長禅寺前付近にあつたとする説(『甲府略志』)、かつての一連寺の隣接地で、現愛宕町と中央二丁目(旧横浜宿町)にあつたとする説(『甲府の歴史と文化』などがあるが、言い方の違いはあってもその位置は江戸期の甲府城の東にあたる街区の中心城にあつた点では一致している。筆者も次の点からそれは

第6表 古府中の寺社

| 寺   | 社                           |
|---|-----------------------------|
| (大泉寺), (円光院), 宝藏寺, 墓西荒淨盛善慈上, 紗羅寺, 普門院, 不斷堂, 法華院, 瑞岩淨院, 神林院, 行寺, 大物院, 心福院, 恩寺, (淨)寺, 松風圓寺, 明光明院, (生)寺, 信庵寺, 立院, 信庵寺, 信庵寺, 信庵寺, 信庵寺, 信庵寺, 信庵寺, 見光院, 福寿院 | 愛宕<br>府中八幡, 御崎神社, 伊勢神明宮, 南宮 |

妥当であると考へる。

③ 江戸期の八日町が城下建設の廢止されたものであるならば、三日町と元三日町の関係のように元八日町があつてよいのであるが、現実には存在しない。これは移動がなかつたためと考えられる。

天正四年六月二八日の武田勝頼印判状によれば、八日市場には三〇人の伝馬衆がいる。これは市場の性格からすれば、当然であるが、街道が通つてゐることを明確に示してゐる。武田氏時代の中府の東へ入つてくる幹線は中道往還・篠河往還・鎌倉道などがあるが、これらが結接する場所は、江戸期の八日町・魚町付近であり、街道との関係からも、八日市場は基本的に移動しなかつたとみられる。

さて、市場地区の場所は確定されたが、次に、その具体的な形態を見てみよう。

『甲陽軍鑑』には「中府に三日市場、八日市場とて日市の立町あり」「三日市場とて日市の立社に落書をたつる」などと見え、八日市場・三日市場は「日市の立町」「日市の立社」と認識されていた。近世、甲府の町々では道祖神を祀り、殊に、八日町を中心とした外郭の町々では、盛大な祭りが催されたが、市神と関係の深い道祖神を祀るという意味では中世以来の伝統を引くものと思われる。他の甲州の近世の市場の絵図などから様子を復元すると、おそらく、街道沿いに町屋があり、その中央が広場になつてそこに市神と道祖神が祀られるという形態をとつていたと思われる。

弘治二年（一五五六）一〇月一〇日の武田信玄印判状や天正四年（一五七六）六月二八日の武田勝頼印判状によれば、住人は有

姓・無姓のもの、僧などがあるが、市や宿といふ調査から見れば、商人の町であることがその本質であろう。『甲陽軍鑑』でもこの地区の町人として魚屋と塩屋を登場させてゐるが、これはこの町の住人に最もふさわしい。この地区の人々は農耕地区に居住する人々とは本質的に異なつてゐると考えられる。確かに八日市場に居住したと思われる坂田家のような武田家に奉仕した御用商人もいるが、市と本質は平等的で、非権力的であり、織田善兵衛流にいえば、「無縁」の場としての性格をもつことがある。その意味で小島道裕氏のいうような家臣団および職人の居住区と近接しながらも、明確に分離された空間であることを改めて注視する必要がある。なお、八日市場は詳しく述べる。

(コ)

(八日町)の地区外、いわゆるその他の府中地区であるが、ここでは積翠寺を中心に取り上げる。武田館の裏を相川沿いに走ると、積翠寺地区に入る。上・下に三分されているが、上積翠寺は武田館から二・五キロメートルほどあり、甲府盆地を見降ろすことができる。この集落の上には信虎が要塞城を築いた丸山があり、ここからはさらに眺望が開ける。

上積翠寺の寺内には城を守る兵の駐屯基地を廻わせる「根小屋」の小字名が残り、要塞城とこの地区が一体をなしていたことを示している。

『高白齋記』には「昌黎丸山ノ城主ニ被御村」とあり、『甲斐国志』は「石水寺定番」として駒井次郎左衛門をあげる。昌黎は駒井氏と思われるが、駒井氏が積翠寺に居住していたことは、天正一〇年（一五八二）八月二一日の駒井右京達政直死の徳川家康印判状で

(<sup>草代</sup>)「積翠寺分三拾貢文」「積寺之屋舎」が安堵されたことからも知られる。また、「高白齋記」の天文二十二年(一五五二)二月二四日条に

「積翠寺授割初並田畠山等ノ義ハ山本孫右衛門波ス」と見える。主語は省略されているが、他の文と比較すると、高白齋(駒井政武)と考えられ、駒井氏が積翠寺の一部を山本孫右衛門に分割したということのようである。駒井氏の他に山本氏が積翠寺に土地を有していたことになる。さらに、「武田家口环帳」には「甲府石水寺」の住として林出雲守が見えるので、当地には駒井氏を中心とする城の番衆として諸士が居住する他、警備の小土の根小屋が存在したとみられる。

ところで「武田家口环帳」には「甲州府中山富源利殿」とあり、山官(現甲府市山官町)が府中に入っている可能性があるが、やや距離があり過ぎる。しかし、府城に入らなくとも、その周辺部が他の郷村と区別され、特別な地区とされていたことは間違いない。『高白齋記』天文二十二年(一五五二)三月六日条には「小松・和田・塚原・岩瀬・駒井ノ郷ノ人足押立公事ノ義御免ノ羽印形被下候」とあり、小松(現甲府市小松町)・和田(同和田町)・塚原(同塚原町)・岩瀬(同岩瀬町)・駒井ノ郷(駒井氏の郷の意で現甲府市上・下塙守町の一部分)など府城の周辺部の地域は「人足・押立公事」が免除されているのである。

#### (4) 戦国期の都市・甲府の景観

これまでの復元的考察をまとめてみよう。武田氏時代の甲府は①武田氏の居館を中心とした城郭空間、②近接しながらもそれとは分離している市場地区、③要害城・湯村城・一条小山などの府中防衛線とその周辺地域の三つの部分よりなっていた。その府城は南北

の最大五キロメートル、東西の最大幅二・五キロメートルほどの広大な地域であった。

①の地区は、東西・南北に走る「小路」を基軸としており、地区は「——小路」の名称で示された。この地区には豪臣領や職人、一部に商人が居住したが、下級武士や町人はその職掌ごとに集住する傾向があり、「近習小路」「鍛冶小路」「達者小路」などその職掌名を冠する小路が多数存在した。しかし、全体的には近世の城下と異なり、武士と町人は混住していたといえる。その意味では越前の一乗谷の発掘結果とも基本的に一致している。<sup>(1)</sup>

②の地区は三日市場は總坂道、八日市場は中道往還・駿河往還、鎌倉街道の起点になつておらず、様々な物資がこれらの街道を通りこの地区へ集中してきた。街道沿いに町が形成されるいろいろな人々が居住していたとみられるが、その中心は何とんといつても商人であったと考えられ、江戸期に府中の町年寄を務めた坂田家は魚を扱う商人としてその代表的存在であった。<sup>(2)</sup>

③の地区は、庄屋の府城ともいべき地区で、殊に鷹岡ヶ崎の詰城の要害城・防衛の拠点の湯村山城・一条小山の城がこの城に入り、その周辺部の村々にも一般の村々と異なり、甲府の近郊村として特別な扱いを受けていたようである。また前述では触れなかったが、富士川東の山麓部には大泉寺・円光院などの武田氏の菩提所ともいべき禅宗寺院があり、円光院の北の塔岩には信玄の火葬場や城死者の火葬場といわれることがある。この地区は宗教・葬送上で最も特別な地区であった。ちょうど石井達氏が明らかにした都市構造の周辺部の様相にも類似している。<sup>(3)</sup>

らかにした農業地区と市町の空間的に分離した戰国末期都市形態と共に通じ、最近では東國の戰国城下町を「フィールド」に宿すと農業地区という形で同様の空想が存在することを明らかにした市村高男氏の一

九八五年度歴史学研究会中史部会大会報告にも共通する。<sup>(5)</sup> さら

に、(1)の農業地区・市場地区の外に(2)の空間があるという意味では、中世前期の府中（西府）等の地方都市の分析を通じて都市機能という農業地区・市場・港湾・宗教施設を含む広域空間を設定する

者藤利男説が中世の後期都市でもなお有効性をもつと考えられる。

中世のいわゆる都市は地域権力者の居館を中心とした城郭地区を中

心に(3)の市場地区を近接地に配し、さらにその周辺部地区に宗教・軍事施設および農村部まで含み込んでいた。また、(4)の農業地区も武士・商人が未分離な状態で居住していた。これは、堀によって区切られた内部に武士・商人・商人などのいわゆる都市民が整然と住み分けを行なっている近世の城下町とおよそ様相を異にしていた。

## 註

- (1) 成慶院の「武田家過去帳」および「武田家口环帳」は『甲斐源書古』<sup>(6)</sup> に所収。しかし、誤謬が多いので、東京大学史料編纂所の翻写本で訂正し、第2表を作成する。
- (2) 山梨県立図書館所蔵。全二冊のうち七冊（うち一冊は墨糸を一括記載する）が現存している。
- (3) 山梨県立図書館所蔵。
- (4) 違雀は連尺と書き、連尺商人は連尺を背負って走り歩く商人のこと。
- (5) 第9表は慶長元年一二月一日浅野長政寺尾敷免許状（算體）

寺文書／『甲州古文書』一二四、以下『甲』一二四と略す)、

慶長八年寺領証文一覽（『甲』附編三）・『甲斐國志』その他より作成する。

## (6) 「甲陽軍鑑」

- (7) 『角川日本地名大辞典』19 山梨県』八日市場（山梨市）の項参照、竹川義徳「本県の市場について」（『甲斐路』附8）。

- (8) 手稿文書『甲』三五九、同三六五。

- (9) 「口木城郭大系」8参照。

- (10) 「記録御用所本古文書」『甲』二四四六。

- (11) 駒井ノ郷は越前市駒井に比定するのが一般的であるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める栗谷城のある

- 積善寺の一部を「駒井ノ郷」と呼んだ可能性が高い。

- (12) 朝倉氏遺跡資料館「栗谷」「栗谷朝倉氏遺跡」1—15。

- 小野正敏「越前栗谷の町割と若干の問題」（『日本海地域史研究』3）、『日本城郭大系』11、『日本の美術3 栗谷遺跡』他参照。

- (13) 石井遼「もうひとつの大鎌倉—歴史の風景」、同「中世都市としての大鎌倉」（佐々木潤之介・石井遼共編『新編日本史研究入門』）、同「都市鎌倉における『地獄』の風景」（御家人制研究会編『御家人制の研究』）、大三輪龍彦編『中世鎌倉の発掘』他参照。

- (14) 小島道裕「戦国期城下町の構造」（『日本史研究』二五七）。

- (15) 市村高男「中世後期における都市と権力—城下町形成と民間—」（一九八五年度歴史学研究会大会報告）。

- (16) 藤利男「莊園公領制社会における都市の構造と領城—地

## 二、甲府の成立と展開

### (1) 優虎期～成政期

武田信虎の治政の前期は、内に国人衆の反乱、外に今川氏の侵入と極めて困難な状況下にあった。しかし、信虎はその卓越した能力で次第に国人衆を圧倒し、永正一四年（一五二七）には、大井氏と結んで甲斐国内に侵入した今川氏と利害を結び、終に大井信達を降し、甲斐一国の一応の統一を実現した。

そして、永正一六年（一五二九）、石和の川田館から櫛賀ヶ崎の地へ館を移している。『妙法寺記』同年条には「甲州府中ニ一国大人様ヲ集リ居着レ、上様モ極月移り御坐シテ御台様モ極月御移」とあるように、これは単なる館の移転ではなく、「大人様」すなわち国人衆を府中に集住させ、武田家中へ編成するという意味があり、武田氏にとつては守護から戦国大名へ完全脱皮するための閑門であった。

翌永正一七年（一五三〇）三月には、開府のための万部法華經疏読が行なわれ、その年の六月、『高白齋記』に「晦日酉戌精華寺丸山ヲ御城ニ被取立普請初ル。六月朔日丁未信虎公丸山ノ城ニ御登リ」とあり、精華寺の要害城の普請が始まられている。さらに大永三年（一五二三）には、「湯ノ島ノ山城」すなわち湯村山城の普請が始まっている。その翌年、大永四年（一五二四）には、府中の南「一条小山」の地に城が造られている。『高白齋記』大永六年（一五二六）三月条によれば、一条小山に当時あった時宗の一蓮寺道場が「小山原」の地へ移っていることが見え、一条小山の山頂にあった一蓮寺の地

にかなりの規模の城が造られたと見られる。おそらく現在の甲府城本丸の地であろう。

このように信虎は、永正一六年の府中建設から五年の間に、北に要害城、西に湯村山城、南に一条小山の城を造り、甲府の防衛線を固めたのである。前章で述べたように要害城のあつた精華寺の地が府内と意識されたのも、これらの諸城が府中（甲府）の建設と一緒に存在であったことによると考えられる。

さて、永正一六年に、国人衆の府中集住が断行されたわけであるが、必ずしもそれが容易に行なわれたとは考え難い。翌永正一七年には、栗原氏・大井氏などの国人が再び蜂起し、今川氏の武将福島正成が「甲州城」まで侵入しており、要害城もそのような情勢の中で設けられている。<sup>6)</sup>しかし、この年の弱いに勝ち抜いたことにより国人の府中集住はかなり進んだと見られる。大永三年（一五二三）には「穴山小路」の名称が史料に見え、屋敷町の新築がかなり進んでいたことが推測される。また、大永七年には、人々の信仰を集めた上条の地蔵が府中の南宮の地に移されている。

そして、享禄四年（一五三一）浦（もしくは飯富）・栗原等の国人が背き、これに呼応して信州の源氏が侵入していくが、『妙法寺記』同年条には「此年正月二一日ニ、浦威栗原殿邑形ヲナミシ奉テ府内ヲ引退、御城へ馬ノ入候」とあり、浦・栗原の国人衆が「府中」に居住していたことが知られる。おそらく国人衆の多くは府中に屋敷を有し、信虎への従属を断つていたであろう。

しかし、なお、郡内（郡望郡）に駒首の支配権を有する小山田氏は、この段階では府中に屋敷を構えていなかったが、二年後の天文二年（一五三三）、小山田越中守信有は府中に七十坪の屋敷を建て

國中へ移る。ここに、漸く信虎は悲願ともいえる国人衆の家臣團化に一応の終止符を打つた。以後、対外的には北条氏との緊張關係が続くが、国内的には、信虎の治政は安定期を迎える。

信虎の時期を一言で言えば、領國支配の基礎固めの時期といえ。新館・府中の建設は国内統一の帰結であり、そこへ国人衆を集めさせてゆく過程は、その家臣團化、領國支配体制の確立そのもの進行過程に他ならなかった。

## (2) 晴信(信玄)期—完成期—

天文一〇年(一五四一)六月、信虎は駿府へ赴くが、本國では子息晴信が家臣團に擁され、家督を譲り信虎は強制退職させられる。これは、信虎の強引な政策の反動であったと解されているが、これによつて信虎が築き上げた領國支配体制が動搖したわけではない。むしろ、周知のことく正統を受け継がれ、領國甚大という形で發展する。

甲府についていえば、晴信治政六年目の天文一七年(一五四八)に一つの注目すべき政策が出されている。『高白齋記』同年六月条に「自今以後、府中地下人ノ田畠、新畠敷被爲立間敷ノ由之」という記事が見える。最後が欠けており、不明な点もあるが、これ以後、府中地下人ノ田畠に新畠敷を建てるのを禁止したということは確かである。ただ、新畠敷を建てる主体であるが、地下百姓なんか、武田家臣その他なのが問題であるが、『高白齋記』記事的一般的性格からしても百姓に出された政策とは考え難いので、府中に居住しようとする武士その他に出来たものと考えられる。

されば、この政策の意味は大きい。晴信は父信虎以来の府中集住策を転換したことになるからである。窮するに、信虎期の末期から

信州への勢力拡大が進められ、晴信はこの時期までに領地を領國化し、さらに小笠原・村上領へ侵攻しており、国内的矛盾はほぼ解消していた。武田家臣であるという點であるが、府中居住は實質的に意味がなくなり、むしろ、新畠敷の建設の制限を設けることによつて、府中に居住するものと、そうでないものを分離し、身分的統制を行なつたのである。ここに至つて甲府は領國の中心としてさらには独自な意味をもつたと考えられる。

そして、そのような流れの中で、永禄四年(一五六一)には、府中八幡(古八幡)へ国内神社の調査一六四人が八二番の番を組み交替で「二日二夜」の宿泊をする制が建立され、宗教イデオロギーの統制も府中を中心に行なった。

一方、晴信の代には、府中を中心とした領國經濟の整備が進められ、府中の町共同体の形成が見られる。

天文一一年(一五四二)次のような通所が發給されている。  
○  
波者馬賄定口、諸役所可通也。  
〔金持印〕  
天文拾五年三月十五日

この文書は江戸期、甲府の町年寄を勤めた坂田家の文書で、武田家の過所としても初期のものである。

また、次の永禄五年(一五六二)のものと推定される武田晴信印判状も同家のものである。

○  
源右衛門

看之奉公就相鉢、一月ニ馬參定之分、諸役令免許者也、仍如件

三月十日

右の二通の文書から見ると、坂田源右衛門は天文一年には、馬一疋口の分が免許され、おそらく駿河から「肴」（魚介類）を運び府中でそれを商う業を行なっていたと考えられる。そして、永禄五年には「肴之奉公」というかたちで、一月に馬三疋分と諸役免許の特権が与えられ、武田家の御用商人となっている。

また、同じく「坂田家文書」に紹尾の田村家の文書が残っている。  
 ○  
 (源次印) 遠山石使之奉共も、可爲請者也  
 尾張相手番子、他所へ不出候、同役等一切免許者也、仍而如件

天文十八年配

十一月十八日

田村謙七

## 定

一、番子他所不出之事

一、召使之者、右同前之事

一、屋敷裏間之分、諸役御免許之事

(未接十二)  
戊辰六月廿七日 ○  
 (源次印) 土屋平八郎奉之

尾張相手

田村又右衛門門  
 (未接十二)

この二通の武田家印判状はほぼ同内容で、①尾張相手の他出禁止、②同召使の者の他出禁止、③諸役免許の特権の付与、などから

なる。田村家は「尾張相手」とあるように、尾張國の出身で、「番子」「召使之者」を抱え、職人集団を形成していたとみられる。武田氏は他國の高度な技術をもった職人集団の糧米を諸役特権の免許によってその支配に陥り、技術の他への流出を避けるという点から「番子」「召使之者」の他出を禁止したと思われる。

坂田氏にしても、田村氏にても、当時の史料では府中に居住した明確な記録はないが坂田氏は、弘治二年（一五五六）以来の八日市場關係の史料を所持して天正八年（一五八〇）六月二八日の武田勝頼印判状に坂田源右衛門の改名後の「與一左衛門」の名が見える点、江戸期も八日市場のあつたとみられる魚町に居住していた点、武田氏に「肴之奉公」を勤めたという点からしても、八日市場に居住していたと考えられる。また、田村氏の場合も不明であるが、武田氏との關係と紹尾の性格からみて、府中に居住していたと考えるべきである。おそらく、江戸期に元相手町と呼ばれた地区に、この尾張相手の集団は居住したのであろう。

このように、晴信期には、特権商職人集団の府中の居住・編成が進んだ。これは信玄期の末から伝令制度が整えられ、甲府を中心とする交通網の整備が進んだことに対応していると考えられる。

さらに、晴信期の末の永禄元年間には軍事的要請もあって諸職人を府中へ集住させるかたちでの編成が一層進む。永禄二年（一五六八）五月一七日、翰頭である津浦善右衛門・同官内丞・同一左衛門尉の三人それぞれに対して武田家印判状が与えられ、「組工御奉公」につき、「當府中町次之善請役」が免許されている。同年六月二七日には、「尾張相手田村又右衛門附」に対して「番子」「召使之者」の他出を禁止し、屋敷一間分の諸役を免許し、翌日の二八日

には「六方小路番匠孫三郎」に対して家一間分の普請役を免許している。また、元龜三年（一五七二）三月一七日には、斎木助三郎の細工奉公に於て「町並之普請以下之役」を免許し、同年六月三日には斎木助三右衛門尉（助三郎と同一人か）に対して五貫文の所領

を給与している。斎木助三郎は「銀治町名主源次右衛門先祖書」によれば、中都郷下銀冶村の打物銀治であったが、永禄年中に召山されて甲府の銀治小路に居住し、甲斐國中の銀治を支配したという。

このように、永禄末年と元龜年間にかけて職人の編成が進み、相当数の職人集団が府中に居住したと考えられる。その点で注目すべきは、町次の役の成立である。

今度細工之奉公相勤候之間、當府中町次之普請役、御免許候者也、仍如付

戊辰

五月十七日 ○（龍安院）市川吉内助奉之

穂津善右衛門

右の免許状を含めて、町次の免許状は四種あり、これは、時信期にしか見えない。勝信期になると、「宿次之普請」<sup>(24)</sup>、「宿次之御普請」<sup>(25)</sup>、「町惣之宿間充堵商賈役」<sup>(26)</sup>など表現がやや異なるが、「町」「宿」を対象とした新しい役が成立していることは明白である。

これは時信初期には見られないもので、おそらく職人や商人の棲聚に率いられた集団が時信期の在府政策でその集団単位で町を形成したためであるとみられる。

先の銀治櫻井斎木助三郎の「番匠小路」移住の例や「平陽軍艦」

の「飛騨に水りてたつる。たくみ町・銀町各町も地下下。八田村・春芳・瑞琳それぞれに軒煎故、地下も細工人も繁昌して、諸侍こと

かく事なし」という記事を考え合せると、「章で見た「銀治小路」に「工小路」「番匠小路」「れんじゅくかうし」などの小路や「たくみ町」「銀町」「れんじゅく町」などの町も、時信の治政末と勝信の時期を中心に成立したのである。

ところで『高白齋記』天文二一年（一五五二）一一月条に「宿ノ夜廻ノ番帳始テ來ル」という記事がある。短い記事でこれだけでは内容を讀むことができないが、これから間もない弘治二年（一五五六）一〇月一〇日には八日市場で「夜廻之番帳」が作成され、住人が十三番に編成され、市場内を夜廻りし盗賊や火事の防止に勤めていた。これについては詳しくは次章で述べるが、『高白齋記』の記事と八日市場の「夜廻之番帳」は密接に関連していることを考えられ、「高白齋記」の記事は府中ににおける夜廻り制度の開始を示していると解せる。

先の町役等の成立と考え合せると、「町」が形成され、住人による共同体制も進んでいたことが窺える。

時信期は、府中内の新屋敷の建造が規制され、府中が身分制の上からも特別な位置を占めると同時に、府中八幡の番役の制度化を通して府中を中心とした国内神社の宗教統制が進められた。<sup>(27)</sup>一方、建物期の信虎の時期は国内の国人の家臣化と府中への集住がリンクしていたが、時信期は武士団の編成ではなく、府中を中心とした商・職人集団の編成が本格的に進み、都市としての内実がほぼ完成したといえる。

### (3) 勝信期・成熟期

元龜四年（一五七三）、上洛後、勝信（信玄）は病死する。

めてゆく。

永禄末年と天正期は、今川領国であった濃河・遠江へ進出した時期で、府中を中心とした職・商人の組織化も頗る拡大と深く関していたと考えられる。

例えは、次の文書を見てみよう。

(4) 定

令在府、御細工之奉公相勤候之條、町橋暨同充商賣之諸役、有御免許之由被仰出者也、仍如件

天正二年甲戌

閏十一月廿四日 ○ (鈐朱印) 山縣三郎兵衛尉奉之

守隨

鈴木清三郎

同與治郎

長坂善七郎

(4)

令在府、御細工之奉公相勤候、町橋暨同充商賣之諸役、有御免許之由被仰出者也、仍如件

天正十四年子年

二月廿二日 ○ (鈐朱印) 銀閣齋奉之

古河彦太郎

鈴木清三郎

同與治郎

長坂善七郎

○(鈐朱印)  
定

一、町橋暨同充、諸商賣役之事  
一、利倍役之事

一、宿次之詰役之事、替人足之事  
右三ヶ條之役、御細工之奉公相勤之間、一切被成御免許之由、被仰出者也、仍如件

天正八年庚辰

八月十六日 銀閣齋奉之

古河彦太郎

□ (鈐朱印)

鈴木清三郎

□ (鈐朱印)

長坂十左衛門

○ (鈐朱印)

(4)

甲州金秤子之事、如前々不可有違者也、仍如件

(鈐朱印)

天正十年

○ (鈐朱印)

十一月廿六日

柳原小兵衛  
神谷彌五助奉之

守隨彦太郎

鈴木清三郎

同與治郎

長坂善七郎

これらの一連の文書は、江戸期、関東の秤座を統轄した守隨家のものである。「守隨家由緒書」によれば、初代吉川守隨は、甲州の出身で若年より今川家に仕えていたが、老衰したので、甲州に帰国

し、武田家に仕え、秤の製造に従事し、「黄金掛引万秤」のこと

独占したという。文書によれば、守隨は鈴木清三郎・同興治郎、

長坂善七郎とともに天正二年、武田家より在府を命ぜられ、町橋一

間の商売諸役をそれぞれ免除されていいる。「守隨家由緒書」では守

隨は隠居して平妻に戻ったことになっているが、守隨を含めて秤子

細工四人を在府させていたところから、隠居などといふようなもの

でなく、今川氏に仕えていた秤子細工の集団をその没落とともに武

田氏が抱え、やがて駿府から甲府に移住させたと考えるべきであろ

う。守隨は天正四年（一五七六）に亡くなったのである。〔文書

の〕とく同年、武田家は、守隨以下四人のものに与えたものと同様

の免許状を守隨の跡を継いだ吉河彦太郎以下四人のものに与えてい

る。さらに、〔文書〕では、町橋一間づつの諸役免許の他に、「利倍役」

「宿次之諸役」「人足」を免除しており、このような秤子細工人の把握

を通じて、武田氏分国内で流通する甲州金や貨幣の基準となる秤を

決めた。そして、これは、〔文書〕に見えるように、入甲した徳川氏

に引き継がれ、やがて守隨秤は関東の統一秤となる。

この他、天正九年（一五八一）七月二三日には、甲斐「國中桶織之大工職」を勝村清兵衛尉に与えており、偽文書と思われるが、天正元年正月の武田家印判状では、小倉源次郎は「甲斐國中鐵印付」すなわち甲州糸の専売を許されたようである〔甲〕四一・同二九九。

このように、勝頼期の職人等の編成は、領國中の糸や桶や秤といった度量衡の統一を意図するもので、そこには武田氏の流通体制への領域的統制が見て取れる。

一方、これに対応するように、甲府の市場経済の中心となつていった八日市場でも、市場法や伝馬制度の整備が進むが、この点は幕を

改めて詳細に検討することにしたい。

## 註

- (1) 開府に關する記事は『高白齋記』もあり、それには「同（永正）十六年春……八月北条早雲死ス、同月十五日新府中御獄立テ初ム、同十六日信虎公御見分、同十一月廿日承良信虎公府中御屋移リ」とあり、信虎の入府は正確には十二月二十四日であったようである。しかし『王代記』は永正五年冬に「戊寅ノ年甲府知立、同三月一条ニ万部經アリ」、永正六年冬に「六月二日、甲府初立、信虎御代□□也」とあります。開府の年について混乱が見られる。

- (2) 「妙法寺記」は永正一七年冬で「此年ノ三月、府中ニテ之上意万部法華經ヨマセ玉フ」とあり、『高白齋記』では「三月十八日、三沢ノ宗蕃於甲府方舟ノ經初ル、三月晦日庚午、巳刻、宗夢本地・虛空藏・水神」とある。

- (3) 『高白齋記』大永三年四月二四日矣。

- (4) 『高白齋記』大永四年六月一六日矣。

- (5) 『高白齋記』大永六年三月二七日条に「本一條ヲ小山原へ引新一条道場ノ柱立、五月大正ノ午刻一条道場ノ棟梁」と見えます。一条小山については「日本城郭大系」5参照。

- (6) 『高白齋記』永正一六年冬、『妙法寺記』同年条。

- (7) 大永三年三月日付武田信虎判物写（信立寺文書／新編『甲州古文書』九七、以下、〔甲〕九七と略す）。

- (8) 大永七年正月二十五日矣、同年七月一九日条參照。

- (9) 『妙法寺記』天文二年冬に「小山田殿ハ七十坪ノ家ヲ造ル、

「中越被食候」と見える。

- (10) 永禄四年閏三月吉日付武田晴信公印判状（八幡神社文書／『甲』一三九）、奥田真登「府中八幡宮の研究」（『史学雑誌』五三一）、「のち、戦国大名論集10『武田氏の研究』所収）を参照。
- (11) 天文二年閏三月二十五日付武田家過所（坂田家文書／『甲』三五七）。
- (12) 年末詳三月一〇日付武田晴信印判状（坂田家文書／『甲』三六〇）。なお、戦国期の坂田家については奥野高広「武田信玄」、なかざわしんきち「甲斐武田氏」等で言及されている。
- (13) 武田晴信印判状等（坂田家文書／『甲』三五八）。
- (14) 武田家印判状等（坂田家文書／『甲』三六一）。
- (15) 坂田家文書、『甲』三六五。
- (16) 柴辻俊六「甲斐武田氏の伝易制度」（『信濃』二六一）のち「戦国大名領の研究—甲斐武田氏領の農耕—」所収）。
- (17) 繼承るい家文書、『甲』四〇三、同四〇四、同四〇五。
- (18) 戊辰六月二七日付武田家印判状（坂田家文書／『甲』三六一）。
- (19) 戊辰六月二八日付武田家印判状（田府中大工町六左衛門所蔵文書／『甲』四一一）。
- (20) 元龜三年三月一七日付武田家印判状（赤木直家文書／『甲』三五五）。
- (21) 元龜三年六月三日付武田家印判状（同前／『甲』三五六）。
- (22) 『甲州文庫史料』二卷。
- (23) 戊辰五月一七日付武田家印判状（継承るい家文書／『甲』四〇二）。
- (24) 天正八年八月一六日付武田家印判状（守藤家太郎家文書／『甲』二八七）。
- (25) 天正四年四月七日付武田家印判状（継承るい家文書／『甲』四〇六）、天正四年八月二一日付武田家印判状（田府中大工町六左衛門所蔵文書／『甲』四一七）、天正四年二月一六日付武田家印判状等（同前／『甲』四一三）。
- (26) 天正二年閏一月二十四日付武田家印判状、天正四年二月二四日付武田家印判状、天正八年八月一六日付武田家印判状（以上守藤家太郎家文書／『甲』三八五、同三八六、同三八七）。
- (27) 甲州国内の戦国期の職人・商人の編成については柴本正治の研究がある。柴本正治「戦国大名の職人支配—武田氏を例として—」（『年報中世史研究』三号）、同「武田氏の商人支配」（『日本歴史』三七六、「のち『武田氏の研究』所収）。この中で、府中職・商人について若干の考察を行なっている。
- (28) 奥田真登「甲斐府中八幡宮の研究」（『史学雑誌』五三一）、「のち『武田氏の研究』所収）。
- (29) 元龜三年六月三日付武田家印判状（守藤家太郎家文書／『甲』二八五）。
- (30) 天正四年二月二二日付武田家印判状（同前／『甲』三八六）。
- (31) 天正八年八月一六日付武田家印判状（同前／『甲』三八七）。
- (32) 天正一〇年一月二六日付武田家印判状（同前／『甲』三八八）。
- (33) 「守藤家文書」。
- (34) 近世の守藤家については、林英夫「科庶」に詳しい。

### 三 市場統制と都市民衆——八日市場を中心にして

都市の中で市場は最も様々な人々に開放された場であるが、一方、城國大名にとってはその統制と支配が領国支配の鍵となつた。武田領内には、二日市場・三日市場・四日市場・六日市場、七日市場・八日市場・九日市場・十日市場などの日市の市場が街道の要地に点在しており<sup>(1)</sup>、中でも甲府の八日市場と三日市場は都市甲府の経済をささえるだけでなく、領國經濟を統制する上でも重要な位置を占める市場であった。

ここでは、最も史料がよく残っている甲府八日市場を中心に都市としての市場住人とそこに集まる民衆の姿を垣間見、さらに武田氏がいかにここを支配統制したかを明らかにしよう。

#### (1) 八日市場

(説文印)

#### (波瀬)之番帳 次第不同

一番 向山四郎兵衛

式部丞  
源三郎

泉喜記  
清四郎

右衛門太郎  
善四郎

三番  
權助

十一番

彦八

忠右衛門尉

拾番

九番

八番

七番

六番

五番

四番

孫左衛門尉  
甚左衛門尉

民ア左衛門尉  
時左衛門尉

小六郎

松木等介  
諸威左衛門尉

酒三郎

七郎右衛門尉  
藤左衛門尉

雄成右衛門尉  
孫右衛門尉

新四郎

孫次郎  
よき藤左衛門尉

福宣  
善左衛門尉

江間  
甚七郎

義貞右衛門尉

義宣  
善左衛門尉

十二番

藤左衛門尉

清六

新左衛門尉

十三番

次郎右衛尉

等職主

藤四郎

又次郎

以上

法度之意趣者

一、當番之日限、於其稍有盜賊者、不接資錢貧窶、烏日百疋可

出之事

一、同其宿中之失火者、於其自火者追放家主、爲賊之檠燒失者、

可准右過忘之事

一、夜廻盜免家者、雖有火賊之警、罪科不輕、則可加成敗之事

一、番帳之內人就關所爲私書面之使、罪科不輕、則可加成敗之事

一、非自分之屋敷而抱他之家地者、縱雖無家可勤番、況於作弊者

不及是非之事

(2)

弘治貳年丙辰拾月十日

(續)

(2)

以上

傳馬役無關口嚴重二可相助之由申候憲、自來廿八日之市中諸役、  
被成御口許畢、然則町人等相集宿中營業之所、唯走可爲口妙之趣、  
被仰出者也、仍如件

天正二年甲戌  
(3)

卯月十日

釣隈繩

市川官内助

原隼人佑  
奉之

八日(市)場之  
町人等

定

一、無獨子之御印判者、一切不可出人足之事

一、長禪寺之春稻、被停止之事

一、不可出長傳馬之事

一、勤傳馬參三拾人之前、町役宣聞充御免許、但定年貢者、拾六

座之領主(可償之事)

一、市之口者、可爲前之事

一、每月下旬拾日、不可有傳馬役之事

一、毎月上廿日者、無諒略可勤傳馬、但一日ニ四疋之外傳赦免、

又無用捨可一里一錢之事

一、總井麻布者、非內藤源二・日貞懇左衛門尉手形者、於町商賣、  
可禁之事

右具在前

天正四年丙子

(續)

六月廿八日 ○ 武藤三河守

安西平左衛門尉

奉之

八日市場

(續表印)

⑧

|    |    |                                   |
|----|----|-----------------------------------|
| 中間 | 中間 | 七郎右衛門                             |
| 中間 | 中間 | 善兵衛                               |
| 中間 | 中間 | 新三郎                               |
| 中間 | 中間 | 善介                                |
| 中間 | 中間 | 向山新四郎                             |
| 中間 | 中間 | 四郎右衛門                             |
| 中間 | 中間 | 新三                                |
| 中間 | 中間 | 文三                                |
| 中間 | 中間 | 以上                                |
| 中間 | 中間 | 三拾人                               |
| 中間 | 中間 | 在旨題別紙                             |
| 中間 | 中間 | 天正四年四月廿八日                         |
| 中間 | 中間 | 六月廿八日                             |
| 中間 | 中間 | 右の(1)と(4)の史料は一連の八日市場の法令である。一見しても注 |
| 中間 | 中間 | 日すべき内容をもつていてるにもかかわらず、柴辻後六氏の若干の考   |
| 中間 | 中間 | 察を除けば、ほとんど分析がなされてない。以下、この史料を使     |
| 中間 | 中間 | つて都市住人として市場の住人の実態や市場の性格を考察してみよ    |
| 中間 | 中間 | う。                                |

## (1) 住人と町共同体

史料(1)は前章三節述べたが、信玄期に八日市場に出された夜延の番帳である。番衆は四〇人を十三番に編成している。また、史料(4)は八日市場の伝馬衆を定めた武田勝頼印判状で、ここに三十人の伝馬衆が記されている。

この二つの史料は八日市場住人の実相の一部を語ってくれる。

まず、八日市場の人口であるが、(1)(4)の史料から四〇軒以上の家があり、その家族・奉公人・その他を合せれば、少なくとも最低二

〇〇～二〇〇人の人々が居住していたであろう。

身分構成から見ると、向山・松木の姓を許された人々、姓を承れない人々、衆書記・與書記・管轄主などの僧侶（禪侶）、福宣するわち神官などに分れる。彼らの業業は史料(4)に見える「興一左衛門」すなわち坂田源右衛門（与一左衛門）が急聞とわかる以外不明といわざるをえないが、物資の販賣の場としての市場としての性格からして商人が多かったとみられる。

階層では、史料(4)に「豊間」と「間中」<sup>(5)</sup>の区別がある。「間中」は「豊間」より小さな家と思われるが、役負担がどう変わるかは不明である。また、史料(4)の五ヶ条目に「非自分之屋敷而抱他之家地者」とあり、借家人もいたようである。さらに、それぞれの家には奉公人や下人・所從と家族がいた筈である。その他、浮浪民や非人などの中の存在も想定できる。

しかし、いわゆる住人は「豊間」・「間中」・借家人の三階層であり、夜廻の番役や伝馬役はこの三階層を対象に課された。

史料(1)によれば、夜廻の番役は当番の際、盗賊があつたら「盜賊貧言」を撰ばず百疋（一貫文）の過料を課され（第一条）、火事の場合も、白火の場合は家主放逐、賊による焼失でも盜賊の場合に准する過料を課される（第二条）というように、町共同体の維持管理のためきびしい規制が敷かれていた。この過料が町へ入れられたのか、武田氏が取ったのかは不明であるが、被害者に一定の還元が行なわれたとみられる。しかし、番役免許の家は、「火賊之難」があつても番衆に科は懲らしめとして、責任を果さないもの、あるいは果せないものはこの保障共同体から排除した（第三条）。また、番帳の私の書直しもきびしく制限される（第四条）一方、番役は借家

人や新造家人にも及んだ（第五条）。従つて、この番帳は八日市場の住人の大部分を含んでいたと思われる。

このように信玄の代には、八日市場には町共同体が明確に出来上がり、史料(1)は町共同体が定めた範囲内・近国この時期の町役とは異なり、武田氏の定める法度という形を取っているが、内容的には町役の「タイプ」とみなせる。

## ② 市場 経済

八日市場は、都市甲府の單なる市ではなく領内の幹線が集中する宿でもあり、天正四年までには、史料(3)(4)にあるように三十人の伝馬衆を定置していた。

史料(8)は八日市場の諸役に関する規定である。第一条、獅子之印判以外の人足催促の禁止、第二条、長禅寺の春福の停止、第三条、長伝馬の禁止、第四条、伝馬衆三十人分の町役免除、但し、定年貢は十六座の領主へ納入、第五条、市の日は前のことと、第六条、毎月下旬の十日は伝馬役不調、第七条、毎月上二十日は伝馬役を務めなく勤仕、但し、一日に四疋以上は禁止、また伝馬は一里一錢を徵収、第八条、綿の麻布は内藤源三・日貝雲左衛門の手形をもたない者は町においての商売禁止、などが規定されている。

三・四・六・七・八条は伝馬役に関する規定で、当市場にとって伝馬がいかに重要なかを物語っている。

第四条は伝馬役規定であるが、十六座の領主への定年貢納人が注目される。十六座の中味は不明であるが、甲州には戦国期米鹿・塙之座・龜之座・繪座・蓬原などの座が見られ、その座役は「中郡繪坐五拾貫文」などのように知行対象として武田家臣團やその他に与えられている。おそらく惟本正治氏が推定するように座役は藏料と

して武田氏の財政に組み込まれており、座の領主とはその知行者を指したのであろう。第八条の綿・麻布の売買を統制している内藤源三・日貝惣左衛門尉も武田氏の役人であると同時に座の領主であった可能性が高い。

第五条は市の日の規定であるが、「可爲如前之事」とあるだけで具体的な内容が不明である。そこで、史料(2)を注目してみよう。これは八日市場に対する特別法令ともいべきもので、自來（兩來）すなわち今後二八日の市中の諸役を免許し、町人を集め市繁榮を目的としたものである。八日市場は本来八日、一八日・二八日の三斎市で、当時は六斎市になっていたと考えられるが、一八日は市日の日に当つており、この日の市中の諸役を免許することによって人々を集め、小島道益氏が主張するようないわゆる限的な業市が施行されたと考えられる。

第五条の規定は、この天正二年の特別令をそのまま確認するものであったとみられる。

さて、以上、八日市場を中心にしてそこに生きる人々、その市場の性格を明らかにしてきたが要約すると次のようになる。

- (1) 八日市場の住人は有姓者、無姓者・僧・神官などの身分よりなり、その階層は「登間」の家持・「間中」の家持・僧尼人の三階層に分れていた。もちろんこの他に家内に属する奉公人・下人・所從・家族さらに公的に家をもたない浪人・非人が存在した。

- (2) 東國でも戦国期には大名権力の強力な規制を受けながらも町共同体が形成され、変質しながらも町役のようなものを作り出した。

(3) 八日市場は伝馬宿であり、同時に座に組織された商人が活動する市場であった。勝負場に入ると、いわゆる日を限った営市令が出され、さらに都市経済の活性化が企図された。

#### 註

(1) 山梨県内の市場については、竹川義徳「本県の市場について」（『甲斐路』No.8）を参照。

(2) 弘治二年一〇月一〇日付武田晴信結婚法度（坂田家文書）（『甲』三五九）。

(3) 天正二年四月一〇日付武田家印判状（同前）（『甲』三六三）。

(4) 天正四年六月二八日付武田家印書（同前）（『甲』三六四）。

(5) 天正四年六月二八日付武田晴信印判状（同前）（『甲』三六五）。

(6) 柴辻俊六「戦国期武田領の交通政策と商品流通」（甲府盆地—その歴史と地域性 所収）。

(7) 「甲陽東壁」に御蔵家の「京ノ松木建業」が見え、松木了存は坂田善空、辻内喜とともに慶長年中府中の検断を勤めたという。また松木家は柳町で間屋を営み、甲州金の金座のことを管理したという（『甲斐国志』）。ただ松木等介とこれらの関係は不明。

(8) 八日市場は柳院長揮寺の門前にあつたともいわれ、これらは柳院は長福寺の僧か。

(9) 永禄四年閏三月吉日の府中八幡の香取の八十一番に「八日市場の福宜」があり、これは府中八日市場の山八幡宮に比定されている（奥田真豊「甲斐府中八幡宮の研究」）（『史学雑誌』

五二一一のち『武田氏の研究』所収)。夜廻の番帳に見え  
る綱宣は山八幡宮の綱宣か。

(10) 間中は一間の半分である(『日本語大辞典』)。この伝馬  
役職の場合、一間は家一軒の標準的な大きさを示していると  
考えられ、間中はその半分の大きさとみられる。一般的に家  
の大きさは身分や階層差を示すものと考える。

(11) 『甲陽軍鑑』に「神社・仏閣・町地下その他非人までも、  
余國よりは少々富貴なり」とあり、甲府に非凡の存在を窺わ  
せていく。

(12) 丸型の舞子朱印は武田信虎の印であるが、方形の舞子朱  
印は武田勝頼の代、物資・人足徵用時の文書に押された  
〔甲〕四三四、同一二二三、同一八五三、同一八五四、同  
一八五五、同一九七一など)。

(13) 〔甲〕四四五、同四五六、同一二五、同二三六四、同二  
四五二、同二四七五、同二四八〇などに座名が見える。

(14) 佐本正治氏は座役が武田氏の蔭科と関係があると推定して  
いる(佐本正治『戦国大名の職人組織—武田氏を例として—』  
〔年報中世史研究〕3、同『武田氏の商人支配』〔日本歴  
史〕三七六、のち『武田氏の研究』所収)。

(15) 小島道裕『戦国城下町の構造』〔日本史研究〕二五七)。

むすびにかえて

最後に、戦国城下町と近世の城下町の違いを述べることにしよ  
う。

『甲陽軍鑑』は長坂長闇・跡部大炊の廢改ぶりを次のように語る。

「長岡・大炊方へ地下人・町人の有徳なる者共出入、心安何(事)  
をも仕るにより、勝頼公御前にて國法・家法の御密なる御談合を  
も、奥外様の近習・「物」頭衆一切存せざる儀をも、はやく有徳人  
はしおりて脇がほを仕候へ共、町人、地下人の有徳人ははだましき  
者なる故、分別一段あさくして、末の考えもなく、己が中のよき地  
下人・町人に語候により、御密におひての大事の儀をも、柳小路・  
れんじやく町「に」、或「は」三日(市)・八日(市)にてさたある  
は、「長坂」長岡・「跡部」大炊賄路にすべ故なり」と。

話は誇張されていると思われるが、勝頼の時代には柳小路・連雀  
町・三日市場・八日市場の有徳人が領国の政治を左右したというの  
は興味ある話である。三日市場や八日市場はもちろん商人居住区で  
あるが、いわゆる御館を中心とした扇形地区の南部にも商人を中心  
とする有徳人の居住区が拡大していたようである。

近世の甲府城下の建設は一条小山を中心になされる必然性が存在  
した。すなわち、武田末期の商業地区の北端、三日市場・柳小路・  
連雀町は近世の上府中の城下に相当し、八日市場は下府中の城下に  
相当しており、文禄期に進められた城下建設はこれらを城の郭内に  
取り込むもので、そのため一条小山の地が城の中心に最も適した地  
であった。市村高男氏が指摘しているように、戦国景末期には、戰  
国大名も宿などの商業地区を總括えの内に取り込むことによって、  
尾敷地区と市場地区の統一を目指した。加藤・浅野氏による新甲府  
の建設はそのような方向の筋結であった。

近世の甲府は商人地区に古府中や甲斐国内の職人の移住を断行  
し、上府中・下府中の外郭の城下を焼き、下府中には甲州街道は東  
西を貫通した。また武家風敷は小路割された城の周辺部の武家地に

図5



集中させられた<sup>(2)</sup>。これは、武家地と職人居住区が本分離で、市場地  
区と居住地区が分離していた戦国期の甲府とは本質的に町の構造が  
異なっていた。

## 註

- (1) 市村高男「中世後期における都市と権力—城下町の形成と  
民衆—」(一九八五年度歴史学研究会大会報告)。
- (2) 近世の甲府の都市構造については、安藤正人「近世甲府の  
都市構造と役負担」(『史料編研究紀要』十三)が最も詳しい  
図5に安藤論文中の近世の甲府城略図を掲ぐ。

(早稲田大学助手=投稿=)

# 平岩親吉と御獄衆

—金桜神社所蔵「神前文書」を中心として—

## 斎藤典男

### はじめに

甲府市御岳町にある甲州御獄・金桜神社所蔵の金桜神社文書の中に、「神前文書」と呼ばれ、他の文書とは区別されて神社の神前に保管され、神主によって管理されてきた一連の文書がある。点数は三七点（一般の文書は二七二九点・計二七六六点・『甲府市史史料目録 近世』による）である。

この「神前文書」の性格については、『甲斐國社記・寺記』第一卷に、次のことく記されている。

天正一〇年一二月五日の徳川家康印判状ほか一通の文書の写を記したあと、「右ハ天正十年八月徳川家康公人国有之、依舊定味方ニ駄參ル節より、平岩七之助親吉ニ属シ、徳川家臣東国管ニ至、親吉上州駿橋に引移、同所へ交代致勤番、慶長五年ニ至徳川家一統之後、猶又親吉本州城代と相成、同十二年尾州大山へ遷居之後迄附屬在候、当社神官御獄衆知行高其外朱印・黒印等、當時所持之分写、前書之通御座表（句読点返り点は筆者）』と記している。これによれば、金桜神社の神官達、いわゆる御獄衆は、天正一〇

年八月の徳川家康の甲斐入国の際、味方となり、平岩親吉に附属した。そして、天正一八年家康が関東へ移封となると、平岩親吉も上州駿橋に移り、御獄衆もそのまま附属、慶長五年の家康の統一の後、ふたたび甲府城代となった親吉に従い、さらに慶長一二年尾張犬山へ因替になった親吉に附属した。こうした間の御獄衆の知行高・朱印・黒印状など、「當時所持之分写」を書きあげたとあり、これをもととした「神前文書」として保存されてきたものである。

さて、これら一連の「神前文書」は、先記の『甲斐國社記・寺記』に「写」が掲載され、また、『新編甲州古文書』第一卷に、御獄（金桜）神社文書として一七通が採用されて、永禄七年一一月二十四日の武田晴信印判状が『甲州古文書』から引用された以外は、『甲斐國社記・寺記』からそのまま引用され、原本は存在しないこととなっている。

しかし、これらは現実には前述のように「神前文書」として保管されてきているのである。

本稿は、この現存する「神前文書」を中心として、平岩親吉と御獄衆の動向についてみてみたい。

御衆衆とは、武川衆・津金衆などのように、個人ではなく、地域集団として戦国大名武田氏に仕えていた武士團をいう。御衆衆は本来、甲州御嶽山・金峰山を山宮とする金桜神社（御嶽權現社）の御師であったが、金峰山が甲斐と信濃の国境にあり、甲斐の北山筋・逸見筋・万力筋などに通ずる要衝にあつたため、武田氏は御衆衆を家臣團としてこの地・甲斐北部の国境警備の任にあらせていたのである。

御嶽山は、「甲斐国志」に、慶長二年三月二三日火災があり、社中・人家残らず焼けてしまい、神庫・勅書・御朱印・武田代々の墨印・神廟例法など残らず焼失してしまったので、これ以前の由緒は不明である、と記しているように、何時から御衆衆が武田氏に仕えるようになったかは判然としない。しかし、永禄七年一月二四日と天正九年五月二日附の武田家印判状があり、〔新編甲州古文書〕・〔神前文書〕とも写、「御岳之内誓語免許」されていて、これ以前より士分にあつたことが予測される。

このように武田氏領有時代の御衆衆の動向は、不明な部分が多く、華かな活動は伝えられていないので、単なる辺境警備隊であつたようである。御衆衆が本領を發揮するのは、天正一〇年の武田氏滅亡以降である。

武田氏が滅亡するとまもなく、御嶽山は織田信長の禁制（天正一〇年四月・原本・神前文書）を受け、八月には御衆衆が徳川家康の傘下に組みこまれていく。

天正一〇年八月一〇日の徳川家康印判状は、御嶽足沢小屋仕置事

と長子の番所の事を命ぜられ、相原内匠助・深沢一左衛門・藤巻因幡・御機十人衆にあてられている（原本・神前文書）。

続いて八月一日には、御衆衆が所領をあてがわれている。すなわち、相原内匠助が所領で七〇貫文・鬼沢で五〇貫文（計一二〇貫文）・被官丸の事を「今度依忠節」あてがわれ（原本・神前文書）、相原兵衛左衛門・同惣左衛門・同才兵衛・清三郎・同九左衛門・同助五郎・同助之丞・同藤三の八名が常小地で一〇〇貫文・牛匁で七〇貫文（計一七〇貫文）をあてがわれ（原本・神前文書）、内藤又右衛門・同七左衛門・下条九左衛門・同作右衛門・同斎兵衛・塙入久右衛門・相原清七郎・石原次右衛門・相原清次郎・齊寺藤三・知野浮右衛門の一名が百々で七〇貫文・藤野で二五貫文・福沢で二五貫文・千原の内長塩で一〇貫文（計一三〇貫文）をあてがわれ（原本・神前文書）、御衆衆二〇人が徳川家康の家臣團に編入された。

これらの文書では明らかではないが、先述の『社記・寺記』によれば、この段階で平岩親吉に附属したとされている。

次に、相原内匠助宛の印判状を一例としてあげておく。

#### 一（徳川家印判状）

甲州平瀬之内

七十貫文鬼沢之内

五拾貫文井被官

夫丸等之事

右今度依忠節

所<sub>レ</sub>免行<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>有相違  
亦守<sub>レ</sub>此旨<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>抽<sub>レ</sub>軍忠<sub>レ</sub>之

状如件

岡口次郎右衛門

天正十年

奉之

朱印 八月十一日

(印文「福徳」)

相原内助助殿

」

御獄衆が所領を安堵されてまもなく、八月二一日に、いわゆる天正壬午起請文が作成され、徳川家康に服属した武田旧臣八九五名が証文を出している。

このなかに御獄衆として、相原内匠介・内藤義政介・深沢市左衛門・渡部三左衛門・相原才兵衛門・下条九郎左衛門・千野又右衛門・千野七左衛門・相原宗左衛門・相原才兵衛・相原朝貞・下条作右衛門・下条宗兵衛・窪田藤三郎・窪田仁兵衛・千野左門・塙入久右衛門・石原治左衛門・相原九左衛門・井上市右衛門ら、二〇名の名前がみられる。前記印判状とは、多少の名前の転記があるが、これららの名前の異同については、服部治則「成瀬家における武田遺臣」「大山田事記」(慶長二〇年大坂夏の役の記載より)、「甲斐史学」特集「甲斐地方史の諸問題・所収」に詳しく述べられている。

この年・天正一〇年の一二月には次のようないふ文書が四通残されている。

〔印文「福徳」〕  
「甲州金風山參

錢參貢文據別表  
問免許等之事

右本給之間不可

有相違之狀如件

天正十年

朱印 本多弥八

十二月五日 高木九助

(印文「福徳」) 奉之

相原又左衛門殿

(原本・神前文書)

これと同文面の文書で、一二月六日附で相原才兵衛死・相原助之名死、一二月九日附で相原神三死(井伊兵部少輔奉之)の四通が残されている。このうち、「棟別宅間」が附されているのは相原又左衛門と相原才兵衛死の二通で、他三通は「參錢參貢文」のみである。

さて、これらの文書の内容は、金峰山・すなわち金峰神社の賽錢のうち三貫文を本給とするというもので、先の八月の時点と給付形態が変わったのである。とすれば、現在は五通しか伝えられていないが、本来は他の御獄衆にも給付されたと考えられる。

徳川家康は、本能寺の変の報が伝わると六月一〇日には、家臣本多信俊を甲斐の河尻良吉のもとに使わせて、甲斐の経略を申しあげたが信俊は鎮吉に殺され、まもなく六月一八日には河尻良吉も一揆に殺されたので、岡部正綱・大須賀康高・成瀬正一・口下部定好らを派遣して鎮撫に成功した。家康自身が甲斐に入国したのは七月八日であるが、八月に入ると小田原北条氏が甲斐に進軍する。そして、甲斐の中央部から南部を占めた徳川軍と、郡内地方・信州佐久地方から進軍した北条軍と対陣し、一一月には講和が結ばれて甲斐は家康が手中におさめた。家康は、この間多数の武田旧臣を脅属させて、一二月二一日に浜松に帰城している。

御獄衆に対する所領の安堵は、八月の時点では家康の入国後まも

なくなり、一二月の分は、正式に甲斐が家康に帰属することが決定してからである。

神前文書の中に、次のような年号不明の平岩親吉発給の文書がある。

わざと申付候

一 猶々其村同心ニ差

添平組ニ申付候上者

向後組下無礼義有之ニ

其方同心給

おろてへ訴不及其方仕置ニ

可申候以上

九右衛門方ニ拵式

實文相渡向後

者 其方平組に諸

事尤候恐惶謹言

平七

十二月一日 親吉（花押）

相原内匠助殿

（原本・神前文書・「社記・寺記」、「新編甲州古文書」には註記に記さ

れているが、現存せず、とある）

平七親吉は、いうまでもなく平岩七之助親吉である。これによれば、相原内匠助の「同心給」が明らかとなつたので、秋山九右衛門方に一二貫文を渡すこと、其方を「平組」とすること、「其村同心ニ

差添、平組ニ申付」た上は云々、とあり、相原内匠助（介）が御獄衆の頭として、組下の仕置を申付ける、というものである。

この一二月一日附の平岩親吉の書状により、御獄衆が相原内匠介を頭として同心を組織し、平岩親吉に附属することになったといえよう。

『甲斐国社記・寺記』の記事のうちに、「一端、井伊万千代直政が附屬となり、猶又平岩七之助、古府中城代たるに依て、親吉が手に属し九年を過（一二二〇）」とあり、親吉が甲府城代となつてから親吉に属したとある。したがつて、この年次の一二月一日附の親吉書状は、天正一〇年のものと考えられる。

このようにみると、御獄衆は、天正一〇年八月に徳川家々臣となり、所領をあてがわれて井伊直政旗下に属したが、一二月平岩親吉が甲府城代となると、相原内匠助を組頭とする御獄衆が組織され、その同心となり、一二月五日から九日頃に、改めて所領があたがわれたということになる。

## 二

『甲斐国社記・寺記』は、さきの文に統けて「親吉が手に属し九年を過、徳川家康東国管にて親吉も上州懸橋へ引移候節ハ、交代勤番いたし、同所におろて地方を所務し、其後、後陽成帝尊長五年徳川家一統之後、徳川五郎太丸之為補佐、平岩主計頭、再本州城代と相成引続附属致候候處、同一年五郎太丸封を尾州大山へ遷さるゝに依りて附添可ニ引移」旨沙汰有之候得共、懸橋へ勤番致候節之的例、他國仕候而ヘ專務之神勤軽忽に相成、本意に悖候を相歎き、知行高返地無様にて奉仕難在、尤其鷹犬山へ隣從致于今尾州家

に仕官罷在候者も有り之、当地に引残居候神主共二十数人、其外配下共、其後徳川家之往日に基づき吉田家へ随身致し免許伝達を以て社奉仕罷在候（二二頁・反り点・句点筆者）と、その後の動向を記している。

御隸衆は、天正一八年八月、上州駿河城三万三千石に封じられた平岩親吉に附属して、上州に移る。が「交代勤務いたし」とあるよう、神社に仕えながら交代して駿河に勤務したようである。

駿河移封の前年、天正一七年に伊那熊藏による中妻園後地が行なわれ、御隸衆も、角沢郷之内吉沢村・御櫻郷・平瀬郷之内吉沢郷、などにて、合計二一七九俵七升四合の所領を承認されている（天正一七年一月二三日、「甲州御知行書立」・伊奈熊藏花押・黒印・御隸衆懇中・原本・神前文書）。

天正二〇（文禄元）年二月には、次のように知行地が与えられる。この文書は、少々長文であるが全文をあげてみよう。

「 知行書出

高

三千式十五俵者

此内

一

七百俵

海足大内相原内匠助

一  
式百七拾俵

深沢勘五郎

一  
武百俵

渡辺三左衛門助

一  
百七十俵

相原才兵衛

一  
百五十俵

同 兵刃左衛門助

一  
百六十俵

同 駿賀秀

一  
百六十俵

同 市蔵

百武十俵

同 九左衛門

百五拾俵

同 源太郎

百拾俵

同 駿賀

百俵

内藤職部

七拾俵

相原助丞

六十俵

麻守久兵衛

六十五俵

千野左門尉

六拾五表

秋山九左衛門尉

六十五表

石原次右衛門尉

六拾表

内藤加平衛

六拾表

下條源太郎

六十表

相原基藏

六拾表

下條源丞

六十表

同 文四郎

六十表

塙田左吉

右之名所

清水治口丞

但此内拾四町五反七畝廿九步

仁升六合

一毛取之所老反<sup>2</sup>老斗取積<sup>2</sup>

溝呂木鄭

高額四百六俵三斗四合

(口銘)  
田畠原敷一毛取共

一六十三俵三斗四升小神明之内

合三千式拾五俵者

三千郷二町可被致所勞

者也仍如件

天正廿年壬辰

二月廿七日 □  
（原本・印文「吉賀」）

（原本・神前文書）

（）内は、社記・寺記

この文書は「甲斐国社記・寺記」に写が掲載さ

れ、それが「新編甲州古文書」にもそのまま採用



御底之儀、慶長五子年濃州閑ヶ原御陣之頭、東海道御発向之山承り、先祖今沢右京進御供仕度貢奉願上候ニ付、平岩主計頭殿御伺被下候處、御闇済狀被下置候間、依之頃日百六拾社之藏實共召遠外山伏十七人も同様ニ被願上候ニ付、平岩主計頭殿御奉候者、山伏十七人可致同道旨仰付有之、依之範疇御本陣ニ面待合御同道候、且十七人之内、差當、老人病氣、右ニ付老人者不致供奉候、上下百八拾五人ニ至信州木曾路ヲ罷登り、御陣中江參着仕御折替・御政獻上仕候處、御見被仰付、一方之御用奉事候事、山伏十六人之内四人、戰場掛引之見役被蒙御事、依四各重奉業御上意候（以下・略・このあとは元和元年大坂の陣に参戦のこと、感状などが記されている。）

（一）宮町海野寿枝家文書

古文書では「平岩親吉知行書立付」とある。天正二十年の甲斐の領主は加藤光泰であるので、社記・寺記では単純に加藤光泰黒印状としたのであるが、これは平岩親吉が正しいと思われる。というの

呂木之郷が群馬県勢多郡赤木村溝口木、小神明が前橋市小神明町に相当し（前橋市史・第二卷）、御歴衆二十四名が廢城に移封後まもなく廢城周辺に所領をえたことを示している。相原内匠助の表高が最も高く、頭註に「御組大頭」と記されているので、前記のごとく内匠助が、頭頭であったことが、ここでも判明する。

慶長五年の閑が原戦の時、親吉は、会津の上杉景勝を牽制するため尾張城を守備したが、徳川秀忠が信濃の上田城真田信幸を攻めた時は、出兵している。この閑が原戦に関するもので、金櫻神社の文書ではないが、関連する史料があるので次に紹介してみよう。

この記録は、府中八幡神社神主今沢氏の先祖今沢右京進が、國中

の福宜一八五人と山伏一六人を引きつれて、関ヶ原の戦に参戦したという内容である。

このことは、『甲府八幡宮御由緒并百六拾社之覚書』(市内愛宕町小山謙之助家文書)にも、「慶長五年閏ヶ原御陣ニ付、八月御祈禱被仰付候ニ付、九月朔日より百六拾社之神主共參賀御祈禱ヲ奉始、星夜不退奉祈、三日御願之日者大々神樂奉行(下略)」とあり、また、『甲斐国志』・府中八幡宮の項にも、神主共が関ヶ原戦に参戦したことなどを記している。

御祭衆は、関が原戦の時は、上州駿橋にあって平岩親吉の軍に加わっていたと思われるのでは、これには参加してはいなかつたとして、も、当時の他の神主・山伏たちがこのよだな動きを示したこと興味深いものがある。

中心となつた今沢氏は、もと西郡三輪明神(中二摩郡西町下宮地)の神官で、西郡地方にあつては豪族であつた(参考「伝嗣院成写本大般若經奥義ならびに同寺意創の由緒について」・『甲斐史学』第二号参照)。そして、今沢重貞・右近三郎・右近石見と続き、今沢石見の時、武田晴信に招請されて府中八幡の神主となり(永禄四年・今川氏家系図・市内宮前町山八幡神社文書)、國中一六〇社の神主職の歴史を経て、この神職の歴史は、近世においても継続していた。

こうした神官・山伏による関が原戦への参加について考えてみると、徳川家康の甲斐入圍に際し、いち早く参加して土分となり、平岩親吉に附属して行動していく御祭衆に対し、行動を起しかねてしまつた神官たち、とくに触頭であった今沢右見が、関が原戦に積極的に参加することによって、ようやく武田氏時代の権威をうること

とができたと。これを裏付ける史料はないので、筆者の推論といふことになるが、これによつて、甲斐の神社が新しい支配体制に組みこまれていったとするのは早計であろうか。

### 三

関が原戦のち甲斐の領主浅野長政・幸長父子が紀州和歌山へ移封され、甲斐はふたたび家康の直轄領となり、平岩親吉が三万石加増されて六万三千石を領し(領城不明)、甲府城代となつた。そして、慶長八年、家康の第九子義直(五郎太丸)が甲斐二万石の領主となり、平岩親吉はそのまま城代として、繩直の伝役を勤めることがとなつた。

平岩親吉の甲斐への移封に従つて、御祭衆も甲斐にもどる。『新編甲州古文書』には、慶長七年一〇月一〇日の平岩親吉・墨印状・知行之事が載せられ、北山筋上石田の内五〇石・中郡大田輪の内二〇石の計七〇石が相原市兵衛に充行なわれ(原本・神前文書)、また、次の文書が残されている。

「 覚

一 武拾石 西郡有野之内  
一 武拾八石四斗七升宅舍  
左山長坂之内  
一 三拾六石五斗二升九合  
合八拾五石  
右之分相渡甲侯重而  
御書出可達之候已上

(慶長七)

十月廿日清水亦兵衛 黒印

相原賀平次院

(原本・神前文書)『新編甲州古文書』には、註で現存せず、  
と記している。また、相原賀平次院の文書を、慶長一一・午・  
卯月一四日としている。)

このように相原市兵衛・相原賀平次院の知行充行状が出されてい  
ることは、他の御縦象にも、甲州の内に知行替が行なわれていたと  
考へられる。

続いて慶長九年、義直領となつた翌年に次のようないふる文書が出され  
ている。

(慶長八年上様)  
御知行改替之事

北山筋右馬左衛門分

一 三拾五石 德行村

万力筋要女分 西保下村

合五拾石

右當物成より拂退  
進之由御意候以上

(慶長九)  
壬八月十二日清水亦兵衛

鈴木三右衛門

相原内匠助殿

(原本・神前文書)『新編甲州古文書』には、相原内匠助殿の

次の行に、異筆かとしながら「御代官所分」という一行がある  
が、これは二八七書の文書のタイトルである。)

清水亦兵衛・鈴木三右衛門は、平岩經吉の家司である。『甲斐國志』人物部第九に、「按々ニ親吉所ニ采食スル之地分明ナズ、今所在ニ陳々文書・禁制等ヲ國スルニ其ノ体國主の書式ノ如レ敬公・御准父上故ナルベシ」とある。義直領となるとともに、それまでの所領は召上づられ、改めて翌年に所領を与えたことが判明する。そして甲斐國志にあるように、親吉が國主のごとき形式で文書を発給してゐる。ただし、文中に「御意候」とあり、國主義直の御意であることを明らかにしている。義直による文書は、もう一通残されている。

一 御代官所分

一 千仁百仁拾仁石九斗三升二合

名目井下小田井

一 九百六拾四石五斗六升七合

西之保

一 七百拾壹石仁斗九升六合

下之郷

高合に一千八百九拾八石七斗

八升九合

右之分被仰付候

以上

(慶長十一年九)  
丙寅直福

十月十六日

砂彦兵印ナシ

（原本・神前文書）

『新編甲州古文書』には、相原内匠助殿の

『新編甲州古文書』では、この文書を年不詳としている。これは、一〇月一六日という日付の上の干支を西としたためで、この前後の西年は、慶長二年か同一四年で、義直の領有時代ではなくなってしまったのである。しかし原文書みると「丙」と読める(『甲斐国社記・寺記』も同様「丙」としている。古文書字の上ではあまり例がみられないが、干支の干の方とすれば、慶長一年が「丙午」の年であるので、これならば義直領有時代のものといえよう。

慶長一二年閏四月、篠川義直は尾張に移り、平岩親吉もこれに従つて、尾張犬山城一二万三千石を領知した。

御嶽衆は、先述の社記・寺記に、廢橋の時は他國に領知したので神勅がおろそかになってしまった。今度(犬山移封)は知行地を返上して無縫になって神社に仕えることにした。この際一部の者は平岩氏に従い、現在も尾張に仕えている。神社に残った神主は二十数名であると記している。服部治則前後吉に平岩親吉に仕えて、元和の役(大坂夏の陣)に参加した御嶽衆として、三〇〇石相原内匠介・六〇石相原九左衛門・一〇〇石相原源太郎・一〇〇石相原七郎

兵衛・一〇〇石相原市兵衛・六〇石相原七郎兵衛・六〇石井上善右衛門らがあげられ、犬山へ参加したことを見出している。そして、この時の相原内匠介は二代目友昌に当り、友昌は慶長二年に尾州に従つたので、宿守久兵衛盛仲がその跡を継いだ。こうして相原内匠介の一人は尾州に赴き、一人は御嶽に残つて社人となつた、と記されている。(『甲斐史学』特集号四二頁)

また先述の海野家文書の続きに、「元和元卯年大坂御陣之節、御祈禱被為仰付難有奉蒙御上意西御陣治々天下大平ニ屬り」とあり、今沢右京進はじめとする神主・山伏たちも、大坂の陣に参加したことが記されている。

以上のように、御嶽衆は天正一〇年の徳川家康の甲斐入国とともに平岩親吉に附属し、親吉の移封とともに廢橋・甲府・犬山と武士生活を経験して、ふたたび神職となつていった経過を、「神前文書」を中心として述べてみた。

「神前文書」には、この外に、江戸幕府の朱印状等・忠長立願状・柳沢氏者遺状などが残されている。

(市史編さん委員)

# 延宝期甲府城下の背負商人の運上と赦免願

飯田文弥

「せをい商人」あるいは「せり商人」とは行商を営む小商人のことである。一七世紀後半、甲府城下には店商人のほかにこれら背負小商人の活動がひろくみられた。彼らは城下のほか周辺農村をはじめ在方に出向いて小商売の舞台とした。このような零細な商売に目を向けた板垣村の五屋甚兵衛・松木五兵衛の両名が背負商人の運上を請負い、小商人が運上を上納するようになったのは寛文六年（一六六六）のことである。それから一〇年後の延宝三年（一六七五）、二年前からの町在不況にもとづく商売不振を理由に、總背負商人が運上錢の赦免を訴願する一件が起こっている。小論はこの訴訟を追いつながら、当時の城下と在方との商業関係を覗見するとともに、背負商人の実態とその経済について述べてみようといふものである。

—

浅野長政・幸長父子の甲斐国領有中の一六世紀末、甲府の城下町はほぼ形成されたと目されているが、以来一七世紀中葉にかけて城下への人口集中が進んだ。寛文一〇年（一六七〇）の町方人口は一万二七七二人であり、元禄年間（一六八八—一七〇三）には一万四〇〇人台の数字で示されるが、その後、漸減の方向をとっていた

ことからみると、幕初以来寛文期に及ぶこの間の町方人口の増大はかなり急速であったことが理解されよう。  
徳川綱重が甲斐国河西一五万石を受封して甲府城主となつたのは寛文元年で、綱重に至るその所領は桜田領、また河東の幕府直轄領・旗本領に対し河西領ともよばれた。いわゆる甲府藩領時代となつて甲府城下は前代と異なり武家人口が増加し、また農村部から的人口集中により消費需要は増大した。たとえば米麦等主食を商う米穀商人は、元禄元年には穀問屋一八人、「店にて穀米販賣人」九十六人を数えた。領内では寛文四年にはじまる寛文検地が施行され、農村における小農自立が進展した。これにともない自給性の弱い小農經營が主体となって、農民の非自給物資の交換関係を拡大させて農村需要が増大した。このような小農民の日常的な需要を担うとして、城下の店商人と同時に、小商人としての背負商人の活動は可能であろう。

この時期における在方農民と甲府の商業とのかかわりを示すものとして、断片的な史料であるが寛文一三年（一七〇三）二月に下府中の八日町ほか六町が差出した「宿取改善書<sup>(2)</sup>」によると、これは甲府を訪れた宿泊者の在所や用件などを記録した書上で、商用のための他国商人や

社寺参詣者らみられるが、在からの日用品買付けの者が多い。零節により宿取人に相違があることはいうまでもない。買付け農民の地域的広範性、買付け商品の多様性などが示されているが、これに右記者であるので、一日の行程内にある地域の農民の売買は相当數に及んでいたはずであり、商品經濟の展開による甲府商人と在方農民との関係は深められつつあったといえる。

これを城下周辺農村の小農民經營の面からみると、まず大小切稅法による貨幣取得の手段が、原則的には自給的自然經濟を営む農業經營の中で國られなければならなかつたし、その実現のために本來現物貢租にあてられるべき分をも含めた米穀類の換金化のほか、小商品生產としての綿作・綿布生産が展開されていたのである。庶民衣料として急速に全国的品として重要な地位を占めるに至つていた木綿は、甲府城下周辺農村においても第一にあげられる小商品生産であった。甲府盆地中西部（河西領に屬した中郡筋・北山筋・西郷筋）を主要地とした木綿は、元禄五年（一六九二）に甲府布物問屋の取扱額が一五万七九六〇反によつた（<sup>3</sup>）、その主産地であり米作地帯にも属する一村の元禄四年の訴訟文書に、「近年ハ穀物・木綿等下賣ニ而御年貢費済成兼申」とみえるのは、木綿は米穀とともに貢租の金納部分にあてるべき重要な換金生産物であったのであり、こうした農民經營を城下周辺農村に一般化してみることができるよう。

延宝二年（一六七四）三月、城下の上下府中の長人（後の町名主）と町年寄が連判で奉行所へ提出した願書についてみよう。寛文末年以来商売が不振に陥り、とくに二・三年来城下で売買する茶・酒・小間物などの請商いは半減し、しかも去年は在方農民へ秋收後期に

総穀類で引取るという形で販売したものが、完掛けとなつてしまつたために、無米に詰まつて難済している者が數人いるとして、米食の拌合を願い出たものであつた。これは、城下の商人が在方農民に商品を売るとき、現金によらない取引形態で、当時の農村經濟の実態とのかかわりを示したものとする見解があるが、この時期における特殊条件を考慮に入れなければならないだろう。というのは、寛文一〇年以來甲州国内は凶作が続き、ことに延宝元・二年は非常な飢饉に見舞われて、農民の疲弊が著しかつたことが、町方における商業にも影響せざるをえなかつたはずであるからである。つまり右のような現物（雜穀類）決済の取引は、近郊農民との間に特定商品について行われたものか、凶作期にみられたごく特殊な形態で、これをもって町方商人と在方農民との間に一般的な取引形態とするにはできないのではないか。それは、前述の「宿取改書上」や在方における小商品生產の展開、次にみる背負小商人の活動から、の推定による。

## 二

城下に東接する板垣村の玉屋甚兵衛と松木五兵衛は上層農民で商人化した存在であろう。寛文六年後半が背負商人の運上請負を出願する背景となつたのは、この時期における一定度の商品經濟の進展一行商人活動の拡大（行商人の増加）にあつた。

「商札御連上該年々指上ヶ申候所 一两年以来殊外在々指詰り、商事一円無御座候故、年別ニ商人不白出ニ罷成申候、就夫御連上該上納不能迷惑恐ニ奉存候」と冒頭に記すのは、延宝三年三月上下府中密町中せり商人が町年寄に差出した「口上之覚」である。延宝元

年以来、町方とりわけ在方が不況に陥り、商売が振わなくなつたため、生活に困窮した背負小商人が、景気の回復するまで運上を免除されたいと訴訟を願い出た内容である。

彼らの実態は、元来資金のとほしい零細商人であつたために、錢二〇〇文から三〇〇文を元手として種々の商品を背負つて行商活動に従事し、一口暮しの生計を立てる者たちであつた。そして、このような営業も一年に錢三〇〇文ずつの運上を上納し、商札（鑑札）一枚を交付されることによって活動が許される仕組となつていて。彼らの営業は城は一日行程の近在であるうが、不況による商売の不振というは、前述の延宝二年三月上下下府中の長人と町年寄の連判による、城下難渋の店商人の米金押借願と同じ経済的背景があり、農村における農産物の不作に起因していた。この時期における都市と在方との關係から、農村の不況が都市商業に直接影響をもたらすことはいうまでもないが、不況による開拓不振をともにうけるのは、農村を活動の場とした背負小商人であった。延宝元年から二年にかけて「鐵二およぶ鉢三總成」り、運上錢の上納に差支える者が多數となつた。

運上免願は、四月には背負商人の居住する四一町の長人から、その中立に相違ないことを認めた一札が町年寄に差山され、やがて上下府中の背負小商人と郷長人連印の訴状が奉行所にて提出されている。そして、これには坂田与一左衛門と新保三左衛門の両町年寄、次いで町奉行の波辺弘兵衛・竹川監物の與書が付されている。この訴訟に示された延宝二年までの運上の滞納は続いた。これによると未遂者は下一条町一名、西一条町一〇名、横近習町三名、

工町七名、川尻町三名、そのほか町名不明の者一一名で計三五名である。未遂の札錢枚数は六七枚分であるが、一年分（一枚）から二年分・三年分にわたるものがあるので、未遂枚数と未遂者数は一致しない。こうして商札未遂の六七枚のうち、同年九月一二日に納められた枚数は四五枚分で、一枚につき三六八文ずつで一六貫五六〇文、この小判三兩二分錢七四文である（札一枚につき小判一両一分書）。次いで同年一二月二十四日に納められたのは一〇枚分で三貫七〇〇文ととなっている。本来の運上錢三〇〇文が三六八文・三七〇文となつているのは滞納による利息が加えられた結果であろう。こうして四五枚分と一〇枚分の合計五五枚分（この小判四両一分永四七文）が納入済みとなつたのであるが、残りの一〇枚分は七名の追軽によるものであった。追軽については「西（天和元年）ノ七月追軽より金銀往來」とあるが、結局は未遂に終わつたようである。

以上本稿が依っている史料は、運上錢免願と運上錢未遂關係に限定されているため、この時期における背負小商人の実数は把握しえない。ただ免願の訴訟の際に差出された覚に、「我等共町ニハ小商人を人も無御座」と記す上府中の六町を除けば、前記の四一町には広く背負小商人の居住が推定されよう。なお、前述のように延宝初年の運上錢未遂の際に、町方とは別に一蓮寺地内においても五五枚分（四両一分永四七文）の未遂分があり、町方同様の取立が行われているが、同地内ではほかに一枚分が追軽者によるものであつたことから、城下南端の一蓮寺地内町には小商人の集中が立つていたといえる。

寛文・延宝期には農村居住の背負商人の活動もあつた。甲府番頭では寛文檢地による打出しと、寛文一〇年來の不作をも無視した收

尊強化が原因して、領民による江戸役田屋敷への強制が惹起されたのが同一三年春であるが、その際、藩の苛政の一つに、農間のわずかばかりの商元に近年運上が賦課されるようになったとみえているのは、在方農民の間に生まれた背負商人の活動をいうのである。

### 三

この時期における城下町方人口の増大は、小農自立の進展とともに領内農村からの農民を主とした人口流入であり、不安定な小農経営から生み出された没落農民や奉公人放出によるものであった。都市貧民層の形成が漸次進められるが、彼らの多くは場末町や門前などで町場化する地域に滞留する。生業は小商売・日雇・小作などである。

小額資金による商業活動として日常消費物資の販売にあたる背負小商人は、都市経済の発達と農村における小農経営の全般的展開を基盤にこの時期に発生する。彼らが在方で対象とした農村経営は、木綿生産にみられるような小商品生産を展開せながらも、小農経営の脆弱性を多分に示し、災害などによる農民経済の破綻が、ときには町方商業とのかかわりも現物決済の手段によらなければならぬような事態さえ生ずる不安定さを抱えたものであった。寛文末年以来の不作による農村の不況が、そのまま背負小商人の営業の不振に結果して、連上課未逃の問題を生じさせたのも当然であった。

ここで連上未逃者についてみると、農村部に近接する城下南部の西一条町や東部の工町に多いのは、場末町に居住する貧民層＝借家層の存在を推定させ、また南端の一葉寺地内が都市下層民を抱えて町場化が進むのがこの時期であったと考えられる。これら背負小商

人の存在形態、あるいは都市商業や都市内における階層分化の問題、農村における商品生産の展開とのかかわりは、元禄期以降甲府城下においてどのように把握できるかが次の課題となる。

### 注

- (1) 寛享五年「御公用之留」(坂田家文書)
- (2) 『甲州文庫史料』第三卷・甲府町方編所収
- (3) 「坂田口記抄」(中庭藏書)第一卷
- (4) 河西領における寛文一元禄期の木綿生産については飯田『近世甲斐商業經濟史の研究』二二五頁以下に詳しい。
- (5) 山梨県立図書館蔵・甲州文庫
- (6) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』一九一二〇頁
- (7) 以下本稿で引用する史料は特記しないかぎり甲州文庫によること。
- (8) 延宝九年「御公用諸事之留」(坂田家文書)
- (9) 飯田『寛文・延宝期における甲州國中地方の百姓一揆』  
『日本歴史』第三一八号

(市史編さん委員)

# 昭和初年に於ける若尾一族の企業経営活動の実態

—若尾財閥経営史研究序説—

齊藤康彦

## はじめに

初代若尾逸平が一介の行商人から一代にして築き上げた若尾財閥<sup>(1)</sup>は、明治二〇年代以降昭和前期にかけての時期、所謂「甲州財閥」の中核的地位を占め山梨県の産業金融界に君臨したが、昭和勞難に襲った金融恐慌の波を被り意外にもあっけなく破綻したことは周知の事実に屬する。この若尾財閥の「栄光」と「挫折」にみられる若尾逸平・民達・謙之助と続く若尾家三代の興亡は、多くの山梨県民の耳目を集め、これまでにも萩原為次『若尾にした甲州財閥』、小泉剛『甲州財閥』、齋藤方弘『甲州財閥物語』等々の著作に於いて多くのページが割かれている。しかし、これらの著作は、例えは、昭和七年（一九三二）に刊行された『素樸にした甲州財閥』が當時のジャーナリストの目に於ける同時代的把握と言う点で今日に到るも基本的文献としての価値を有してはいるが、他の二冊を含め全体に「読み物」的性格が強く、史実の評価や叙述の点では疑問を挿む余地を残している。

この一方で今日の山梨県の近代産業経済史研究の學問的水準を示

す永原慶一他『日本地主制の構成と段階』に於いても、地主制史研究がその中心的課題であるのにもかかわらず、山梨県の最大地主たる若尾家の地主經營の分析ではなく、山口和雄他『日本産業金融史研究・製糸金融編』に所収された『山梨県の製糸金融』に於いて石井寅治氏が明治中期と大正初年の若尾銀行の製糸金融の動向に検討を加え、山梨中央銀行の『創業百年史』でも隨所で若尾逸平あるいは若尾銀行に闇説しているものの断片的な記述に止まり若尾財閥の全生涯を明らかにするまで到っていない。更に近年とみに盛んになりつつある経営史、財閥史研究の分野に於いても、三井、三菱等の既成財閥、若尾財閥と同様金融恐慌で破綻したあの鉢商店、溝州事変以後台頭してきた新興財閥などの分析の盛行に比して、若尾財閥等の地方財閥は等閑視され學問的検討を加えられることが少ないのが現状である。<sup>(2)</sup>

これらのこととは各々の著作・論文の主題の所在とも密接に関係することはあるが、なによりも資料的制約も大きかつたことは事実である。しかし、若尾財閥の全生涯を学問的に明らかにすることは甲府市史の編さんにとってばかりでなく、山梨県の近代産業経済史

研究に図っても中心的な課題であることは言うを得ない。

そこで本稿では、これまで市史編さんの資料調査の過程で、若尾財閥の経営構造を明らかにできる『三浦正弘家文書』の発見はあるものの、依然として資料的制約は存在するが、若尾財閥の全生涯を解説する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経営と多面的性格を有する事業から構成される若尾財閥の諸侧面のうち、主に若尾一族の企業経営活動と言う側面に絞り、現在までに収集した資料の一端の紹介と分析に力点を置きつつ、その特徴のいくつかを明らかにすることに課題を設定したい。

### 若尾一族の企業経営活動の実態

若尾財閥の全生涯で経営参画というかたちで関連を有した凡ての企業についてその実態を明らかにすることは、当面、資料的制約と紙数の制限との関係で不可能である。そこでまず本稿では若尾財閥の経営活動の諸時期のなかで金融恐慌に追いつめ破綻する直前の昭和初年段階に重点を置いて検討を加えた。

第一表は、昭和二年（一九二七）刊『日本全国諸会社役員録』、昭和三年刊『山梨人事興信録』などを典拠とする昭和初年の金融恐慌の直前段階に於いて若尾一族の構成員が役員に就任している諸会社とその就任する役職の一覧表であり、換算するならば、該時期の若尾財閥が経営参画を行なつていた企業群の全貌である。同表は、勿論、資料的制約に囚り恣意的な把握とはいえないが、現在までに知りえた最も詳細なものであり、そこから多くの興味深い事実を抽出することが可能である。

昭和初年の若尾財閥は、既に初代逸平、二代目民造を失っていた

ものの、二代目当主源之助は四六才であり、付圖一でも明らかな様に、若尾一族に於いては最年長の若尾璋八の五五才を筆頭に、その多くは働き盛りの年令層にあり一族の「人的資源」は最も「豊富」な時期にあつたのであり、第一表によれば該時期の若尾一族においては在学中の者を除いた全員がなんらかの形で役員として企業経営に参画していたのである（このことの持つ意味は後に触れたい）。

第一表によれば、当主若尾源之助をはじめ若尾一族の一三名が役員として経営参画を行なつてゐる企業は七七社であり、役職数は九九ポストを数える。そのうち若尾一族から複数の役員が就任している企業は、若尾、若尾貯蓄の両銀行の四ポストを除けば二ポストであり、その数は全体の二三・四%の一八社であつて、多くの企業では一社一ポストという状態である。このことは若尾財閥の企業経営活動が財閥としてひとつにまとまっているのではなく、若尾一族の構成員が個人の資格で個々の企業への経営参画を行なつてゐたことを窺わせる。いま七七社をその本社の所在地で分けると、東京府四三、神奈川県二〇、山梨県一一、愛知、静岡、埼玉県各一社と言う構成になつており、若尾一族の企業経営活動の重点は京浜地域にあつたことを示している。ポストの内訳は、社長二二、取締役五四、監査役三〇、相談役三で、社長として経営参画を行なつてゐる企業は全体の二八・六%であり、社長のポストは全役職数の二二・二%と意外に社長が少なく、取締役の一ポストのみの経営参画を行なつてゐる企業は三八社、又、監査役、相談役としてのみの参画は一四社を数え、両社で全体の六七・五%を占める。このことは、当該企業での若尾一族の持株数の検討を行なわなければならぬが、これらの企業群が即若尾財閥の「支配下」にあつたとする前

第1表 岩尾一族の開拓企業及び役職

(昭和3年)

| 所在地 | 社名       | 設立年    | 公称資本金(万元) | 払い込み資本金(万元) | 若尾義之助 | 若尾義四郎 | 若尾義太郎 | 若尾金造 | 若尾義作 | 若尾義造 | 若尾義一郎 |
|-----|----------|--------|-----------|-------------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|
| 東京  | 若尾保険金    | 大正9    | 500       | 250         | 社長取   | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 常盤生命     | 大正2    | 100       | 25          | 社長取   | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 東京瓦斯     | 明治18   | 10,000    | 5,875       | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 松風呂浴場    | 大正8    | 500       | 300         | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 興業木材倉庫   | 大正14   | 50        | 15          | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 興運汽船     | 大正15   | 50        | 25          | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 平和海上火災保険 | 大正8    | 200       | 50          | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 石炭汽船     | 大正7    | 25        | 25          | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 若尾貯蓄銀行   | 明治26   | 50        | 16.2        | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 山梨証券信託   | 大正9    | 100       | 40          | 取     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 川鉄銀行     | 大正13   | 30        | 7.5         | 監     | 社長    | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 東京商業銀行   | 明治31   | 100       | 53          | 監     | 社長    | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 明治16     | 34,572 | 34,569    | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 大正1      | 1,850  | 1,300     | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 明治45     | 625    | 219       | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 大正8      | 3,200  | 3,200     | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 大正7      | 845    | 592       | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 東京河越乗合   | 大正8    | 10,000    | 10,000      | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 大正8      | 10,000 | 10,000    | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 大正15     | 100    | 25        | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 明治20     | 7,770  | 4,953     | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 大正14     | 2,100  | 900       | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |
|     | 明治11     | 4,700  | 3,350     | —           | —     | —     | —     | —    | —    | —    | —     |



|     |            |      |       |
|-----|------------|------|-------|
| 東京  | (株) 中央新聞社  | 大正12 | 15    |
| 神奈川 | (株) 機械機器倉庫 | 大正9  | 1,000 |
| "   | 丸三         | 大正10 | 10    |
| "   | 三井         | 明治40 | —     |
| "   | 共保         | 昭和1  | —     |
| "   | 帝国         | 大正8  | 100   |
| "   | 日本化工       | 大正6  | 476   |
| "   | ベンキ        | 昭和30 | 250   |
| "   | 日本電気       | 昭和30 | 30    |
| "   | ボルネオ       | 大正6  | —     |
| "   | 北日本電力      | 大正6  | 52    |
| "   | 電気証券       | 大正15 | 891   |
| "   | 華興         | 大正4  | —     |
| "   | 電機         | 大正4  | 60    |
| "   | 産業         | 大正12 | —     |
| "   | 電源         | 大正15 | 500   |
| "   | 電球         | 大正15 | 100   |
| "   | 電線         | 大正15 | 2.5   |
| "   | 電線         | 大正15 | —     |
| "   | 電線         | 大正9  | 100   |
| "   | 電線         | 大正11 | 25    |
| "   | 電線         | 明治29 | —     |
| "   | 電線         | 大正7  | 75    |
| "   | 電線         | 明治27 | —     |
| "   | 電線         | 明治30 | 1,250 |
| "   | 電線         | 大正11 | 80    |
| "   | 電線         | 明治11 | 500   |
| "   | 電線         | 大正9  | 50    |
| "   | 電線         | 大正7  | 60    |
| 山梨  | (株) 富士紡織工業 | —    | —     |

(注) 準：認取、放：取締役、監：監査役、相：相談役、専取：専務取締役、常取：常務取締役、代取：代表取締役、監理：無報酬任社員

掲の諸著作の記述とはかなり異なる印象を感じさせる数値である。

次に若尾一族の構成員が経営参画を行なっている企業、その他の特徴をみておきたい。当主若尾謙之助は、若尾財閥の機関銀行である株式会社若尾銀行（以下株式会社の呼称は略す）の頭取と若尾貯蓄銀行の取締役更に若尾財閥の財産たる有価証券及び不動産の所有権である若尾保全の代表取締役を兼任しているものの、それ以外の企業としては末妹の藤野の嫁き先である横浜の平沼家の経営する平沼銀行と東京の常盤生命保険の二社に開与するのみであつて、企業経営に積極的に参画しているとは考えにくい。他に所謂「甲府若尾」に属する若尾鉄之助、細田榮四郎、若尾金造、音達、英一郎等は若尾一族が経営参画を行なっている企業の三九%にあたる三〇社の経営に開与している。その内訳は山梨県に本社を有する企業一二社、東京の企業一八社であつて、若尾金造、細田榮四郎等の山梨県を企業経営活動の舞台とするグループと、若尾謙之助、鉄之助、音造等の様に企業経営活動の中心を東京に置くグループの二つのグループが存在する。

これに対しても謙之助の義兄にある若尾璋八は若尾財閥の機関銀行たる若尾、若尾貯蓄銀行の監査役であり、更に東京電灯、信越電力社長、揚子川電気、大同電力、静岡電力、東北電力取締役、京浜電力監査役など初代逸平以来若尾財閥が積極的に進出を行なったとされる電力事業への経営参画が確立した特徴を示し、開与する会社は若尾一族が経営参画を行なっていた企業群の二三・四%にあたる一八社を数え、若尾一族の企業経営活動を体現する存在である。更に璋八の長男若尾鶴太郎は若尾一族で最年少でありながら一一社

に経営参画を行なっている。従って若尾一族が経営参画を行なっている企業の三五・一%は璋八、鶴太郎父子の所謂「東京若尾」の開業企業である。鶴太郎の場合は東京商業銀行の頭取であることをはじめとして、東洋モスリン、三ツ引物産、三ツ引陶器、パクナルエンドヒレス等々の各社の社長を兼任し若尾一族の中では社長を勤める会社数が最も多いが、東洋モスリンを除いた四社は凡て払い込み資本金額五〇万円ないしそれ以下の企業であるところにひとつ特徴がある。

初代逸平の実弟謙造が横浜に移住して興した所謂「横浜若尾」の場合、当主である二代目謙造が一〇社、謙造の長男謙太郎が一三社、他に倫、壽作が各五社の経営に参画しており都合「横浜若尾」の関連会社は三一社を数える。これは若尾一族が経営参画を行なっている企業群の四〇・三%を占める。「横浜若尾」の場合は、横浜在住ということもあって開与する企業は機関銀行である合名会社横浜若尾銀行をはじめ京浜電力、江之島電氣鉄道、横浜穀倉庫、横浜貿易倉庫等横浜市あるいは神奈川県を本社所在地とする会社が多く、企業経営活動の重点は横浜にあったと考えられる。

これまでみてきた様に若尾一族は、所謂「甲府若尾」、「東京若尾」、「横浜若尾」の三グループから構成され、企業の経営活動も各グループがかなり独立性をもつて行なっていた様である。即ち、若尾一族から複数の役員が就任している企業一八社のうちグループを跨っている企業は九社にすぎないことはこの点を示しているといえよう。このことは若尾財閥の組織なり構造なりを考えていく上で、ひとつの方針となる。

第2表 若尾一義開業企業の設立年代及び払い込み資本金額の相関

| 設立年代         | 明治0年～ |                     |    | 明治20年～              |    |                     | 明治30年～ |    |    | 明治35年～ |    |     | 明治40年～ |                     |    | 大正1年～               |    |                      | 大正6年～ |                       |      | 大正11年～ |    |    | 計  |    | 全国株式会社構成 |
|--------------|-------|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|--------|----|----|--------|----|-----|--------|---------------------|----|---------------------|----|----------------------|-------|-----------------------|------|--------|----|----|----|----|----------|
|              | 企業    | 役員                  | 企業 | 役員                  | 企業 | 役員                  | 企業     | 役員 | 企業 | 役員     | 企業 | 役員  | 企業     | 役員                  | 企業 | 役員                  | 企業 | 役員                   | 企業    | 役員                    | 企業   | 役員     | 企業 | 役員 | 企業 | 役員 |          |
| 払い込み<br>資本金額 |       |                     |    |                     |    |                     |        |    |    |        |    |     |        |                     |    |                     |    |                      |       |                       |      |        |    |    |    |    |          |
| 50万円未満       | —     | —                   | 2  | <sup>1</sup><br>(3) | 1  | <sup>1</sup><br>(1) | —      | —  | 1  | (1)    | 1  | (1) | 10     | <sup>3</sup><br>(2) | 13 | <sup>5</sup><br>(3) | 29 | <sup>10</sup><br>(7) | 73.9  |                       |      |        |    |    |    |    |          |
| 50万円以上       | —     | —                   | 1  | (1)                 | 2  | <sup>2</sup><br>(1) | —      | —  | 2  | (3)    | 1  | (1) | 6      | <sup>2</sup><br>(6) | 3  | <sup>1</sup><br>(2) | 15 | <sup>5</sup><br>(5)  | 10.5  |                       |      |        |    |    |    |    |          |
| 100万円以上      | —     | —                   | —  | —                   | —  | —                   | —      | —  | —  | —      | —  | —   | —      | —                   | —  | —                   | 5  | <sup>4</sup><br>(2)  | 5     | <sup>4</sup><br>(2)   | 11.7 |        |    |    |    |    |          |
| 200万円以上      | —     | —                   | —  | —                   | 1  | (1)                 | —      | —  | 1  | (1)    | 1  | (1) | 3      | <sup>1</sup><br>(2) | 2  | (3)                 | 8  | <sup>1</sup><br>(7)  |       |                       |      |        |    |    |    |    |          |
| 500万円以上      | 1     | (1)                 | 1  | (1)                 | —  | —                   | —      | —  | —  | —      | —  | —   | 2      | <sup>1</sup><br>(2) | 2  | <sup>1</sup><br>(1) | 6  | <sup>4</sup><br>(4)  | 1.8   |                       |      |        |    |    |    |    |          |
| 1,000万円以上    | 3     | <sup>1</sup><br>(3) | 1  | (1)                 | —  | —                   | —      | —  | 1  | (1)    | 1  | (1) | 2      | <sup>1</sup><br>(1) | —  | —                   | 8  | <sup>6</sup><br>(1)  | 3     | <sup>6</sup><br>(2.2) |      |        |    |    |    |    |          |
| 計            | 4     | (4)                 | 5  | (2)                 | 4  | (3)                 | —      | —  | 5  | (5)    | 4  | (3) | 23     | (16)                | 25 | (14)                | 77 | (54)                 | 100   | (23)                  |      |        |    |    |    |    |          |

(注) 括弧なしは社長、頭取、( ) は取締役、理事、< > は監査役・相談役、合計には不明分も含む。

全国株式会社構成は『昭和国勢調査』下巻537頁より作成。

えた。第二表は第一表から作成した企業の設立年代と払い込み資本額を指標とする企業規模の相関であり、更にその各々について役職毎のポスト数が示してある。例えば、明治二〇年代に設立された払い込み資本額五〇万円未満の企業は二社あって、それらの企業には若尾一族から社長一、取締役一、監査役、相談役三の役員が就任していることを示している。同表によれば払い込み資本額の判明する七社の六二%にあたる四社が資本額一〇〇万円未満であって、その内の三分の二は五〇万円未満の企業である。この若尾一族が経営参画を行なっている企業群の規模別構成比は、全国の株式会社の払い込み資本額規格別構成と比較すれば相対的に規模の大きな企業への経営参画を行なっていることを読み取れる。更に設立年代が判明する七社について言えば、そのうちの七割が第一次世界大戦を契機とする戦争景気が始まつた大正四年（一九一五）以降に設立された企業群である。従つて昭和初年段階に於いて若尾一族が経営参画を行なつている企業の四六・五%は大正四年以降に設立された払い込み資本額一〇〇万円未満の企業なのである。ことは若尾財閥の全生涯を考察する上で第一次世界大戦後と言ふ時期が重要な時期であることを示している。更に役職と企業規模、設立年代との相關を細かくみていくと、これまで述べて来たことが、當然推測できることはあるが、社長に就任している企業の四二・九、取締役である企業の三六・二、監査役、相談役である企業の二七・三%は大正四年以降に設立された払い込み資本額一〇〇万円未満の企業である。社長に就任し実質的に企業「支配」を行なっている企業はどのかかる企業の比率が高い事実は、若尾財閥の企業経営活動の内実は、第一次世界大戦を契機とする日本経済の水脈

的な膨張を背景とする企業物興り投資ブームによって急速に発生していった企業のなかでも比較的規模の小さい企業の経営に關与するものであったことを示しており、又、個人的には若尾源太郎、若尾鉄之助、細田祭四郎等にこの傾向が顕著にみられ、この様な企業群への経営参画を通して若尾財閥も急速に「財閥」としての外観を整えていったと考えられる。かかる点は、更に個別企業毎の事業成績等の検討を含めて、若尾財閥の企業経営活動の側面に於ける「量的拡大」は必ずしも財閥としての「成長」を表現しないのではないかと言う検討すべき課題の所在を示している。

第二表の検討の結果、若尾一族の企業経営活動にとって第一次世界大戦以後がひとつ的重要な歴期として浮かび上がって来たが、次に若尾一族の企業経営活動の諸面別をより一層明確にしたい。第三表は、第一表と同様に『山梨人事興信録』、『日本全国諸会社役員録』、『全国銀行会社事業成績調査録』等の資料を典拠とする若尾一族の構成員の役員として経営参画を行なつている企業数のほぼ五年毎の推移を示したものである。前掲の諸著作によれば、生糸貿易商としてスタートした若尾財閥の近代的企業経営への参画は、若尾逸人半が明治一〇〇年（一八七七）第十国立銀行の設立に際して創立元起人として新海幸五郎と並び最高額出資を行ない取締役に選任されたことを嚆矢とする。次いで明治二一年（一八八八）横浜正金銀行の取締役に就任するが、銀行以外の企業経営への参画は、若尾逸人半と言葉と書われる「株を買ふなら、将来性のあるものでなければ望がない。それは、『乗りもの』と『かかり』だ」に示される様に明治中期の成長産業部門たる鉄道事業と電力事業への進出によって本格化する。即ち、明治二〇年代に入ると東京馬車鉄道に投資を行ない

第3表 若尾一族の会社役員就任数の推移

|           | 明治31 | 明治36 | 明治44 | 大正7  | 大正10 | 昭和3 |
|-----------|------|------|------|------|------|-----|
| 若尾逸平      | 4    | 4    | 3    | —    | —    | —   |
| ・民造       | 4    | 2    | —    | —    | —    | 10  |
| ・幾造(2代目)  | 9    | 9    | —    | —    | —    | 7   |
| ・保重郎      | 1    | 1    | —    | —    | —    | 18  |
| ・千代次郎     | 1    | 1    | —    | —    | —    | 5   |
| 細田義四郎     | 1    | 1    | —    | —    | —    | 7   |
| 若尾璋八      | 1    | 1    | —    | —    | —    | 5   |
| ・謹之助      | —    | —    | —    | —    | —    | 9   |
| ・音造       | —    | —    | —    | —    | —    | 6   |
| ・鐵之助      | —    | —    | —    | —    | —    | 11  |
| ・金造       | —    | —    | —    | —    | —    | 5   |
| ・湯太郎      | —    | —    | —    | —    | —    | 2   |
| ・倫角       | —    | —    | —    | —    | —    | 13  |
| ・幾太郎      | —    | —    | —    | —    | —    | 5   |
| ・謙作       | —    | —    | —    | —    | —    | 1   |
| ・英一郎      | —    | —    | —    | —    | —    | 1   |
| 合 計       | 21   | 20   | 24   | 27+α | 47   | 99  |
| 関 係 会 社 数 | 15   | 13   | 15   | 17+α | 40   | 77  |

明治二十五年(一八九二)同社の取締役に就任し、更に明治二七年(一八九四)前後に東京電灯の株購入を開始し、明治二九年(一八九六)第十国立銀行の頭取である佐竹作太郎の取締役就任を皮切りに若尾幾造、小野金六、根津嘉一郎ら山梨県出身の実業家集団の同社役員への就任が相次ぎ、若尾逸平も明治三八年(一九〇五)取締役へ就任するなど甲州の実業家の先頭に立って東京の企業への経営参画を通り、又、明治二十年代以降の中央証券市場への投資の増大

に伴なう資金量の急増に対しては、明治二六年(一八九三)の銀行条例の施行を契機として、それまでの若尾両商店の銀行への転換を図り若尾、山梨貯蓄両銀行を設立することで対応しつつ、「甲州財閥」の中核としての若尾財團を形成していくとされる。しかし、第二表の分析に際して既に述べたことではあるが、第三表によつて若尾一族が經營参画を行なった企業数の推移を改めて検討すると企業数が急速に増加するのは大正一〇年(一九二二)以降であつて、明治期は一〇社台で推移していた。更に明治期に於いては「横浜若尾」の若尾幾造が就任する役員ポストが多いことは看過すべきではない。即ち、参考までに第四表で示した明治三一年(一八九八)の若尾一族関連企業一覧によれば、若尾銀行の横浜銀行たる若尾、山梨府蕃の兩銀行を除けば、一三社中の九社までが若尾幾造が経営参画をしている企業であつて、その企業所在地も横浜が中心である。これに対しても、本家たる「中府若尾」の若尾逸平、民造は横浜銀行である若尾、山梨府蕃の兩銀行の役職を除けば駒込鉄道、東京馬車鉄道、横浜止金銀行、山梨農工銀行の四企業に役員として経営参画を行なっているにすぎない。これらの事実は、分家である「横浜若尾」が商港横浜を本拠地とする地の利によつて先行的に企業経営に参画していくと考えられる。

ここで第三表に戻つて、若尾一族が經營参画を行なう企業数が急激に増加した大正一〇年以降昭和三年にかけての時期に就いて言えば、若尾璋八が開拓する企業の急増ぶりが目に付く一方で、若尾逸平、鐵之助、金造等当主隸之助の弟、義兄弟も相次いで企業経営への参画を開始した。このことは第一次世界大戦後の爆発的な企業ブームも背景として存在したが、若尾一族の固有の問題として、該時

第4表 若尾一族の関連企業及び役職 (明治31年)

| 所在地 | 社名        | 設立年  | 公称<br>資本金<br>(万円) | 払込資本<br>(万円) | 若尾民造<br>いみ<br>若尾逸平 | 若尾義造<br>若尾民造 | 若尾保重郎<br>千代次郎 | 若尾義西郎<br>若尾珠八 |
|-----|-----------|------|-------------------|--------------|--------------------|--------------|---------------|---------------|
| 東京  | 株駿馬鉄道     | 明治29 | 400               | —            | 監                  | —            | —             | —             |
|     | 株東京馬車鉄道   | * 13 | 100               | 75           | —                  | 取            | —             | —             |
|     | 株東洋汽船     | * 29 | 650               | 162          | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株横浜正金銀行   | * 13 | 1,200             | 900          | —                  | —            | —             | —             |
| 神奈川 | 株横浜豊年銀行   | * 29 | 60                | 30           | —                  | —            | —             | —             |
|     | 合名横浜若尾銀行  | * 26 | 40                | —            | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株横浜貿易倉庫   | * 29 | 25                | 10           | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株横浜火災保険   | * 30 | 500               | 125          | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株日本紡織結紗   | * 22 | 37                | 37           | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株横浜共同電灯   | * 23 | 60                | 32           | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株横浜電線製造   | * 29 | 50                | —            | —                  | —            | —             | —             |
|     | 株横浜糸外品取引所 | * 27 | 45                | 22           | —                  | —            | 理事            | —             |
|     | 株山梨貯金銀行   | * 26 | 30                | 30           | 頭取                 | —            | —             | —             |
|     | 合名若尾銀行    | * 29 | 50                | —            | 頭取                 | —            | —             | —             |
| 山梨  | 株山梨農工銀行   | * 31 | 30                | 9            | —                  | —            | —             | —             |

(注) 頭取、主: 行主、取: 取締役、監: 監査役、相: 相談役、社: 社員を意味する。

期に丁度彼等が社会的進出を図る年令に達し「企業者精神」を持つて実業界に活動の場を求めたことの現われと言えよう。

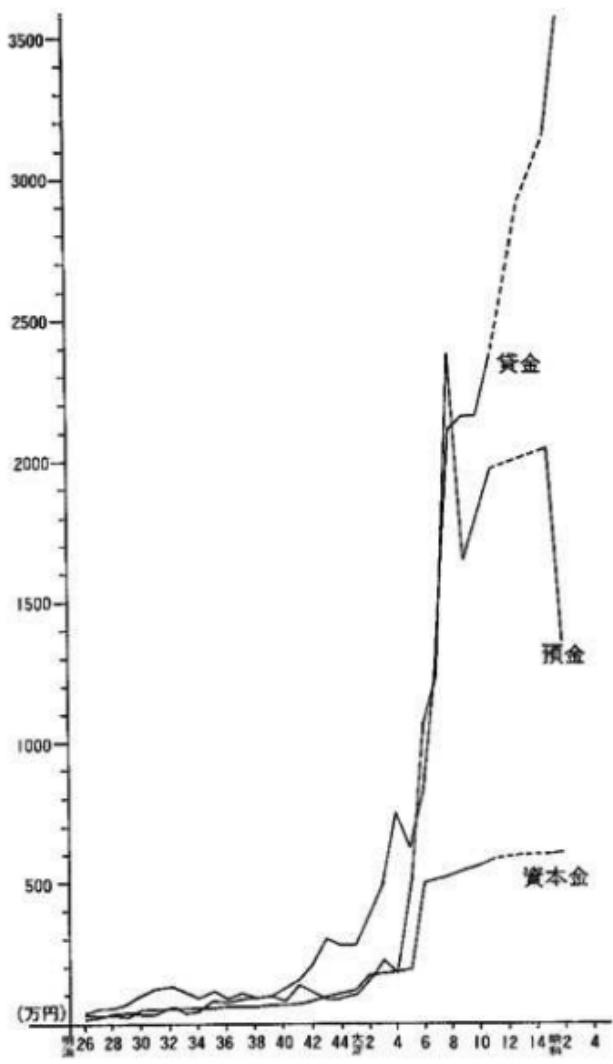
この様な一族を擧げての企業経営への進出は、当然のことながら極大な資金量を必要とする。その資金量の全体を把握できる資料は発見されていないが、明治二六年(一八九三)から昭和四年(一九二九)第十銀行と合併するまでの若尾銀行の資金調達並びに運用状況を示した第一回からその一端を明瞭に看取できる。即ち、明治後期に一〇〇万円前後であった貸付金が、大正五・八年期に急増し続け大正八年には二一〇〇万円となり大正九年の戦後反動恐慌による一時的停滞はあるものの昭和初年まで更なる急増傾向は持続し昭和二年(一九二七)には三六〇〇万円に達する。預金額は明治四〇年頃より増加し始めるが、大正五・八年期は前述の貸付金の増加とはほぼ同様に推移し、大正八年には二五〇〇万円に達したが、大正九年には一転して八〇〇万円も激減し、その後やや回復傾向はみせるものの昭和二年の金融恐慌によって更に七〇〇万円減少をみた。従つて大正九年以降の預貸率は極端なオーバー・ローンであり若尾銀行の信用は悪化した。若尾銀行の資本金が一〇〇万円から五〇〇万円に増額された大正六年は二代目若尾民造が死去し跡の助が相続を行なった。若尾財閥の経済活動の方針にひとつの転換がなされたことを窺わせる年である。

周知の様に、財閥とは同族的多角的事業経営体のことであり、既成財閥も事業の多角化に着手することによって財閥形成の途を開いたし、新興財閥はより一層積極的な多角化を指向した。しかし、進出する産業分野に就いてみれば、三井、三菱、住友などの既成財閥は重化学工業の比重が高いばかりでなく、金融商事、経工業部門を

第1図 若尾銀行の資金調達並びに運用状況

合む總合型コンツェルンであり、日産、日立、森などの新興財閥は金融部門の比重が遙かに低いが、電工業、化学ゴムの比重が高いと言ふ特徴を有している。若尾財閥も、第一表でみる様に多様な企業への経営参画を行なっている。この若尾財閥の多角的事業經營の特徴を後づるために作成したのが若尾一族が役員に就任している諸

会社の払い込み資本金額を産業部門別に再集計した第五表である。同表の企業は若尾一族が経営参画を行なっている企業であつて必ずしも「支配」している企業ではないこと、更に払い込み資本金額も若尾一族の間とする企業のそれであつて、若尾一族の投資額は不明である点を改めて確認しなければならないが、いくつかの興味深い事



第5表 若尾一族関連企業構成

|                       | 社 数   |     | 払い込み資本金 |          |
|-----------------------|-------|-----|---------|----------|
|                       | 社     | %   | 万円      | %        |
| 金融業                   | 銀 行   | 9.1 | 1,219.2 | 1.7      |
|                       | 信 貸   | 2.6 | 290.0   | 0.4      |
|                       | 保 険   | 6.5 | 537.0   | 0.7      |
|                       | 小 計   | 14  | 18.2    | 2,046.2  |
|                       | 小 計   | 14  | 18.2    | 2,046.2  |
|                       | 小 計   | 14  | 18.2    | 2,046.2  |
| 重工業                   | 機械    | —   | —       | —        |
|                       | 工 具   | 4   | 5.2     | 90.5     |
|                       | 工 具   | —   | —       | 0.1      |
|                       | 機 械   | —   | —       | —        |
|                       | 化 学   | 1   | 1.3     | 30.0     |
|                       | 小 計   | 5   | 6.5     | 120.5    |
| 軽工業                   | 紙 工   | 1   | 1.3     | 4,953.0  |
|                       | 業     | 1   | 1.3     | 10.0     |
|                       | 業     | 2   | 2.6     | 1,115.5  |
|                       | 業     | 3   | 3.9     | 22.0     |
|                       | 業     | 2   | 2.6     | 27.5     |
|                       | 小 計   | 9   | 11.7    | 6,128.0  |
| その他の他                 | 電 力   | 15  | 19.5    | 57,352.5 |
|                       | ガス    | 7   | 9.1     | 1,105.7  |
|                       | 運送    | 1   | 1.3     | 25.0     |
|                       | 陸 海   | 6   | 7.8     | 552.0    |
|                       | 地 士   | 6   | 7.8     | 472.5    |
|                       | 事 商   | 14  | 18.2    | 4,792.0  |
|                       | そ の 他 | 49  | 63.6    | 64,299.7 |
|                       | 小 計   | 77  | 100     | 72,594.4 |
| (注) 払い込み資本金額不明 6社も含む。 |       |     |         |          |

実が読み取れる。即ち、企業数からみると、産業部門では電気・ガス業の一五社が群を抜いて多く、銀行業、陸運業の各七社がそれに続き「あかり」と「乗物」と言う若尾逃平以来の伝統は継続している。これに対しても製造業部門は企業数は一八・二%の「一社」を数えるにすぎず、しかもその二分の一は輕工業であって、重工業に分類された五社も一社平均の払い込み資本金額は二四万円であって、決して重工業に相応しい企業規模とは言い得ない。更に金融業、製造業のいずれにも属さない企業が全体の三分の二に近い四九社を数え、

若尾一族の関与する企業群は多方面に亘る複雑な企業集団であるとの印象を受ける。又、払い込み資本金額の構成をみるとならば、東京電灯の三億四、五六九万円の存在によるが電気・ガス業の資本金が全体の七九%を占め圧倒的な比重を有している反面企業数ではかなりのウエートを占めた金融業部門の資本金額は二・八%にすぎないのであって部門間の構成にかなりの跛行性がある。

前にも述べたが、これらの企業群が即ち若尾財閥の傘下企業は支配企業であるとは断定できない。若し前掲の諸著作の様に「支配企業」であると仮定したとしても、若尾一族が企業經營に積極的に参画を行なっている産業部門は電力・ガス業、金融業を除けば極のない種多な部門に分散していると言える。換言するならば、若尾財閥は最後まで既成財閥の様な総合コンツルン、あるいは新興財閥の様な重化学工業を中心とした産業型コンツルンといった形態をとりえなかつたのである。この点は、第一次世界大戦後の競争景氣を背景に、若尾玲八、鴻太郎父子や若尾鉄之助、金造、齊達らが独自の判断で企業経営への參画の手を抜けた結果である。かくして若尾財閥は相互に有機的な関連の希薄な企業集団として外見的には急速に膨張していくが、実は、かかる形態でどちらかと言ふと中小規模の企業群への資金の分散と固定化を惹き起しこし、若尾財閥の經營基盤に脆弱性を持ち込むことになるのである。

### おわりに

これまでの検討で明らかとなつた諸点を整理し一応の総括とした。

(→昭和初年改築に於いて若尾一族では在学中の者を除いた全員が

京浜地域を中心とする七七企業に役員として経営参画を行なつてお  
り、そのボスト数は九九を数える。

(1) しかし、就任する役職は社長である場合が意外に少なく、一社  
一ポストでの参画が中心で個人の資格での参画の意味合いが強い。  
又、経営参画を行なつてある企業も、若尾一族を構成する所謂甲  
府、東京、横浜の各若尾家の系列に分かれ、その相互の結び付きは  
希薄である。

(2) 若尾一族が関連を有する企業は①大正四年以降に設立、②払い  
込み資本金額一〇〇万円未満の企業が中心であり、その産業部門別  
構成も電力・ガス業の比重が高いものの、全体としては核のない複  
多な企業群の集合体である。

（3）若尾一族の人的構成と言う固有の問題と、第一次世界大戦後の  
日本経済の急激な膨張を背景に、若尾財團は大正期以降多角的事業  
体として財團の外観を整えていった。しかし、その内実は、中小規  
模の企業群への分散と固定化を惹き起こし、若尾財團の經營  
基盤に脆弱性を持ち込むことになった。

## 註

- (1) 一般に財閥とは、同族的支配の下にコンツェルン型の多角  
的事業經營体の組織を指し、三井、三菱などが典型とされ  
る。若尾家が財閥としての形態を整えていたかと言う点は後  
討を要するが、森川英正氏は若尾家を地方財閥と規定し、昭  
和期の東京への住所移動により地方財閥の資格を失ったとし  
ている（『地方財閥』、『日本経営史講座3』所収）。
- (2) 戦後に出版された小泉、新藤尚氏の著作は大正三年刊内藤

文治良「若尾逸平」と萩原前掲書を基本的な資料としている。

(3) 企業内部の経営上の位置や企業支配に関する記述に過大評

価が散見されるし、又、就任、退任の時期が明確でなく若尾  
一族の関連企業の総体像を正確に把握できない。

(4) 地方財閥については地主制史研究の一環としてのアプロー  
チが多かつたが、最近は註(1)の森川論文、丁吟史研究会『愛

朝期の商人資本』、玉城謙『地方財閥と同族結合』など時間  
史、経営史の分野の研究成果も増えつつある。

(5) 「土地建物売買帳」、「米穀完帳」、「土地台帳」、「金穀貸付  
証」、「小作証書」、「若尾銀行營業報告書」、「營業譲渡古紙」  
などからなる。本稿はこれら資料の分析作業の中間報告であ  
る。

(6) 国会図書館蔵

(7) 山梨県立図書館蔵

(8) 若尾一族の構成は付図(1)に示した。

(9) 前述の表に開拓の諸著作では役員への就任、退任の時期が  
明確に確定できず、又、払い込み資本金額や営業目的など関  
連する企業の実態が判明しない。

(10) 既成財閥では同族会の様な意志決定機関の決定に従って企  
業經營への参画がなされたが、若尾財閥では、例えば若尾英  
八、鴻太郎父子の企業新規活動状況から判断して、その様な  
機関が恒常的に存在したとは考えにくい。

(11) 若尾義之助は大正七年（一九一八）若尾銀行淺草支店の開  
設時に東京へ転居し、東京支店への勤務体制がとられる様に

なつた。

(12) 払い込み資本金額一〇〇万円未満の企業が社長に就任している企業に占める割合は七・四%であり、以下同様に取締役の五五・三、監査役・相談役の五七・一%である。又、各々の役職に就任する企業の中で大正四年以降に設立された企業の割合は、社長六八・四、取締役六三・八、監査役・相談役六三・六%となっている。

(13) 『根津翁伝』三四頁。

(14) 第三表では大正七年の若尾幾造の関連企業が不明であるが、大正一〇年と同様一二社と仮定すると、企業数は二九

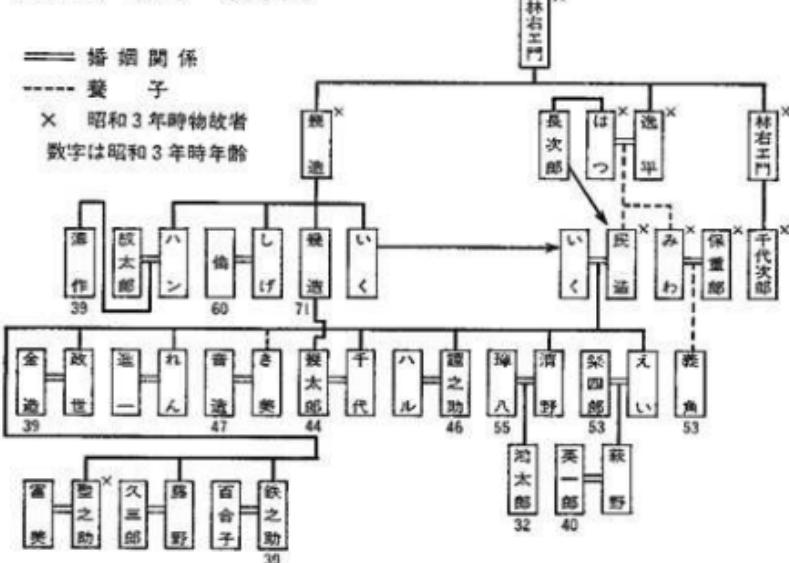
(15) 山葉貯蓄銀行は明治三五年（一九〇二）若尾貯蓄銀行と改称する。

(16) 安岡重明也『日本の財閥』参照のこと、特に112頁。

(17) 若尾一族の所有株数は不明でも、各企業の払い込み資本金額の多寡から若尾財閥の関与する企業群の性格は把握できると考える。

（市史編さん専門委員）

### （付図I）若尾一族系図



# 甲府市における町内会組織の変遷とその機能

高木伸也

## はじめに

現在甲府市における自治会組織は、市内二七小学校地区ごとに連合会が結成され、組織及び加入状況は、単位自治会四七七、組数五九三〇、世帯数六万六三八となっており全世帯の九六・七%を網羅している。この市内最大の地域住民組織は、その区域内の共同事業を包括的に行うとともに、重要な側面として、市政の末端を補助するという行政的要請に応える機能をもはたしている。昭和五十九年度に、甲府市が自治会へ依頼して、市内全戸へ配布した文書類は、二六回、一種類で一七〇万通を超えるものとなっている。このほか、同覽板（二六回）や他の行政機関から依頼を受けた文書等を加えると、毎月三回程度の回覧板と文書配布を自治会に依頼していることになる。

一方、五九年中に自治会を経由して行政側に出された要望件数（苦情などは除く）全体の約六〇%にあたり、その内容は、道路の舗装や改修、河川・生活水路の改修、公害・保育・交通・教育問題、荒川ダムや四体關係など市民生活の多岐にわたっている。勿論ここに

示したもののは自治会の端的な一面にしか過ぎないが、行政と協調する住民参加の最大自立組織としての姿がある。

ところで、この市内最大の住民組織である自治会のここに至る過程は必ずしも明らかではない。

昭和一五年（一九四〇）、内務省訓令によって町内会が整備され、戰時下には國家行政末端を担い、戰後は占領軍によって廃止され、二〇年代後半になって自治会の前身となる広報会として復活したが、その間の様子は、本市が戰災を受けたこともあって不明な部分が多い。例えば『甲府市制六十周年』（昭和二十四年）においても、「戰時中の町内会の組織と活動については、その悉くを焼失したため、これを詳かにすることはできない」と述べ殆どわれられておらず、戰前戦後を通じた約一五年間のその推移を示したものが見当らない。しかし今後の市史編さん事業の資料調査過程で、武井家文書（和田町武井静次郎氏所蔵）が提供され、幸いにも、その大部分が戰時の町内会達示稿りであった。

そこで本稿では、ほぼ様子の知れる三〇年代・自治会発足以降はおくとして、一五年に町内会が整備されてから広報会に至る、三〇年代前半までの変遷を概観してみたい。併せて、武井家文書の一部

を紹介しながら、戦時下における町内会のはたした役割をさぐってみたい。

#### 訓令による町内会の誕生

部落会・町内会・隣組の整備は、昭和一五年九月一一日に内務省が発表した「部落会・町内会等整備要領」によって本格的にすすめられ、山梨県においてもこの訓令一七号を受け、同年一〇月三日、山梨県訓令第二三号として同内容のものを各市町村長宛に発した。その要旨は、「隣保團結の精神と万民震災の本旨に則りて、地方共同の任務を遂行するためには部落会町内会を整備すべし」というところにあり、整備の目的として次の事項が掲げられている。

- 一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民震災ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二 国民ノ道徳的鍛成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織タラシムコト

#### 三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政方針ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト

#### 四 國民經濟生活ノ地域的統制単位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

この整備要領での第二、組織では、部落会及び町内会・隣保組・町村常会などの組織編成や任務について二三項目にわたり細かく示している。

こうして部落会・町内会は行政的に認知されるところとなつたが、内務省が訓令一七号を発表して以後全国的な波及は早く、九月三〇日までに約一九万九〇〇〇の部落会・町内会と約一二〇万の隣

組が整備され翌一六年四月には部落会・町内会は二二万に達した。<sup>(6)</sup>

甲府市においては、一五年一二月二六日、「市町会及び市常会規程」を市会で議決し、大正五年(一九一六)四月以来続いた町綱代制度を廃止した。この間の事情を、「昭和一五年事務報告書」(甲府市)にみると、町綱代の項で、「事變の進展に伴ひ町綱代事務は愈々繁濶を極め尚町常会長を兼ねるに及び一段と其の度を加へたり、正副町綱代は常に市と市民の間に介在し国策の遂行市自治の円滑なる運行に献身的努力を尽し為に予期の成果を收めたり、(中略)二月一日現在に於ける町綱代は一一〇名副町綱代九一名なり、尚本市に於ては新体制下に處し不可欠要なる下部組織の整備をなす要あるに鑑み内務省及県訓令に基き甲府市町内会及市常会規程を設くこととし一二月二六日市会の議決を経翌二七日之を公布したり、從て同時に從来の町綱代設置規程は之を廢し専ら新規を基に依り町内会の整

第1表 昭和16年甲府市町内会数

| 連合会       | 町内会 | 世帯数   |
|-----------|-----|-------|
| 富士川国民学校地区 | 12  | 5,407 |
| 美川        | 10  |       |
| 相模        | 10  |       |
| 伊勢田       | 5   | 4,875 |
| 湯         | 15  |       |
| 穴切        | 11  | 4,320 |
| 春口        | 10  |       |
| 新宿屋       | 14  | 3,862 |
| 朝日        | 10  |       |
| 里相国賀      | 3   | 3,288 |
| 坪川        | 9   |       |
| 母川        | 6   |       |
| 日         | 8   |       |
|           |     |       |

備に迷走しつつあり」と述べている。

本市の町内会が新規編成により整備されたのは、昭和一六年に入つてからであるが、「町内会の区域は從来の町總代管轄区域」とし、名称も「其の町名を冠する」とこととしたため、それが混亂はなかつたと思われる。

いま当時の組織状況を詳細する資料はないが、残存する資料から推計すると第1表のようになる。

町内会設立時の町總代が一一〇名であったことを考えると、一三町内会が増加しているが、これは、制度改正に伴つて「戸数の多少により分割（若しくは合併）して町内会区域を定める」ことができるとした結果の増加と考えられる。

このように設立時は国民学校地区軍位に一三連合会、町内会数は一二三であった。また、一つの町内会のなかには數個以上の隣保組があり、市内全域では一九〇〇以上の隣保組が組織されていた。一つの隣保組は一〇戸内外の家があつまつてつくられていたが、これは日中戦争勃発後にはじめた国民精神総動員運動や、大政翼賛運動における国民動員の末端組織として機能すると同時に、防空演習のさいもっととも活動しやすい家庭防火活動の単位として位置づけられていた。一六年当時、市内相川国民学校地区和田町町内会にそれをみると、当町内会は戸数六四戸・総人口二五五人、新市域のため比較的小規模ではあるが、第一隣保組から第六隣保組までに編成され、一つの隣保組の平均は一〇・六戸となつており、一戸内外の指導はかなり徹底していたことがわかる。

やがて、戦争の激化とともに町内会は、国の行政の末端機構として、次第にその機能を拡充していく。本市では一八年一月、市民

経済の安定を図るため消費經濟部を設けたが、各町内会にもこれを設けさせ、配給機關との連絡、割当配給制度の運用、生活必需物資の需要量の調査などの配給事務を行わせることとした。また、同年四月納稅施設法が施行されたのに伴い、納稅組合も町内会を中心に関保づけられ、七月には隣保勤労婦団隊も編成されている。

そして、一八年三月二〇日の地方制度改正によつて、從来、内務大臣の訓令のみに根柢をもつていた町内会・部落会に関する必要な規定が設けられた。

それは

(1) 市町村長は、町内会・部落会等の財産及び経費の管理並びに区域の変更に關し必要な措置を講ずることができること

(2) 市町村長の許可を得た場合に町内会・部落会等は自己名義の財産を所有できること

(3) 市町村長は町内会・部落会等に対して市町村長の事務の一部を援助させることができること

この事態を法的に追認したものであった。

ところで、戰時体制確立の國の施策を徹底させる最下部組織として町内会のはたす役割は決定的であった。市民は居住地において町内会・隣保・隣保の組織によつて、重慶生活物資配給、防空訓練、勤労奉仕への動員、國債の割当消化、國民貯蓄、出征兵士の歓送、警察情報の提供など、市民生活のあらゆる側面にわたつて、協力を見てみたい。





その前に、ここで若干資料の概要にふれておきたい。同文書の最大の特徴は、戦時行政末端のいわば受け手の場で残されていたものであり、加えて、後日はもとより当時でもさほど重視されない様な、一片の案内状やチラシに至るまで丹念に綴り込まれているため、戦時下という特殊な社会状況下において、町内会が市民日常生活にどのようにかかわっていたかを知るうえで、有効な資料であることがある。また、町内会の変遷を、特に戦時中のそれをみるとえでも貴重な存在であり、本稿でも資料のよりどころとした。

同文書は、町内会長の役職を主としたその他の兼務する役職宛に発送されたものである。先ず、当町内会長の社会的属性を收受文書の宛名によってみてみよう。町内会長以外の役職として、衛生組合長、日本赤十字社分団長、大政翼賛会支部常務委員、防空部長、市内在郷軍人分会長、耕地整理組合評議委員、勤労奉仕主任長、農林水産産業委員など、八つの肩書きをみることができる。一般に、戦前の部落・町内会長の社会的属性は、旧地主を典型とする名望有力者が多く、農村的性格が強かった当町も同様といえる。即ち、当家も討論を務めるなど所謂名望家としての地位にあった。

次は、発信者別にみてみよう。第2表がそれである。同表は、町内会が受けた文書を内容ごとに分類し、発信者別に一覧したものである。これを見ると、一五年から一八年にかけ約二年四ヶ月の間に送付された文書の合計は、一四五八通である。つまり、月平均五二通、日平均二通平均の文書が町内会へ発送され、町内会長はそれを受け、關係を通じて「上意下達」をしていくことになる。

発信者はおよそ六〇機関（人）に及び、国・県・市などの行政機關をはじめ、軍事、司法、警察、財務・金融等の各機関や、各小売

商店組合、各種団体など、国の行政の末端機構とした、町内会の仕事の広がりを示している。当然のことながら、発信件数の多いのは、甲府市長名及び市役所各課からのもので、全体の約六五%を占めている。そのなかで、翼賛会については、多くの町内会の会長や市区町村長が都市区町内会支部長に就任していたことでもあるが、本市においても市長が、大政翼賛会支部長、翼賛選舉成会員、統後後援会長などを兼務していた。

六〇内外の機關（人）から、通知・依頼・指令などの形態をとつて発せられたこれらの文書は、第2表に示した項目別分類状況でも凡そかがわせてくれるよう、戦時中の町内会の位置づけと、行わせた仕事を教えてくれる。ではつづいてその内容をみてみよう。

政治の項に分類したものは、政治一般七〇、市会一二、大政翼賛会九一、町会・常会一三七など計三一〇点の文書であるが、興味深いものに時局講演会の開催がある。時局認識徹底、戦意昂揚などをねらいとして、町内会長・隣保組長に聽講を呼びかけているが、その案内状から実施状況を整理してみると第3表になる。一六年から一八年にかけて少なくとも一七回の講演会が開催されている。

参考までに、案内状のなかでこの時代の象徴的なものを一つ挙げておこう。

一七年四月一六日付で甲府警察署名を以て各町内会宛に発せられた文書がある。

表題は、「選舉選舉實徵運動講演会三回スル件」。内容は、「……各町全員應講相成度一般ニ御周知ノ上出席御手配相成度御依頼申候也」と、第3表※印への出席を呼びかけている。

これらの資料は、戦争遂行への徹底した思想統制と翼賛体制の確

第3表 時局講演会開催状況

| 実施日        | 内 容                  | 主 催                       |
|------------|----------------------|---------------------------|
| 昭和16.7.25  | 時局講演会（国際情勢と経済）       | 山梨県<br>県、甲府連隊司令部          |
| * 16.7.30  | 大政翼賛時局大講演会           | 大政翼賛会山梨県支部                |
| * 16.8.27  | 講演会「厚生事業と方面委員」       | 甲府市                       |
| * 16.9.10  | 翼賛社年講演会              | 甲府市翼賛社年会                  |
| * 17.1.10  | 国民精神昂揚講演会「時局と国民の覚悟」  | 大政翼賛会山梨県支部<br>相川地区町内連合会ほか |
| * 17.3.1   | 大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹大講演会    | 大政翼賛会・山梨県                 |
| * 17.3.11  | 翼賛選挙貫徹運動講演会          |                           |
| * 17.4.17  | 講演会「国際恩怨とニダヤ問題」      | 山梨県・大政翼賛会山梨県支部            |
| * 17.10.17 | 米英軍艦海外特派員講演会         | 大政翼賛会甲府支部                 |
| * 17.10.29 | 「米国の内情を聞く」「英國の正体を発く」 |                           |
| * 17.11.22 | 講演会（地方計画具体化に関する諸問題）  | 甲府翼賛市政会                   |
| * 17.12.2  | 米英撃滅一億戦場精神昂揚講演会      | 翼賛会・同甲府支部・翼賛政治会・情報局       |
| * 18.2.19  | 都市資源利用大講演会           | 甲府市・翼賛会山梨県支部・同甲府支部        |
| * 18.3.2   | 陸軍記念日 米英撃滅大講演会       | 大政翼賛会・情報局                 |
| * 18.5.24  | 海軍報導班員全国講演会          | 山梨県・海軍協会山梨県支部・甲府市         |
| * 18.7.7   | 戦意昂揚県民大会             | 山梨県・翼賛会県支部・甲府市・甲府連隊司令部    |
| * 18.7.14  | 戦意昂揚大講演会             | 山梨県・翼賛会県支部                |

第4表 町内会文書の内容例—その1—

| 日 付         | 題 名                      | 発 信             | 受 取    |
|-------------|--------------------------|-----------------|--------|
| A 昭和16.4.10 | 町会常会並職保組ノ活動状況二閑スル件       | 甲府市長新海栄治        | 各町内会長  |
| B * 16.4.10 | 実践申合事項                   | 相川学校地区町内会連合会員一同 |        |
| C —         | 昭和16年度甲府市国民貯蓄增加目標額各町内担当表 |                 |        |
| D —         | 昭和15年度市民税賦課調査(内・和田町分)    |                 |        |
| E * 16.4.11 | (出征兵士への手紙)               | 和田町内会長・副会長      |        |
| F * 16.4.11 | 応召兵士歓迎ニ閑スル件              | 相川出張所           |        |
| G * 16.4.11 | 本社通常総会ニ閑スル件              | 日本赤十字社山梨支部      | 各分区    |
| H * 16.4.11 | 救護員帰還ノ件通知                | 日本赤十字社山梨支部      | 町会長ほか  |
| I * 16.4.11 | 救護員出勤ノ件通知                | 日本赤十字社山梨支部      | 町会長ほか  |
| J * 16.4.12 | 第2回一般用綿製品配給ニ閑スル件         | 甲府市長新海栄治        | 和田町内会長 |
| K * 16.4.12 | 昭和16年度国債事変債券消化目標額三閑スル件   |                 |        |

立を、町内会・隣保組を通じた強力な集中によって行った一端を示すものと云えよう。そしてこのような事例は枚挙にいとまがないのである。

武井家文書は、ほぼ通知された日付の順に綴られている。今度はそのなかから数日間をとり出してみた。第4表がそれである。ここに挙げたものは、一六年四月一〇日から一二日まで、同文書では比較的最初の時期のものである。頭に付した記号により簡単に内容についてみると、Aは、活動状況の報告を求められたものであるが、報告書の控はない。ただ、次のBが関連するもので、報告書に添付したものである。申し合ひせ事項として次を掲げている。

一、時局下国民の義務を果す為本年度貯蓄増加目標額を定めて力強く其の第一歩を踏み出し必ずこれを達成いたしませう。

二、食糧増産と節米とを鉄道国民の道として徹底的に励行いたしませう。

三、戦時下国民に相応しい経済生活を確立いたしませう。

なお、この文書の次葉に便せんにメモしたものがあり、やはり申

し合ひせ事項として、

一、連合会ノ定期例会毎月八日二行フ事

一、時間勵行ヲ厳守スル事

一、各種集会ノ場合活ヲ要スル時ハ一人一舍以下ノ事

一、益ノ交換ハ全廃スル事

一、葬式ノ際ハ香火返ツ全廃スル事

と、記されている。

次のことは、昭和一六年度、甲府市に割当てられた国民貯蓄目標額二一七〇万円の各町内会割当額である。これを見ると相川学校地

区全体に、三四万八一〇〇円が、そのうち、和田町内会には二万四九〇〇円が割当てられている。なお、備考欄には「一戸平均四六二円九〇錢」とある。

（2）  
Jは、和田町分市民税納稅義務者の等級及び税額一覽表で、三〇等一七円から四九等五〇錢まで、六二名が記載されている。

Eは、宛名はないが、文面から、町内の近況を出征兵士に伝える手紙であろうか。文中に、町内会の状況が記されているので、その部分を紹介しておこう。

—今回甲府市に於ては町内会規則を制定致し町長代、町副總代の制を廢して、町内会長、町内副会長とし、其の外幹事、隣保組長を置く事に相成候依て和田町内を六つの隣保組に分ち、一組に幹事と隣保組長とを各一名設け候。而して町常会は毎月五日、隣保会は七日に開き、町常会には町内会の社員參集して町内重要事項は總て此の際相談する事と相成候又隣保会は之を受けて報告、協議等をなし又砂糖マツチ、脱脂綿、手拭等の日用品もなるべく此の際配給する事と相成、町内和氣謹々裡に統後を護り居り候。問何卒御安心成一意専心御奉公被成度懇願仕り候。

送出人は、町内会長と町副會長の連名になつていて、Fは、連合会内会区域出征兵士の見送り周知である。

Fは、甲府市への国債、事変債券消化目標額二一七万円に対する、各町内会目標額の割當である。購入標準として、五〇円国債一枚及び事變債券（府若債券、報國債券）三〇円程度を消化すること、とあり各戸平均八〇円以上の国債、事變債券の消化を勧奨している。

ここに挙げたものは、わずかに三日分であるが、町内会の仕事の質量をかいまみることができる。町内会長は、これらの任務を遂行

第5表 戦時国債の消化と貯蓄に関する文書例（昭和16年）

| 日付      | 題名                                  | 発信             | 受取                       |
|---------|-------------------------------------|----------------|--------------------------|
| 16.4.28 | 国債事変債券購入方勧奨ノ件                       | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 5.20    | 国債事変債券消化実績報告ニ関スル件                   | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 6.24    | (支那事変貯蓄債券ニ関スル件)                     | 日本勧業銀行<br>甲府支店 | 町内会長                     |
| 7.23    | 国債並各種債券購入状                          | 甲府市郵便局長        | 町内会長                     |
| 8.12    | 支那事変国債発行ニ関スル件                       | 甲府市長 新海栄治      | 町内会連合会長                  |
| 8.26    | 支那事変国債購入方ニ関スル件                      | 甲府市長 新海栄治      | 町内会長 外<br>(甲府市長)         |
| (8)     | 昭和16年国債購入割当                         | (甲府市長)         |                          |
| (8)     | 国債並に債券購入割当                          | (甲府市長)         |                          |
| 9.5     | 第23回支那事変国債消化実績報告方ノ件                 | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 9.13    | 第23回支那事変国債消化実績報告方督促                 | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| (9)     | 支那事変債券銀行預入控                         | (甲府市長)         |                          |
| 9.29    | 「戦費と国債」展覧会開催之件                      | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 10.20   | 国債並事変債券購入勧奨方ニ関スル件                   | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| (10)    | 国債事変債券消化運動ノ徹底ニ関スル件                  | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| (10)    | (支那事変債券の消化について)                     | 東京財務局長<br>松山宗治 |                          |
| 11.12   | 説教本「戦費と国債」送付ニ関スル件                   | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 11.14   | 報国債券購入方勧奨ニ関スル件                      | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 11.25   | (国債ノ消化成績ノ向上ヲ期シ度旨ノ印)<br>(別物購保組へ配布依頼) | 甲府郵便局          | 町内会長                     |
| 12.1    | 国債発行についての通知                         | 甲府郵便局長         | 和田町内会長<br>武井 静           |
| 12.8    | 国債、債券割当消化ニ関スル件                      | 甲府市長 新海栄治      | 和田町内会長                   |
| (12)    | (第25回貯蓄債券<br>(第11回報国債券等販出の旨通知))     | 東京財務局長<br>松山宗治 |                          |
| 5.20    | 貯蓄継続ノ勧行勧奨ニ関スル件                      | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 5.28    | 昭和16年度我家ノ貯蓄成績表ニ関スル件<br>通牒           | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |
| 6.17    | 郵便貯金制限額引上ニ関スル件                      | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長<br>貯蓄組合            |
| 7.2     | 支那事変第四周年記念国民貯蓄奨励行事<br>ニ関スル件         | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会連合会長、町内会長            |
| 7.11    | 百三十五億貯蓄強調週間実施ニ関スル件                  | 甲府市長 新海栄治      | 町内会連合会長<br>外2            |
| 7.21    | 支那事変記念貯蓄行事                          | 甲府市長 新海栄治      | 武井 静                     |
| 8.14    | 貯蓄確保ニ関スル件                           | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会連合会長、町内会長            |
| (8)     | 百三十五億貯蓄強調週間実施状況報告                   | 甲府市長 新海栄治      |                          |
| 9.16    | 国民貯蓄確保運動実施ノ件                        | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会連合会長、町内会長            |
| 10.4    | 定額郵便貯金ニ関スル件                         | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会連合会長、町内会長<br>国民貯蓄組合長 |
| 10.28   | 郵便年金普及強調運動実施ニ関スル件                   | 甲府市長 新海栄治      | 町内会長                     |
| 11.25   | 貯蓄実践強調運動ニ関スル件                       | 甲府市長 新海栄治      | 各町内会長                    |

するにあたっては、強固な思想性と相当な事務的・行政的能力を必要とされていたであろうし、また物理的にも多忙を極めたことであろう。しかし隣組を通じてそれを消化する一般市民にとっては、なおさら負担は大きなものであった。そのことは以下にみることからも想像するに易い。

前表K、戦時国債の消化と貯蓄に関するものは、第2表、財政の項目でみるとおり一〇〇件を超えており、その内一六年について、表題を一覧したのが第5表である。

ここにみられる戰費開達のため発行した戦時債券は、昭和二年支那事変勃発以降、支那事変公債（九月）、割増金附貯蓄債券（一月）が発行され、翌一三年には、最初の支那事変国庫債券と支那事変特別国庫債券（一〇円券新設）とが発行されるなど公債の発行が膨張していき、大東亜戦争開始以降、債券は「大東亜戦争」にかわり一七年一月には最初の大東亜戦争国庫債券が発行されている。そしてこれら乱発された公債類は郵便局などで売られるとともに、県・市を通じて先に挙げたように町内会・隣組へ割当られ購入が勧告されていたのである。また国民貯蓄は、国の戰事財政をまかなうため公債と並行して強力に呼びかけられていて、国民貯蓄・感謝賄蓄・記念貯蓄といった名目で、町内会などを通じ各戸に貯金を強制していた。この貯蓄性預金は、その後一八年には普通銀行にも兼營されることになり、その預金勧誘はすさまじいものであった。

統計では、戰時下の市民生活に決定的な影響を及ぼし、また町内会の重要な仕事であった配給についてみてみよう。第2表の分類でみると、食糧配給二二二、日用品配給六二、購入券配布三七と文書点数でも最多である。そこで、食糧に係るものを見ると、重複をさ

けていくつか挙げてみた（第6表）。但し、一八年は六月分をすべて挙げたが、これは一ヶ月単位の参考としたまでである。

配給については、昭和一五年六月一日、六大都市で砂糖・マッチ子の切符制を実施したのにはじまり、本県でも八月、木炭・マッチ砂糖が切符配給となった。同年中には、乳製品・地下足袋が配給制となり、一六年には衛生綿・ガーゼ・米穀・小麦粉・酒・食用油・菓子・他が、さらに一七年には、塩・衣料品・味噌・醤油・石鹼・薪・他が、そして一八年には水・洋傘・ろうそくなども順次、切符による配給制となつた。また米穀（一六年四月）、衣料品（一七年二月）についても配給制がとられ、これら食糧品・衣料品、その他の生活必需品は、一七年一〇月以降はすべて町内会・隣組を通じて配給することになり、一八年には、市及び町内会に設置した消費経済部によって、配給事務を行わせるようになった。こうした配給制度は、町内会を通じて行ったことにより、市民の台所と胃袋を、日常の場で管理することになり、その結果、町内会はいっそう市民とのかかわりを強め、定着していくといえる。

町内会の仕事は、これまでに挙げたもの以外にも、実に多分野にわたっている。一部の表題を抽出した第7表を通しておおよそ内容の把握が可能であるが、目を止めるもの数点を原文書をまじえながら紹介しておこう。なお、表7※印は具体例を巻末に示した。（1）は、当時の食糧事情を伝えてくれる次のような文書である。

厚発第八一二号

昭和十六年十一月二十日

甲府市長 新海栄治

第6表 食糧配給に関する文書例

| 日付        | 題名                             | 発信                | 受取   |
|-----------|--------------------------------|-------------------|------|
| 16. 9. 18 | (菓子配給ニ関スル件)                    | 甲府菓子小売商組合         | 町内会長 |
| 9. 20     | 医療用米配給ニ関スル件                    | 甲府市長              | 町内会長 |
| 10        | 家庭用食用油購入券送付ノ件                  | 甲府市長              | 町内会長 |
| 10        | 家庭用砂糖購入券送付ノ件                   | 甲府市長              | 町内会長 |
| 12.22     | 正月用糯米配給ニ関スル件依頼                 | 新海甲府市長            | 町内会長 |
| 12.26     | 家庭用瓶詰通帳送付ノ件                    | 甲府市長              | 町内会長 |
| 12.26     | 註、煙配給券送付ニ關スル件依頼                | 甲府市長              | 町内会長 |
| 17. 6. 6  | (鷗卵特配給券ニツイテ)                   | 甲府鷗卵小売商組合         | 町内会長 |
| 6.20      | 6月分味噌醤油用特別加算塩配給ニ<br>關スル件       | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.22      | 漬物用米結ノ配給ニ關スル件                  | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6         | (馬鈴薯購入ニ付通知)                    | 甲府市鶴町 山梨県中央青果統制市場 | 町内会長 |
| 7.14      | 家庭用澱粉(片栗粉)配給ニ關スル件              | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 7.14      | 孟蘭盆用醤油特別配給ニ關スル件                | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 7.14      | (大豆配給ニ關スル件)                    | 甲府織紋小光組合          | 町内会長 |
| 9. 9      | 小麦粉及乾麵配給ニ關スル件(速)               | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 10.10     | 10月分家庭用酒配給受持業者数量通<br>知         | 甲府酒類小売商業組合        | 町内会長 |
| 10.23     | 病人用水飴配給ニ關スル件                   | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 18. 6. 1  | 五月分菓子配給ニ關スル件                   | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6. 4      | 米・麦ノ消費世帯数及其家族構成員<br>数等ニ關スル調査ノ件 | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6. 7      | 飯米代替家庭用小麦粉配給ニ關スル<br>件          | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6. 8      | 落花生配給ニ關スル件                     | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.10      | 飯米代替家庭用乾麪配給ニ關スル件<br>(地区表付)     | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.11      | 海苔配給ニ關スル件                      | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.15      | 鳥糞懸用米砂糖配給ニ關スル件                 | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.15      | 6月分家庭用砂糖配給ニ關スル件                | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.28      | 特配用飯米販売所変更ニ關スル件                | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.28      | 家庭用片栗粉配給ニ關スル件                  | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6.30      | 混食用馬鈴薯第一次配給ニ關スル件               | 甲府市長 新海栄治         | 町内会長 |
| 6         | 家庭用鷗卵配給表                       | 甲府鷗卵小売商組合         | 町内会長 |
| (6)       | 6月分家庭用酒配給ニ關スル件                 | 山梨県酒類小売商業組合       | 町内会長 |
| (6)       | 小麦粉配給所擔任地区表                    | 甲府小麦粉小売商組合        | 町内会長 |
| (6)       | 米麥消費世帯数及其ノ家族構成員數<br>等ニ關スル件調査要領 | (甲府市長)            |      |

第7表 町内会文書の内容例—その2—

| 日付      | 題名                    | 発信                        | 受取                 |   |
|---------|-----------------------|---------------------------|--------------------|---|
| 16.3.29 | 週報並写真週報ノ普及方ニ關スル件      | 甲府市長 新海栄治                 | 各町内会長              |   |
| 4.24    | 昭和16年度国民体力検査被管理者調査ノ件  | 甲府市長 新海栄治                 | 各町内会長              |   |
| 4.26    | 有職者有職者死亡ノ場合はケル報告ニ關スル件 | 甲府市長                      | 各町内会長              |   |
| 4.28    | 昭和16年度ニ於ケル金集申運動ニ關スル件  | 甲府市長 新海栄治                 | 各町内会長              |   |
| 5.26    | 犬皮紙納ニ關スル件(集大掃除及日割交付)  | 甲府市長 新海栄治                 | 各町内会長              |   |
| 6.13    | 応召兵士款送ニ關スル件           | 相川出張所                     | 武井 静               |   |
| 7.26    | 砂糖及びマッチ購入券送付ノ件        | 甲府市長                      | 各町内会長              |   |
| 7.28    | 家庭用灯購入券送付ノ件           | 甲府市長 新海栄治                 | 町内会長               |   |
| 8.27    | ミシン調査ニ關スル件            | 甲府市役所                     | 町内会長               |   |
| 9.25    | 射撃実施ニ關スル件             | 相川出張所                     | 町内会長               |   |
| (4)     | 11.20                 | 市立遊亀公園池養鯉充電ニ付周知方ノ件        | 甲府市長               | 町内会長  |
| (同)     | 12.8                  | 決勝体制下ニ於ケル市民決意ニ付通牒         | 甲府市長 新海栄治          | 各町内会長   |
|         | 12.15                 | 第二期民間金属類特別回収実施ニ關スル件       | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
| (5)     | 17.1.28               | 衣料切符送付ニ關スル件               | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 2.20                  | 衛生統計入勢配布ニ關スル件             | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 3.23                  | 生活必需品特別購入通帳送付ニ關スル件        | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 8.17                  | 7月分家庭用石鹼留定配給ニ關スル件         | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
| (6)     | 9.7                   | 慰問袋募集ニ關スル件                | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
| (7)     | 昭和17年度と町内会予算書         | 和田町内会                     | 町内会長               |   |
|         | 18.1.8                | 現行通貨ニ非サル貨幣ノ回収ニ關スル件        | 甲府市長 新海栄治          | 各町内会長   |
|         | 1.18                  | 入管、入団兵社行会臨場方案内            | 甲府市相川青年 女子青年団長     | 武井 静  |
|         | 1.22                  | 慰問袋募集ニ關スル件依頼              | 甲府市統後奉公会会長 新海栄治    | 各町内会長   |
|         | 3.12                  | 軍需遮断供木運動ニ關スル件             | 山梨県知事多湖実夫          | 町内会長  |
|         | 3.30                  | 消費経済部設置報告ニ關スル件            | 甲府市役所              |   |
|         | 4.2                   | 軍需育成協力依頼ノ件                | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 4.20                  | 「ヒマ」種子送付ノ件                | 大政翼賛会甲府 支部長 新海栄治   | 各町内会長   |
|         | 4.22                  | 定期常会開催ノ件                  | 相川学校地区町内会連合会長 保坂 茂 | 常会構成員   |
| *       | (5)                   | 講保組回覧板(資源動員運動について)        | 山梨県甲府市             |   |
|         | 5.13                  | 昭和18年度会費徵收ニ關スル件依頼         | 甲府市統後奉公会会長 新海栄治    | 各町内会長   |
|         | 5.14                  | 忠靈緑遷ニ關スル件                 | 甲府市長 新海栄治          | 所屬市会議員<br>在職選入会会員<br>各種団体長<br>所屬国民学校長<br>沿道町内会長 |
|         | 5.28                  | 臨時町内会長会議並消費經濟部長懇談会開催ニ關スル件 | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 7.5                   | 藏刀家調査依頼ニ關スル件              | 大政翼賛会甲府 支部長 新海栄治   | 各町内会長   |
|         | 7.5                   | 一般家庭用木炭配給基準変更ニ關スル件        | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 7.6                   | 町内会長会議開催ニ關スル件             | 甲府市長 新海栄治          | 各町内会長   |
|         | 7.26                  | 第一回家庭用ベケツ配給ニ關スル件          | 甲府市長 新海栄治          | 町内会長  |
|         | 8.5                   | 警報用「ナイレン」試験試験ニ關スル件        | 甲府市長 新海栄治          | 各町内会長   |
|         | 8.16                  | 勤労報回収結果成ニ關スル件             | 大政翼賛会甲府 支部長 新海栄治   | 町内会長  |

※印は、注末に参考資料を提示した。

市立遊亀公園池養鯉充附二付周知方ノ件  
時局下食糧増産ノ一翼トシテ本市遊亀公園池ニ於テ飼育ノ成長地  
ヲ食肉魚介類不足ノ糾結一般市民ノ食糧ニ供シ得ル様左記ニヨリ  
小売可致ニ付陳保組ヲ通ジ御都内ニ周知方御配意相頃度及御依頼  
候

追而一口ニ満クザル小口希望者ハ陳保組等ニ於テ希望数量取扱  
メ一口トシテ申込ノ方法等モ便宜ト被存候ニ付申添候

#### 記

##### 一、売捌ノ場所及日時

場所 市立遊亀公園事務所

日時 十月二十八日（金曜日）二十九日（土曜日）三十

日（日曜日）ノ三日間、但シ雨天順延ノコト

毎日午前十時ヨリ午后三時迄

##### 二、一口ノ限度及売捌価格

一口ノ限度ハ二貢以上五貢勿未満トス

売捌価格ハ百匁ニ付金三十八銭トス

##### 三、売捌方法

希望者ハ当日現場ニ於テ現金引換ニ現物ヲ引渡スヘクニ

付適當ナル容器（バケツの類）持參ノ上所定時間内ニ來  
園申込ノコト。但シ申込数量が予定販賣ヲ超逸シタル場  
合ハ売止トス

以上

（付）は開設當日付で發せられ、これといつしょに、「防空実施開始  
命令ニ關スル件（通知）」がある。  
（付）は、前線將兵に対する慰問袋の提出の呼びかけであって、一六

年には甲府市全体で、一万二千個の慰問袋が割当てられている。慰  
問袋の中身は、錢詰類（主として果実類）、甘味品、紙製菓  
物（餅等）、新聞雑誌、その他日用品類などで必ず慰問文を封入し、  
一個の單価は二円程度で調整することとしてある。これが一七年に  
は、各町内会への割当では、割当て個数（著しく増加した）に相当  
する金額（一個一円五〇銭）を負担することにかわっている。

（付）をみると、當年度和田町会の予算額は一三七〇円。内訳は収入  
の部が、補助金四〇円・寄附金五〇円・雜收入三〇円・町内会員負  
担金一二五〇円。負担金の内訳は不明であるが、一七年度の連合會  
予算にみる戸數は六一戸とあり、單純に一戸当たりで算出すると、負  
担金の割合は二〇円強となる。一方の支出の部は、事務費三〇円・  
事業費六九〇円・社社費一〇〇円・慶弔費二〇〇円・補助費五〇  
円・連合會費四〇円・奨学費二五〇円等の節があり、事務費のなか  
は、警防費・衛生費・教化費・軍事協力費・土木費などの細節に分  
かれている。

また、相川国民学校地区町内会連合会の同年度予算は、七二六円  
九二銭である。歳入の大半は金費によるもので、余下の金六八三戸  
から一戸当り七〇銭を徵収している。

以上ここまで、武井家文書を中心にして資料の紹介を兼ねながら、  
当時の町内会のはたした役割をさくづきながら、町内会が発信した  
文書（七二点）まで含めると一五二九点の資料に内在している。ほん  
の一端しか汲み出していない。しかしながら、すでにいくつかみて  
きたように、國→県→市→町内会・陳保の太い血管を通して世界に  
も類をみない戦時体制が確立され、町内会はそこで支配組織の末端  
部分を構成し、重要な機能をはたしていたことを知ることはできる。

## GHQ(連合国総司令部)による町内会の廢止

昭和二〇年七月六日の空襲は、市域の七四%を焦土化し多数の死者を出した。大戦突入以来、非常事態に備えて市内の町内会機構に整備し、防空、防火、救護などに臨機応変の措置がとれるようになら、避難訓練あるいはその大がかりな演習、防空壕づくりなどの態勢を警防団、国民義勇隊などとともに備えてきた機運も、大規模な空襲の前にはさしたる効果もなく猛火にさらされるとこととなつた。

この空襲直後の町内会の状況を、新聞などによってみてみよう。

罹災状況の調査においては、被害のひどい湯田地区や駿河した市の中央部では、町内会長が消息不明という様な事態も生じ町内各戸の調査は警防団によって行われている。しかし七月一〇日には、市の食糧対策において、町内会長による世帯人員調査が行われるとともに、一括配給券(米一人当り五キロ、味噌二〇匁、醤油七匁)五日分が、町内会長を通じ迅速に手配され、また配給その他で、市と町内会長の連絡が円滑でなかつたが、町内会役務所や代理者なども数日後には決つて、町内会運営も順調化の見込みが立つたとある。<sup>(2)</sup>

罹災直後の市の主な任務は、第一に食糧の配給、第二に死体処理、第三に避難者の救援=罹災証明の発行であったが、このうち特に食糧の配給については、町内会長に世帯票作成をゆだね、現住世帯人口を確認せしめるとともに、町内会長の責任において家庭用配給物資購入通帳の発行を行わせている。

職災から行政へと統く時流のなかで、町内会の役割は一変した。庶民からの復興については、行政の側も町内会の協力を必要としている。

いた。即ち罹災状況の調査をはじめ、町内会各区域に居住している者の世帯・人口調査、罹災証明の交付や食糧の配給など、戰時行政の末端組織から敗戦後は復興のための協力組織へと専美上変化したものである。

しかし中央ではこの町内会について、政府とGHQ=連合国総司令部では考え方方が対立していた。政府の立場は、町内会は今後民主化された制度の下に地方公共の共同目的達成のために大いに活動すべきであるが、一方、國政の末端組織としてもいぜん活躍する必要があるという考え方であった。

これに対し、当時のGHQは、連合国総司令部民政局報告書のPolitical Reorientation of Japanのなかで、次のようにみている。「占領開始時、地方行政は六つの行政機関の機関により運営されていた。これらの機関は、日本国民にその多くは不合理で、繁雑で、奴隸的性格を有する歴史的負担や義務を課し、國民の権利と生活を支配していた。」

この六つの機関として、都道府県と市と町村の三つと、隣組と町内会、部落会及びその連合会の三つを挙げている。

後の三つの機関については、さらに次のように述べている。

「これらの三つの機関は、住民と市町村との間に介在していた。この組織は、(1)隣組(八から十五の世帯が強制的に組織されたもので、この体系の最初の段階をなす単位である)、(2)町内会および部落会(一〇戸の隣組が強制的に組織されたもので、第二の段階をなす単位である)及び(3)町内会または部落会の連合会(一〇〇戸の町内会の組織で、第三のそして最後の段階をなす単位である)」の三つの縦の統合によって形成されていた。連合会は、一

般的に大きな都市で形成されており、町や村には見当ならない。この組織は、じつに巧みに作られており、権限と支配の系統は、直接に中央政府とくに内務省につながっていた。住民会体に対し宣伝し、訓戒し、命令し、組織化する場合におけるこの組織の適切性及び有効性は、まさに著目的なものであった。中央政府が人民の一層強力な戦争努力を期むとき、如事は、市町村長に命令し、市町村長は、各人の生活を支配しているこの三つの組織の長に命令した。

「この組織によって、日本国民の個人的生活、活動、さらに思想さえも一握りほどの中央政府の官吏によって有効かつ完全に支配されてしまった。この組織により、中央政府官僚から各家庭、各個人にいたるまでの命令系統が設けられ、下部から中央政府にいたる情報網が設けられた。表面上は、この組織は自発的結合にもとづいているが、非国民と呼ばれることによって受けた警察から、の貧困、生活必需品を絶たれるかも知れぬという陰然たる脅威そのほか一般的な報復がおそろしいので、結成するしないの選択の自由は、存在しなかった。戦争中、大政翼賛会がおもにこの組織の支配権を握り、国民に大政翼賛会の方針を宣伝するとともに国民を大政翼賛会の傘下に確保するためにこの組織を利用した。

憲保團は、市町村の執行機關の代行機関としても十分に利用された。多くの場合、長にはボスがなった。このような長は、公共精神に欠けており、構成員の困窮には無関心であり、多くの場合においてその地位を利用して地方的な暴君となつた。かれらは、大政翼賛会、思想警察その他の抑圧の機關の役にたつた。彼らは過去において監視と組織化に没頭していたのみでな

## 町内會と同様に

### 隣組も廢止される

配給機構切替えまで自治運営

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

近畿の近畿、西日本地方

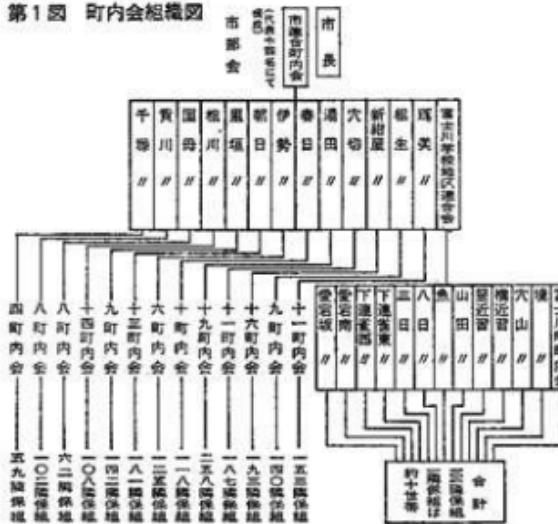
町内會の廢止を伝える山日新聞の記事 (S 22.3.26)

く、彼等の多くは、地方選挙を支配し、あるいは自分の官職のために、派閥を作り組織を作った。このような人々は、地方行政の民主化を成功させるために非常に危険な存在である。」

このように、GHQは、軍閥主義体制の私利・民主化体制の確立のためには地域末端においても改革する必要があり、それをなすうえで町内會は危険な存在であると考えていたのである。

やがて町内會は連合国總司令部の命令によって廢止されるところとなるが、それ以前、本市においては二年一二月一日、住民の意

第1図 町内会組織図



廃止直前(昭和22年3月31日現在)の甲府市町内会の組織(市制60年誌より)

志を反映した民主的町内会の再出発を願つて、町内会長の選挙を実施した。ところが、翌年の年頭に公布されるはずの勅令案の規定に基づく選挙方法に相違しているとの理由で、内務省から選挙無効の判定が下されてしまった。この時の町内会長公選は、全市的に投票率が高く、棄権は各町平均一割程度でしかなかった。しかし当選者の中からは辞任が続出し、新人町内会長二名が当選したもの、

当時の新聞では「新人の選出は案外少なく依然として町内の顔役的當が高く、棄権は各町平均一割程度でしかなかった。しかし当選者の中からは辞任が続出し、新人町内会長二名が当選したもの、」と記載されている。この新聞記事は、選挙無効の判定が下された後であるが、選挙結果が公表された段階でのものである。

人物が多かった」という状況であった。

市では当初、町内会長の公選に引き続き、翌1月10日には隣保組長の公選をも実施する考えで準備をすすめていたのであったが、この間、政府とGHQは、町内会・部落会の廃止をめぐって意見をたたかわせていたのである。GHQの激しい態度は変らず、ついに政府も廃止することを閣議決定するに至った。二二年一月二二日、内務省は、町内会・部落会の整備を命じた昭和一五年内務省訓令第一七号を廃止するという形式をとつて訓令を発した。

本県では二二年一月三〇日、内務部長名で、町内会を廃止し配給事務をのこして他の一切の町内会事務を市に移管するよう通達した。廃止の期日は準備期間をおき、同年四月一日とされた。

当時、町内会の廃止についての反応を示すものとして、一隣組長の話を紹介しておきたい。

#### 隣組の廃止につき市内東青沼町の某組長談

世話人制度から隣保組長となり戦争の終るまでの隣保組長の負担は實に重かった。それだけの消耗だ、貯蓄だと、上からの強制割当でたくさんの上に、勤労奉仕の労力まで割当てられ、和合協力すべき組員とつねにケンカごとで、それが因となって酒や煙草や一般物資の配給までとかく組内の空気が角張って円滑を欠き、その度毎に家庭不和まで起した組長などもあつた。終戦は殆ど配給組のようなものとなつたが、それでも古い隣組概念が残されていて、組長になる者の気苦労は、非常に多かつたわけで、今度隣組が廃止されると聞いてほつとした、然し永年の惰性もあり、

隣保組が廃止されたからといって早急に理想的の自治組織を持つことも困難だろうし、物質的配給その他の運営も難しいが、隣近所が協力し合って行けば従来の隣保組のような困苦しい気分からは解放され明るくなるだろう。

（『山梨日日新聞』昭和二二・三・二六）

こうして、町内会は四月一日をもって廃止されたのであるが、その後、四月五日に行われた、知事、市区町村長の選挙の際に廃止されたはずの隣組及び町内会等の役員が、旧組織と旧会長等の地位を利用して選舉運動を行った例が全国的に発生した。このため内務省は、次官通達で町内会廃止の趣旨をさらに徹底させる旨通知した。本県では四月二一日、内務部長名で次の文書を各市町村長宛に発している。

地発第二一〇号

昭和二十二年四月二十一日

各市町村長殿

内務部長  
町内会、部落会若はその連合会又は隣保組等の旧組織について

首題の組織については、本年一月三十日附山梨県訓令甲第三号によつて廃止され、直ちに廃止後においての事務移管その他諸般の準備に着手し、四月一日よりは名実共に完全に廃止された筈であるが、中には未だ四月五日附地申収第六号内務部長通牒「町内会、部落会の廃止並びにその後の措置について」においての指示が、着実に守られていない向もあるやに仄聞するが、この組織は今後如何なる形においても一切許されず、従つてこの種制的性

格を持つ後継団体の設立は許されないのであるから、この点について嚴重に責督下において、この種団体の指導監督に努められたい。

追つて昭和二十二年四月五日附地申収第六号の懸念徹底には

万全を期せられたく特に申添える。

しかし、GHQからは單なる行政措置ではなく、立法によって行うよう命ぜられ、それが五月三日付の政令一五号「町内会、部落会又はその連合会等に関する解散・就業禁止その他の行為の制限に関する件」となつたのである。その内容は、

(1) 旧町内会長、旧部落会長らは、その地域では四年間同種の事務を行う職につけないこと、

(2) 旧町内会、旧部落会等の職員は、その地域では四年間同種の事務を行う職につけないこと、

(3) 旧町内会長、旧部落会長等の財産は、二箇月以内に処分されなければ市町村に帰属すること、

(4) 官公吏は、旧町内会、旧部落会等及び類似団体を利用してはならず、利用すれば退職せしめること、

(5) 旧町内会長、旧部落会長ら又はこれらの旧職員は、旧下部組織の構成員又はその地域の住民に対して、いかなる指令も發してはならず、何人もかかる指令に従う義務はないこと、

(6) 類似団体は五月三一日までに解散すること、

(7) 特定の組織に加入していないことを理由に配給を拒んではならぬこと、

(8) 連絡事務所等は五月三一日までに解散すること、

ここに戰時下七年にわたる町内会は、G.H.Qの命令により解体されるところとなつた。

町内会の廃止は、市内全域に戦火を被り、復興途上にあつた本市への影響は大きく、町内会事務引き継ぎは困難をきわめ、市政運営の面でも大きな傷手となつたのである。

### 広報会としての再生

町内会を廃止して以降、市では市民への市政の周知浸透を、市内五〇ヶ所に設置した広報板へのポスターの掲示や、マイク放送を使って市内巡回をするなどの方法をもつて行つてゐる。また広報板には「自由の声」という投書箱を取り付けて、市民の意見や要望を吸収し、これに対しては毎月の第一月曜日にラジオ放送で回答して、市政の民主的な運営に努めていた。また、広報機關紙『市政ニーズ』を中学生徒を依頼して配布したり、納税組合などの組織を通じて市政の連絡を図つたのであるが、全市域、全市民を網羅するに至らず従来の町内会に代る市民組織の再生が必要とされてゐた。

一方市民の側からも年中行事をはじめ、

居住区域の要望などで住民全体の世論を代表する民主的機関の出現が求められていた。昭和二四年、甲府教育会で行ったアンケート調査(地域社会の実態調



査)のなかで、市政上改善すべき点とした項目に「従来の町内会に代る機関を設け、市と町の直接連絡を計る」との要請がかなりの頻度でみられる。

二六年に入り二月、本市は、町議員<sup>(2)</sup>を任命し、市内を二三区に分け一人平均五〇世帯を担当させ市民との連絡機関とした。

九月には、広報活動をいっそう充実したものとするため、各町ごとに広報会を結成するようよびかけた。これには小冊子「広報会のてびき」をつくり説明会を開くなどして推進をはかった。「広報会のてびき」では、広報会の目的、内容について次のように説明している。

「広報活動をより一層効果的なものとするためには、市民の皆さんが広報の意義や目的をよく理解され、皆さんの方でも相互に緊密な連絡をとつて協力し、市当局から報道される事項は、直ちにそれが皆さんのあいだに周知徹底するように、それからまた皆さんの側から出される市当局に対する意見や希望にしても、それが各個ばらばらのものではなく、公の立場に立った公正な輿論として提出されるように、皆さん方のあいだにそういう機能的な組織をつくることが大事であります。」

広報会というのは、とりもなおさず、そのように市政の実態を市民に周知させると共に、つねに市民の輿論を代表して、市民の要望を市政に反映させようとするところの、市と市民とを一つに結ぶ民主的な連絡機関であります。」

そして、この広報会は、各町ごとの広報会を学校地区ごとに結成し、広報連絡会を置くという、戦前の町内会に類似した機構を備えたものであった。ここで少し長くなるが実際に残されている広報連

絡会設立届と会則を紹介しておこう。

#### 広報連絡会設立届

こんど池田地区広報連絡会を設立致しましたから、別紙の通り規則及び正副会長、会長、会員の氏名を附してお届け致します。

一、設立年月日 昭和二十六年十月二十二日

一、会員数 十二人

昭和二十六年十月二十二日

広報連絡会事務所所在地

甲府市荒川町八〇六番地

広報会名称

甲府市池田地区広報連絡会

甲府市池田地区広報連絡会長

甲府市長 山本達雄 殿

（目的）

甲府市池田地区広報連絡会規則

（名称及び事務所）

第一条 本会は甲府市池田地区広報連絡会と呼び、事務所を会長宅に置きます。

（会議）

第二条 本会は当該地区内にある各町の広報会の連絡協調に当り、当該地区的広報活動を総合的に運営して、民主政治の確立強化を期することを目的とします。

（事業）

第三条 本会は次の事業を行います。

一、当該地区内にある各町の広報会の相互の連絡を保ち、広報活動の協調を図ると共に、常に当該地区的住民の世論を代表し、それを市政に反映させるようにします。

二、その他の自らの研究と判断に基づいて、本会の目的達成に必要な各種の広報活動を行います。

（構成）

第四条 本会は当該地区内にある各町の広報会の会長及び副会長によつて構成されます。

第五条 本会に会長一名、副会長二名を置きます。

第六条 会長・副会長は会員の互選とします。

（任務）

第七条 会長は本会を代表し、会務を總理します。副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代理します。

（任期）

第八条 会長及び副会長の任期は一年とします。但し再任のこととをさせません。

（会議）

第九条 会議は隨時必要のあるとき会長がこれを招集します。会議においては、広報会相互の報告・研究・討論によって連絡協調します。

会議には必要に応じて、会員以外の者の出席を求めることが出来ます。

一、この規則の実施のための必要な事項は別に会長が定めます。  
二、この規則は昭和二十六年十月二十二日より施行します。

#### 附 則

なお、この規則には池田地区広報会正副会長の名簿が添付されていた。

市の積極的な設立奨励により、広報会の設立は逐次全市にひろまつた。二七年には加入世帯は一万をこえ、翌二八年には總世帯数の約五割が加入した。

しかしこの広報会については、言論機関などから、市当局が指導、勧奨するところの官製であり、かつての町内会へ逆もどりするものであって、政令一五号に対する違反であるとの批判を受けることになつた。

ところで本市において、実際にには、

広報会設立以前に復活・町内会的活動がはじまっていいた。二五年までに、すでに九五の地区で自治会等の名称を用いた組織が結成されていたと報告されている。これは回答のあった地区的三割にあたる。

このような傾向は全国的にも同様



広報会会議風景（昭和20年代後半）

であった。

昭和二七年一月に国立世論調査所が実施した「地方自治世論調査一町内会・部落会・隣組について」の結果によると、調査当時に、調査対象四一五のうち、五つを除き、すでにほとんどの地区で町内会的活動が行われていたとあり、しかもそれらの結成時期は政令の禁止・解散三ヶ月以内に再建されたものが、全体の八割近くを占めていたという。

講和条約の発効とともに、町内会・部落会等を禁止した政令一五号は、二七年一〇月二十四日をもって失効した。これに關して自治庁は、前月の一八日、「町内会、部落会及び隣組については、以下のところ積極的にその復活を奨励する意図もないし、また、恒久的にこれを禁止する考え方もない」と各都道府県総務部長宛に通達し、無干渉・放任主義をとった。このような政府の傍観者の態度をよそに、町内会は公然と復活をはじめ、三年に自治局が行った「町内会・部落会についての調査」（第8表）では、全国四二三の町内会・部落会のうち、従来の機能をはたし、あるいは兼ねているものが七〇%以上となっている。

こうした潮流に対して、先にもふれたように当時のジャーナリズムは拒否的であった。しかし、行政側はむしろ町内会の復活を推進あるいは歓迎する方向にあった。

本市での広報会結成は着々と進み、三十年には、山城、住吉地区など前年合併した新市域において結成率は一〇〇%（<sup>（註）</sup>）に達した。総じて、旧市域より合併区域の対応が早く、学校地区ごとの連絡協議会についても、先ず一一の出張所地区に生れ、一二月には全市で一七協議会が結成されて初の連絡協議会会長会議が開催された。さらに

第8表 町内会・部落会の概要

|  | 全国     | 6大都市   | 中等市    | 小市     | 郡部 |
|--|--------|--------|--------|--------|----|
| イ<br>町内(部落)会という名称<br>旧来の町内(部落)会の機能を果たしているもの          | 35.8%  | 31.0%  | 36.6%  | 36.8%  |    |
| ロ<br>親睦会・自治会など名称は別だが、旧来の町内(部落)会と同じ機能を果していると考えられるもの   | 35.3%  | 39.5%  | 39.5%  | 29.7%  |    |
| ハ<br>名称はとくにないが、地域的な自治組織ないしは制度をもつ区域                   | 19.5%  | 7.0%   | 16.4%  | 27.6%  |    |
| ニ<br>防犯協会、衛生組合等特殊の目的ための地域団体で町内(部落)会の機能を兼ねていると考えられるもの | 4.9%   | 18.3%  | 2.9%   | 1.6%   |    |
| ホ<br>地域団体はあるが、性格不明のもの                                | 2.1%   | —      | 2.3%   | 2.7%   |    |
| ヘ<br>町内(部落)会、それに代るものはない区                             | 2.4%   | 4.2%   | 2.3%   | 1.6%   |    |
| 計  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |    |

(注) 自治庁「町内会・部落会についての調査」、昭和31年全国423の町内・部落を対象。

県都市広報区長連合会を結成し、連合会未組織市の加入促進を期など、当初、行政的要請によって出発した広報会は、次第に、自動的市民組織としての側面をひろげていったのである。

#### 自治会としての自立

昭和三二年一〇月二十五日、県民会館映画講堂で、甲府市広報会長会議が開催された。会議では、「一案件が審議されたが、議案のひとつである「広報会の性格と運営」に論議が集中し、結局、実行委員会を設置し他の案件とともに付託することとなった。委員会は審議を重ねた結果、「広報会の性格と運営については、組織の自主性と活動分野を明らかにし、各町の自治発展を第一義とする考え方をもって、名称から改めていくべきである」として、連合会長会を自治連合会と改称するなどの素案を調整した。

市は、広報会長会議の一連の論議に合せて、一一月の広報紙面に別掲のような解説文を掲載している。

その後、三三年四月一四日の広報会長会議では、広報連合会を新たに自治連合会に改称することを決め、次いで地区連合会及び単位広報会もそれに準じて改めることを申し合わせた。

これにより、戦中戦後を通じ、町内会・広報会と変遷をたどり、市民生活に多大な影響を与えてきた組織は、新たに「自治会」として再出発するところとなつたのである。

#### むすびにかえて

三一年三月、これ等の連絡協議会長をもつて、甲府市広報連合会長を組織し、各地区の問題を協議すると同時に全市的な視野で市民活動の推進を図ることとなつた。同年七月には、市内二四学校地区のすべてに地区連合会の結成をみている。

翌三二年四月、山梨県下郡市の、市民組織の連絡協議と組織活動の強化を目的として、甲府、山梨、郡崎、塩山の各市をもつて山梨

以上、町内会が訓令によって整備されて以降のうつりをたどつてきただが、ひと通りの流れは追えたものの、かつてのこの時代は体験

現在、市の広報会は、一五、会員三五、市内全世帯の八四五で、市内全世帯の八四五が地域社会の發展と住民の福祉増進のために活動を行つております。この活動を通じて明確に現われていることは、活動がすべての会の主導性に基くものであり、運営が会員の善意と良識を結集して合理的に行われていることなどが、昔の町内会や、商店などがあるところに広報会の発展とこれと全く違つたものあります。この性質がありまして、この性質こそ広報会の本質である。

民主主義は何よりも市民論の政治論でありますから、市の市政の皆さんで、市の市政の政策の目的や、内容に共に、それに対して正しく意見を表明するところに公正な世論が生れ、これが行政を反映させることが政治を善導し、市民生活を高め幸福にするゆえんであります。

（5）自らの実績によれば、甲府市は、武井家文書の整理には、伊藤典子（市史編さん臨時職員）、宮沢真由美（同アルバイト）、志村美徳（同）の諸氏に労をわざらわし、本稿の執筆にあたっては、東藤康彦（山梨大学助教授）氏に種々御教示をいただいた。併せて感謝の意を表したい。

## 注

- (1) 『甲府市政の概要』一九八五 一九三〇年、行政の周知の面で広報紙の管理をやだねていることなどを勘案し、年間、行政委託料に対する支払を行つてあるわけです。どうかかかる廣報会の本質的なあり方を十分理解頂きましたし、今後とも民主社会の向上のため広報会の一層の活動を促す次第であります。
- (2) 甲府市社会部の調査資料による。
- (3) 甲府市『広報活動のあらまし』一九八五。
- (4) 昭和一五年から一八年にかけて約三年間、和田町内会長を務めた武井静（一八九五—一九四三）氏が、その期間町内会にかかわって収受（送付）した文書。日付順に並んで、封緘を表記するところに公正な世論が生れ、これが行政を反映させることが政治を善導し、市民生活を高め幸福にするゆえんであります。

(6) 白治大学校編「戰後白治史」一七頁。

(7) 例えば甲府市「事務報告書」も昭和一六年から同二〇年までは欠年している。

(8) 昭和一六年、町内会金屬類回収資料など。

(9) 昭和一六年一二月一〇日全国一齐に開かれた「曉の隣保組会」に関する、同日付の『山梨日日新聞』記事には「市内二千余の隣保組」とあるが、「甲府市制六十年誌」によると

(第一回) 同二二年の隣保組は一九二九でありそれに従つた。

(10) 『日本歴史』20近代7(岩波書店)三〇〇頁。

(11) 甲府市北部の町名で田相川村に属し、昭和一二年、第一次合併で甲府市域となつた。

(12) 昭和一五年度市民税賦課等級は、二等級・一三〇円から四九等級・五〇円まで四八段階。翌一六年は、一等級・一五〇円から五〇等級・五〇円まで、当時の税務課長のメモによると賦課人員二万二二七一人、一人平均六円一五錢であった。

(13) 武井家文書「昭和一八年甲府市国债債券消化目標内訳」によると、同年甲府市国民債券目標額二九〇〇万円に対し町内会を対象とした時割目標額は一八八五万円で目標額の六五%にあたり、そのうち国债の町内会・隣保への割当額は二〇二万円であった。

(14) 山梨中央銀行「創業百年史」三六六頁と三六七頁を参照せよ。

(15) 「甲府市制六十周年誌」一〇四〇頁。

(16) 『山梨日日新聞』昭和二〇年七月一日、同一二日付。

(17) 前掲(6)三七頁。

(18) 当時政府は、町内会長等を成年者による普通選挙によって選舉する動議案を用意していた。前掲(6)四六頁参照。

(19) 編さん室所蔵「旧宮本村役場文書」より。

(20) 『昭和二五年事務報告書』甲府市。

(21) 『昭和二六年事務報告書』甲府市によると、町連絡員には市吏員四九八名を充てた。

(22) 池田地区広報連合会「広報連合会に関する報」白昭和二六年一〇月・至三四四年一二月。(五味理作氏寄贈資料)

(23) 『昭和二七年事務報告書』甲府市、同二八年報告書。

(24) 『甲府市史・市制施行以後』一九五頁。

(25) 前掲(5)『自治会白書』による。

(26) 例えば、当時の中央紙社説の見出しへみると、「隣組の復活に反対する」(日経 昭和二七・五・六)、「町内会の街活性に反対する」(読売 昭和二七・五・七)などの見解があり、県内紙でも「隣組復活の理由なし」(山日 昭和二七・五、四)と題して論評している。

(27) 『昭和三〇年事務報告書』甲府市。

(28) 『甲府市自治連合会会報』創刊号(昭和三三年八月一日)。

(29) 前掲(28)に同じ。

(市史編さん担当主査)

## 参考資料 「隣保組回覧版」の実例

### ① 資源動員運動について

◎ 甲府市買人價格表アリ

|     |       |
|-----|-------|
| 内会名 | 四月十九日 |
| 内会名 | 四月十九日 |
| 内会名 | 四月十九日 |

|     |       |
|-----|-------|
| 内会名 | 四月十九日 |

### 三、資源動員運動実施月日

### ② 金属類非常回収に就て

## 版覽回組保隣

| 内会名 | 四月十九日 |
|-----|-------|
| 内会名 | 四月十九日 |

市民各位へ

甲府市役所

金屬類非常回収に就て  
本英を倒す力だ威と倒  
てあります。本市は昭和十六年夏以來五箇月に亘り回収を實施致し  
まつたが、百萬余石の金屬を以ておもてはる大の資源が供給せら  
れ、既に四月より、我軍が、國家の為めに奮闘せられて、  
ござります。然しあ次第復讐する爲め、资源回収に熱くはまら  
るるものです。更に本市に於てしては、政府の方針に基きま  
して、左記日程に依り非常回収を實施致します。

今回の回収は日後回収を防ぐ爲め回収をもつた金類、其の後  
零止、銅火鉢、床暖、花瓶、法螺等其の他回収、回収の回  
收せます。

金屬類非常回収に就て

武井家文書 No. 11.14 から

# 昭和二〇年代後半の甲府市財政の推移

荻原克己

戦後の地方行政の前途のような拡大に応じ、国は二一年九月以降、シャープ勧告の税制改正が行われるまで、数次の税制の改正を行つた。これらの改正とインフレの急進によつて、地方税収入（地方分与税を除く）は二一年度三九億二八〇〇万円から、二四年度一四二四億四一〇〇万円へ、実に三六倍にもなり、地方歳入における比重も一二%から三四%へとたかまつた。甲府市においても、市設費では、市債の確保が未確定のまま、事業を進めて生じた二三年度の赤字の繰上充用等のため赤字を生じているが、一般会計と都市建設費とを合算した普通会計としては、剩余を生じていた。しかし、二五年度からは、シャープ勧告による地方税制度の改正やきび

昭和二二年に地方自治法が施行され、地方行政組織は「地方自治の本旨」にもとづいて整備された。地方自治制度は、首長等の公選などで、民主化はすすめられて来たが、その根柢をなす地方財政制度は、地方行政組織に応じた形では整備されず、依然として中央集権的傾向が強かつた。昭和二四年度のドッジラインによる国・地方の均衡予算で、地方配付税が半減され、一方、地方税法の改正で、住民税、地租、家屋税の増税等によりその補填を行つても到底、地方行政が行つてゐる戦災復興などの財政需要に応えられるものではなかつた。昭和二四年二月には、公選市長三代日の山本達雄市長が選ばれ、戦後四年を経て、市域の七〇%以上を焼失した戦災から一応の復興をみて、丁度、市制施行六〇周年を迎えて、戦災復興を祝い、市制祭を中心に市内は大いに賑わつた。昭和二四年度の甲府市財政は、その決算をみると、一般会計では收支のバランスを確保したが、市税を中心として賄う普通会計に含まれる特別会計都市建設費では、市債の確保が未確定のまま、事業を進めて生じた二三年度の赤字の繰上充用等のため赤字を生じているが、一般会計と都市建設費とを合算した普通会計としては、剩余を生じていた。しか

## 一 市 稅

戦後の地方行政の前途のような拡大に応じ、国は二一年九月以降、シャープ勧告の税制改正が行われるまで、数次の税制の改正を行つた。これらの改正とインフレの急進によつて、地方税収入（地方分与税を除く）は二一年度三九億二八〇〇万円から、二四年度一四二四億四一〇〇万円へ、実に三六倍にもなり、地方歳入における比重も一二%から三四%へとたかまつた。甲府市においても、市設費では、市債の確保が未確定のまま、事業を進めて生じた二三年度の赤字の繰上充用等のため赤字を生じているが、一般会計と都市建設費とを合算した普通会計としては、剩余を生じていた。しかし、二五年度からは、シャープ勧告による地方税制度の改正やきび

第1表 市税の推移

(単位:千円)

| 年度 | 予算額(a)  | 調定額(b)  | 収入額(c)  | 徴収率<br>(c)/(b) | (a)/(b) | (c)-(a)   | Cの対前<br>年伸び率 |
|----|---------|---------|---------|----------------|---------|-----------|--------------|
| 24 | 155,217 | 190,773 | 140,964 | 73.9%          | 81.5%   | △ 14,253  | -%           |
| 25 | 217,195 | 227,041 | 163,107 | 71.8           | 95.7    | △ 54,087  | 16.4         |
| 26 | 255,398 | 277,327 | 197,993 | 71.3           | 92.0    | △ 57,404  | 21.4         |
| 27 | 325,206 | 330,885 | 219,416 | 66.3           | 98.2    | △ 105,789 | 10.8         |
| 28 | 375,453 | 392,836 | 263,284 | 67.0           | 95.5    | △ 112,169 | 19.9         |
| 29 | 431,657 | 447,922 | 315,671 | 70.4           | 92.3    | △ 115,985 | 19.9         |
| 30 | 511,133 | 522,148 | 373,515 | 71.5           | 97.9    | △ 137,618 | 18.3         |

(注) 1. 24年度には地方配付税を含まない。

2. 千円未満は四捨五入してある。

第2表 昭和24年度及び昭和30年度の主な市税税目 (単位:千円)

| 昭和24年度    |        | 昭和30年度  |         |
|-----------|--------|---------|---------|
| 税目        | 収入額    | 税目      | 収入額     |
| 県税附加税     |        | 普通税     |         |
| 地租附加税     | 4,516  | 市民税     | 150,319 |
| 家屋税附加税    | 3,622  | 固定資産税   | 135,715 |
| 事業税附加税    | 26,988 | 自動車荷車税  | 6,773   |
| 特別事業税附加税  | 1,270  | 市たばこ消費税 | 41,051  |
| 入場税附加税    | 53,629 | 電気ガス税   | 34,955  |
| 酒消費税附加税   | 2,936  | 木材引取税   | 489     |
| 電気ガス税附加税  | 4,407  | 入湯税     | 1,337   |
| 自動車税附加税   | 3,479  | 犬 扇風機税  | 1,081   |
| 電話加入権税附加税 | 1,909  | ミシン税    | 231     |
| 電柱税附加税    | 459    |         | 624     |
| 不動産取得税附加税 | 2,814  |         |         |
| 遊興飲食税附加税  | 9,889  |         |         |
| 独立税       |        | 旧法による税  | 940     |
| 市民税       | 15,596 |         |         |
| 自転車税      | 3,100  |         |         |
| 居畜税       | 1,459  |         |         |
| 荷車税       | 431    |         |         |
| 犬税        | 452    |         |         |
| ミシン税      | 442    |         |         |
| 空閑宅地税     | 460    |         |         |
| 目的税       |        |         |         |
| 都市計画税     | 1,311  |         |         |

のぞしいものであった。二五年シャープ勧告による地方税法の改正が七月三一日に国会で成立し、八月一日から公布施行された。甲府市では八月二六〇市税条例を制定した。税制改正がおくれて上半期の税収入は劣化になり、財政運営が難しかった。しかも、この改正によつての市税の伸長率は低かった。税制改正により、固定資産の土地・家屋の評価を新しい方式で行い、二六年度には、市民税の法人税制の新設、給与所得市民税の源泉徴収制採用、二九年度はたゞ消費税の新設、二〇年度の住民税の引上げ、固定資産評価の三年ごとの改定などにより、市税は第1表に示すように伸長して來ているが、財政需要を賄うに充分ではなかった。予算計上の市税の額の調定額との割合をみると、二四年度八一・三%から二五年度九五・七%と毎年九〇%をこえる予算化をしており、調定額に対する收入割合を示す徴収率が七〇%前後であるのをみると、財政需要に応ずるため、如何に苦しい予算編成をしていかがうかがえる。

二四年度の市税の税目とその収入額と、二〇年度の市税の税目とを比較すると、シャープ勧告後の直接税中心の姿が、今までづいている。

## II 地方配付税、地方財政平衡交付金及び地方交付税

二三年七月に制定された地方配付税は、所得税と法人税の一〇〇分の三三・一四とし、配付税額の割振りを、道府県、市町村とも一〇〇分の五〇ずつに改め、地方税收の主柱として、各地方自治体の相対力と財政需要に即応する対応がなされた。しかし、二四年度の地方配付税は、ドッジプランの国・地方を通じる総合予算の收支均衡と経費の削減のため、配付税の税率を一〇〇分の三三・一四

から一〇〇分の一六・二九に半減された。このような中で、甲府市の地方配付税は、二四年度四五二四万円となり、市税と併せて一億八六二〇万円で、歳入の五八・八%を占めるに到つている。二五年度にはシャープ勧告によって、地方財政平衡交付金制度が創設され、「國は、財政需要額が、財政收入額をこえる場合、その超過額を補てんするため必要かつ充分な額を、地方財政平衡交付金として國の予算に計上しなければならない」と規定した。配付税のよう、國の所得税、法人税の一定割合を地方へ配分するのではなく、下から積上方式による總額の算定と配分、地方自治体の財政需要と財政収入の客観的な算出方法、地方財政委員会による運営など、優れ

第3表 地方配付税、地方財政平衡交付金、地方交付税の推移等

| 年度 | 名 称               | 金 額 (A)      | 伸長率    | 普通会計歳入構成比(B) | (A)と市税(C)との伸長率 | 会計歳入構成比(D) |           |
|----|-------------------|--------------|--------|--------------|----------------|------------|-----------|
| 24 | 地 方 配 付 税         | 千円<br>45,242 | %<br>— | %<br>14.3    | 千円<br>186,207  | %<br>—     | %<br>58.8 |
| 25 | 地 方 財 政 平 衡 交 付 金 | 45,780       | 1.2    | 12.6         | 208,888        | 12.2       | 57.5      |
| 26 | *                 | 68,853       | 50.4   | 15.4         | 266,846        | 27.7       | 59.7      |
| 27 | *                 | 85,526       | 24.2   | 17.8         | 304,942        | 14.3       | 63.5      |
| 28 | *                 | 105,260      | 23.1   | 17.2         | 368,544        | 20.9       | 60.2      |
| 29 | 地 方 交 付 税         | 41,804       | △60.3  | 6.6          | 357,475        | △3.1       | 56.4      |
| 30 | *                 | 63,600       | 52.1   | 9.6          | 437,115        | 22.2       | 71.3      |

た機能を備え、財政上の地方自治を伸展させ、地域住民の行政への要求を反映し、低い行政水準を引上げられる機構を備えていた。しかし、この理想的な制度も、国の財政政策とマッチせず、その機能は変質され、講和条約後の国内の制度改革にあわせて、二九年に地方交付税制度へと改正されていった。

地方交付税制度は、その總額を所得税、法人税及び酒税の一定割合としたもので、國の財政緊縮政策のもとで、平衡交付金の總額確保の美名の下に、特定の国税收入の一一定率に拘束されない平衡交付金の重要性はやぶられてしまった。

昭和二〇年代後半で、地方配付税、地方財政平衡交付金、そして地方交付税と變つていった姿は第3表の通りである。

年度の推移では伸び率は大きく波打っているが、地方財政平衡交付金としては、二六年度で一応の安定をみており、歳入における構成比も高くなつておらず、その役割も大きい。しかし、地方交付税制度になつて、大巾に減少しており、市税の伸長の鈍化にあわせて、狹義の一般財源である市税と地方交付税の和に到つては、前年度を減少する程、経済状況も悪化し、又、國の財政緊縮の影響をそのままうけて圧縮せられている。

地方交付税特別会計への、国税三税の繰入れ率は、二九年度二二%から順次増加し、四一年度には三三%となつて、現在に到つている。地方政府の拡大、機関委託事務の増加等からみると、このようない難していくことであり、一方、その配分の基礎となる基準財政需要額には、各年の国の方針によって大きく手を加えられ、ますます、国庫補助金的性格を強くして来ている。

### 三 市 憲

市債は投資的経費の財源として、その相関性を持つものであるので、戰災復興、住宅建設、学校整備等の投資的経費の伸長に関連しているが、第4表に示すように投資的経費は、これに投入する一般財源が少なくなつて、殆んど二五年度から伸長していない。一方、第5表に示すように日銀卸売物価指数は、二五年から二六年と大巾に増加して、その実質的な内容はすっかり減少している有様である。このような投資的経費の推移から、市債の額も大きくなりでない。投資的経費の内容によって、起債の充当のちがいによる差と考えられる。投資の減少は、市民の行政需要に応えられず行政に活性を欠かしめるのみならず、過去の市債の元利償還に充当する公債費は累増のため、三〇年度には、市債の借入額を上廻る公債費となつて来ている。

第4表 投資的経費と市債・公債費の推移

| 年度 | 投 資 的 経 費 | 市 債    |        |
|----|-----------|--------|--------|
|    |           | 千円     | 千円     |
| 24 | 89,683    | 31,650 | 8,776  |
| 25 | 104,284   | 35,900 | 12,685 |
| 26 | 139,427   | 51,650 | 15,236 |
| 27 | 127,648   | 41,100 | 15,504 |
| 28 | 144,102   | 67,100 | 19,962 |
| 29 | 137,148   | 43,100 | 28,555 |
| 30 | 170,402   | 30,500 | 37,894 |

(a) 公債費は一時借入金利子を含まない

第5表 日銀卸売物価指数

|       |       |
|-------|-------|
| 昭和23年 | 100.0 |
| 24年   | 245.4 |
| 25年   | 290.2 |
| 26年   | 402.7 |
| 27年   | 410.5 |
| 28年   | 416.2 |

| 項目      | 第6表：主な目的別経費の推移 |      |        |      |        |      |        |      |         |      |         |      |         |      |      |     |      |     |
|---------|----------------|------|--------|------|--------|------|--------|------|---------|------|---------|------|---------|------|------|-----|------|-----|
|         | 24             | 25   | 26     | 27   | 28     | 29   | 30     | 金額   | 構成比     | 金額   | 構成比     | 金額   | 構成比     | 金額   | 構成比  | 金額  | 構成比  |     |
|         | (千円)           | (%)  | (千円)   | (%)  | (千円)   | (%)  | (千円)   | (%)  | (千円)    | (%)  | (千円)    | (%)  | (千円)    | (%)  | (千円) | (%) | (千円) | (%) |
| 警察消防費   | 38,380         | 12.4 | 54,910 | 14.2 | 64,328 | 13.3 | 74,234 | 13.2 | 90,339  | 12.9 | 49,215  | 6.6  | 29,287  | 2.6  |      |     |      |     |
| 土木費     | 37,042         | 12.0 | 37,095 | 9.6  | 45,981 | 9.5  | 63,598 | 11.3 | 40,831  | 5.9  | 32,580  | 4.4  | 70,246  | 8.5  |      |     |      |     |
| 教育費     | 42,531         | 13.7 | 59,458 | 15.3 | 90,277 | 18.5 | 93,372 | 16.6 | 124,342 | 17.8 | 137,814 | 18.4 | 142,892 | 17.2 |      |     |      |     |
| 社会及び労働費 | 63,616         | 20.5 | 67,599 | 17.4 | 80,911 | 16.7 | 82,432 | 14.6 | 100,175 | 14.4 | 92,562  | 12.4 | 101,929 | 12.3 |      |     |      |     |
| 保健衛生費   | 4,851          | 1.5  | 6,824  | 1.8  | 6,960  | 1.4  | 7,643  | 1.4  | 8,386   | 1.2  | 19,811  | 2.7  | 13,781  | 1.7  |      |     |      |     |
| 商業経営費   | 11,845         | 3.8  | 16,515 | 4.2  | 14,167 | 2.9  | 22,078 | 3.9  | 29,556  | 4.2  | 33,726  | 4.5  | 33,675  | 4.1  |      |     |      |     |

(注) 1. 一般会計と特別会計都市建設費との統合した普通会計により計算した。

## 2. 決算による金額は千円未満は四捨五入してある。

第7表 主な性質別経費の推移及び歳入歳出決算額の推移(普通会計)

|                | 24         |            | 25         |            | 26         |            | 27         |            | 28         |            | 29         |            | 30         |            |            |            |  |  |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|--|
|                | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) |  |  |
| 人件費            | 98,332     | 31.7       | 122,151    | 31.5       | 154,663    | 31.8       | 190,470    | 33.8       | 236,714    | 33.9       | 233,692    | 31.3       | 48,241     | 29.9       |            |            |  |  |
| 扶助費            | 26,269     | 8.4        | 31,390     | 8.1        | 39,295     | 8.1        | 47,005     | 8.3        | 57,818     | 8.2        | 71,720     | 9.6        | 73,770     | 8.9        |            |            |  |  |
| 公債費            | 10,084     | 3.3        | 15,567     | 4.0        | 19,765     | 4.1        | 19,972     | 3.5        | 26,375     | 3.8        | 39,839     | 5.3        | 51,891     | 6.3        |            |            |  |  |
| 投資的経費          | 89,683     | 28.9       | 104,284    | 26.9       | 139,427    | 28.7       | 127,648    | 22.7       | 144,102    | 20.6       | 137,148    | 18.4       | 170,403    | 20.6       |            |            |  |  |
| 普通<br>歳入合計     | 316,382    |            | 363,161    |            | 447,227    |            | 480,351    |            | 612,077    |            | 634,317    |            | 663,420    |            |            |            |  |  |
| 会計<br>歳入合計     | 309,783    |            | 387,735    |            | 485,818    |            | 563,029    |            | 697,864    |            | 747,309    |            | 829,131    |            |            |            |  |  |
| 歳入歳出差引<br>(千円) | 6,599      |            | ▲ 24,574   |            | ▲ 38,591   |            | ▲ 82,677   |            | ▲ 85,787   |            | ▲ 112,992  |            | ▲ 165,711  |            |            |            |  |  |

(注) 第6表と同じ。

#### 四 財源対策

昭和二四年には戦災都市に認可される競馬事業を行ひ、財源確保をはかるため、競馬場設置計画が樹てられたが、市民の反対で中止され、二五年には、二十人町の旧跡結跡地に競輪場設置計画が発表され、二六年には許可申請の提出までいったが、市民の反対で結論が得られないで、二八年に就任した鷹野啓次郎市長に到つて断念することとなつた。戦災都市として競輪競馬事業を行い、これによる所得、ギャンブル収入によって、戦災復興を促進させた都市が多いが、甲府市は、このような市民の判断で、税金を中心として戦災から立ち上つて来ただけに、その財政の赤字も大きかつた。

一方、戰災に伴う学校の校舎の復旧と、六三制による校舎の整備は急務であったが、国庫補助金の補助わくは少なく、財源確保がはかられず、いわゆる「青空教室」や、つめこみ教室の解消のため、PTAが中心となって資金を集め、教育施設組合を結成して、校舎を建設し、後年、市費で分割払でこれを買取していく方式がとられた。三一年度にヤミ借付としてこれらの線上償還の手当がされ、この三一年度決算によると、貫川小、湯田小、相生小、北中、東中、南中、西中、商業高、女子高と市内の各校にわたつて、この方式がとられていた。

#### 五 経費の推移

二〇年後半の目的別経費をみると、二四年度、二五年度は住宅復興や社会福祉等で社会及び労働施設費が高い構成比を示していたが、逐年、教育費が入れかわっており、行政のポイントのおき方が

目的別経費でも理解される。警察消防費によって自治体警察である市警察が二九年七月に廃止されるまで、市の経費の中では大きな構成比を占めていた。特に財政状況によって、投資的経費の構成の大いに土木費は大きく変動しており、二〇年後半では、その構成比は、著しく低下している。

次に、性質別経費をみると、人件費が三〇%以上の構成比を占めており、市警察の廃止で三〇年度に三〇%を割っているにすぎない。財政状況の悪化は、一般財源を市債、国庫補助金等を有効に組合せての財政運営を、前年度の赤字補填のため、有効な運用ができる、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が専一負担になつている。

このことは、投資的経費の構成比の推移が端的に物語ついている。二四年度は三〇%近い構成比であったのに逐年減少し、二九年度には二〇%を割りこむに到つていている。一方、公債費は、先に述べたように市債の債務額は増加していないのに逐年増加しており、三〇年度は、二四年度の二倍近い構成比を占めるに到つている。これは、現債高の増加のみでなく、財政赤字が、財政運営の資金繰りを困難にし、一時借入金のころがしを行つてゐるため、一時借入金の利子の支払が第8表のように激増したからである。特に二八年度からの激増ぶりは、資金繰りが急速している姿を示している。

第8表 一時借入金利子

| 年度 | 金額     |
|----|--------|
| 24 | 1,307  |
| 25 | 2,883  |
| 26 | 4,528  |
| 27 | 4,468  |
| 28 | 6,413  |
| 29 | 11,146 |
| 30 | 13,997 |

## 六 財政再建

昭和二五年度に発生した財政赤字は、逐年増加していく。二八年度八五七八万円、二九年度一億一二九九万円となり、三〇年度には一億六五七一万円に達した。

財政の急迫に対し、経費の節減のため、人件費では定期昇給の停止や、昭和二七年一一月実施の国家公務員の給与改訂に準じないで二八年一月におくらせるなどの処置をとる一方、インフレや、当時の社会状勢を反映して徵収率の低い市税について、税務関係者のみでなく、全職員を動員して滞納の徵収にあたって、収入の獲得に努力していた。

しかし、これらの努力も、とても財政赤字をくいとめることは出来ず、雪だるま的に拡大するだけであった。これらの原因について、藤田武大教授は「現代日本地方財政史」で、國家財政が戦後の地方財政の急速な膨張に対して抱くべき財源を与えたかったこと、税源が極端に偏重して特に経済の地域的不均衡によって、貧富の財政力のアンバランスがはげしくなったにもかかわらず、地方財政平衡交付金、地方交付税が、国の財政のつこうでたえず過少であったことを基本的原因としている。

特に、本市においても、端的に示しているように、シャープ勧告によつて、市税が伸長しなかつた。また、前述したように、市警察経費や、社会福祉費など、市の法令、施策に基づくものが財政の中に大きく占めていた。次に、学校教育施設組合の学校校舎建設にみられるように、四の補助を得られる校舎建設が、現場の実態に即応した形で実施されない財政構造のため、いわゆる、PTA等市民の

手で実施されるなどの、多額の施設工事が行なわれた。

さらに、歳入不足は、一時借入金で補填をして防ぐために生ずるその利払いが財政負担を増加させ、その焦げつきがつづいた。二九年度の国の一兆円予算の実施とともに、金融引締め政策によって更に資金ぐりが苦しくなり、鹿野市長の友人である横浜市の平林屋造氏から一時借入れをするまでに到つた。

このような地方財政の危機に対し、國では二八年前後からその再建策について論議され、種々の提案や対策が行われた。二八年五月には、衆議院地方行政委員会に「赤字対策懇談会」が設けられ、「地方財政再建整備法要綱」が作成されたが、これが、後の地方財政再建促進法の先駆となつた。つづいて、第一次地方制度調査会は、二八年一〇月「地方制度の改革に関する答申」のなかで、一連の赤字団体財政再建策を提示した。

本市では、自主的に財政再建をはかるため三〇年には、歳出諸経費の合理的節減、税収入確保向上をはかることに重点をおいた七ヶ年赤字漸減解消をはかる「甲府財政再建計画」を樹立し、苦しい財政の中を、初年度の三〇年度には財政再建整備費として一三〇〇万円を計上した。しかし、赤字のくいとめはできなかつた。

昭和三〇年六月、第二十二国会に地方財政再建促進特別措置法が提出された。その内容は、二九年度赤字地方自治体が財政再建計画を定め、自治府長官の承認を得た場合は、財政再建計画の誠実な実行を条件に、歳入欠陥補填債の発行を認める。財政再建計画は、歳入補填債の償還を含めて、おおむね八年以内に收支のバランスの回復を目指とし、既定経費の節減、収入確保に重点をおき、租税の増嵩をはかるといふものであつた。

財政再建債のうち公債分について四が利子補給を行はうほか、過職手当債、長の権限強化、特定事業の国庫補助率の引上げ、自治官長官の予算執行の一部停止等のことが、この法案に盛りこまれた。国会では、地方財政の赤字発生の原因が國の責任か地方の責任か、また財政再建法が、自治官長官の監督・統制を通じて地方自治を抑圧しないかなどの論議が行われた。この結果、一部修正により国会で議決され、三〇年一二月二九日公布施行されることとなつた。

昭和三年三月、鹿野市長はこの財政再建法の適用を受けることを決意し、市議会に提案した。市議会においては自主財政再建計画に比して、財政再建法の適用をうけることは、地方自治権の喪失につながるのではないかと、この法律適用について、提案した市議会において激しく論議され、その難決が危ぶまれた。資金繰りについて、國の財政金融政策により特に金融機関のわくの引締めがつよく

なり、支払停止になりかねない状況におかれているため、この方法でしか財政再建の方策はないとの結論に達し、市議会の難決を得て、きびしい財政再建計画下の市政が三一年度からはじまつたのである。

#### 注『甲府市史 市制施行以後』 一九六四

#### 注記

國の財政の動きについては、藤田武夫著『現代日本地方財政史』中（日本評論社刊）を参考し、資料は、甲府市決算書昭和二二年度より昭和三〇年度まで及び甲府市事業報告書昭和二五年より昭和三三年まで及び、『甲府市史 市制施行以後』の資料を用いた。

（市史編さん専門委員）

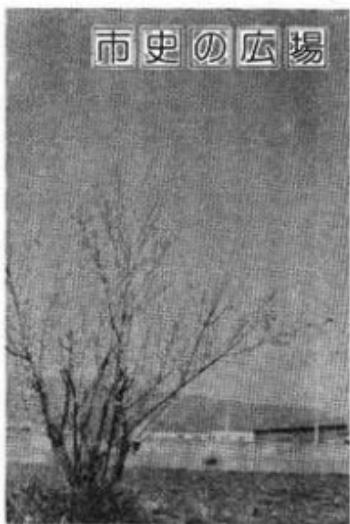
## 雨史の廣場

### 姫見塚と国母

樋口光治

都市化が急速に進みビジネス文化の奔流に生活と心をとらえられている。これが近代都市市民の姿ともいえる。戦後40年、かつて、ひなびた國母地区も時の推移に体質はすっかり変化した。無統制の住宅増加と人口の増加が人間模様を多様化し、隣何をする人ぞ、至言が互いに心にこたえる。この傾向の中に漸く熟年層にも若い世

代の人達にも、故郷国母の床しさと歴史の価値観に関心をよせる向きが多くなり、「国母地区故郷づくり運動」に拍車となつて、全国に稀な地名「国母」の発祥と歴史の解明を望む声が盛りあがってきた。国母地区地史研究会はこれに応えて努力し、国母地区に古くから伝わる姫見塚と染殿の伝説や、国母の由来を次の様にまとめた。



姫見塚跡に残る桜の木立

その一部をここに紹介することとする。

#### 姫見塚の位置

県道甲府市川線で千秋橋を経て二キロ、国母七丁目で甲府バイパスとの交差点にいたる。交差点の南側の歩道を東に約200メートル歩いた右手の自動車修理工場の駐車場の陸の上に僅かに残っている桜の一本がある。そこが姫見塚の中心だったと言い伝えられている。

終戦前まではこの辺り一帯は見渡十眼りの田園で、春は菜種の花、レンゲの花で被覆を敷きつめた様な詩情をただよわせていた。桜で表徴された姫見塚は昭和初期頃までは、まだ相当広い場所で、春の彼岸頃となるれば桜が美事に咲き誇り、付近の人達が花を愛でながら音物語に興じた由緒とロマンの葱いの場所であった。

(1) この桜は染井吉野とか能成寺吉野ではなく、山桜系統の種類である。花は一重で小さく、京都吉野の伝来の山桜と同じと伝承されている。桜の大樹は時の移りかわりにより附近一帯が農地化されたため衰えたが古株が名残をとどめ、現在は脳芽で育

つた二・三本の小枝に今年も花をつけていた。この桜の大樹の実在について旧日本陸軍陸地測量部発行の五千分の一の地図に独立樹洞（葉樹）として記号で位置が示されている。

清和天皇の母君・染殿后にまつわる近見塚の資料

『甲斐国志』巻之四十四、古蹟部第七、巨摩郡中郷筋に昔時の「國母」の跡について次のように記載されている。

國母跡。又云此所ハ染殿后ノ御領ニテ時人國母ノ郷ト呼シ故ニ稱積國母地葉ト称スルナリト（染殿后ハ忠仁公ノ女 文徳ノ后 清和ノ母故ニ國母ト称ス。日本記略三昌泰二年己未五月廿二日甲寅大皇太后藤原明子崩年七十三号染殿太后或云フ同三年崩）按ニ稱積庄ノ内ナリ。國母ノ郷名ハ他書ニ所見ナシ疑ラクハ國母ノ義ヲ云ナルベシ（傍印筆者）

右の内容について、国母地区に古くより伝えられている古老の話題などをとにして国母地区歴史研究会の会員が地区内田家に伝わる古文書を探り、併せて稱積國母地蔵の旧蹟を中心として日輪山法城寺跡を探

査、更に東光寺と京都花園の法金剛院のつながりを調査した。以下その内容を簡単に説明したい。

甲中丘聚部國母村上条新居（現在は甲府市國母八丁目）に現存する近見塚が染殿后の遺跡である事が古來からの伝承伝説また

甚多の古文書などを参考として浮かびあがつてくる。

此の附近一帯は地名を近見塚と總称され制度上の小字名となつてゐる。その中心に塚があり周辺に蓮池その他の池沼が点在し、塚の中央に桜木の大樹が水い歴史を象徴していた。即ち、國母文庫の地史研究部が古上条町の旧家塙田郷雄氏方から発見し

也

た宇都宮間の絵図には、上条新居村の中に小字名を近見塚と称し半径約200メートルの地図が表示されており、その中央に桜の大木のある丸塚が記載されている。往昔以来ここを郷土のシンボルとして附近住民は篤い信仰と平安朝の國母と仰がれた染殿后の遺跡と敬信し続けて来ている。それが永年及ぶ地域の変遷と近代農業構造の農地拡充の時代の波に浸透され、次第に僅かの面積となってしまった。

（2）甲府市役所、四定賃産台帳記載甲

府市上条新居町村後一三四七番地地日、原野。地積一六平方米（昭和五七年四月調査）

國母染殿后的ご廟地國母の御

について

山梨県立図書館所蔵の『甲斐州稱積國母地藏塚歌記』によると、

本朝イマタ三十三ヶ国ニシテ五幾七道モ不定當時行基菩薩彼ノ甲斐國之地形ヲ見給イケレハ凡ソ四岳八峰立開ミテ瑞雲常ニ起覆テ像似千宝形内圓ナリサレバ富貴之相ヲ示メツニニ仏法繁昌之靈地爰ニ妙

也

と感じ篠原の丘の東麓に庵を結び湿地干拓の事業を念願し多くの神々、農民の協力を得たと謂われ亦た抱書による行基は養老元年四月布教を禁じられ都を放逐され諸国行脚に出、養老二年戊午三月甲斐國に来り篠原丘にて地藏菩薩の化身の大法華の啓示を受け、山梨水明の甲斐國々中盆地の開田に志した。それは僧侶たる者は技術、工芸、歴史などの知識をもち、それを実際に役立てなければならぬという、五明の思想に

基づくものとし、この活動に協力する豪族

や農民の力を広く結集して河を拓き道や橋をつくり、池、溝、堰などを聞いて農業を起した。農民は喜び、秋になって穀が実ると福氣を積んで豊作を祝い、人々はこの地を福氣の郷となされたと謂われる。行基のこの事業が達成される頃、あたかも政府は

三世一身法を定めるなどして、治水、開田政策を積極的に進めていたので、おそらく行基は甲斐國福氣第一番を中央政府の政策に相応するような方向で実り豊かな土地にしていったと思われる。

(市史編さん調査協力員)

## 山梨医専の空襲—忘れられた遺体—

### 柿 島 卓 隆

かつて戦時下において、甲府に山梨医学専門学校（山梨医専）が、引き続き山梨女子医学専門学校（山梨女子医専）が設立されました。

当時の医専希望者は非常に多く、倍率も高く、入学は至難のわざでした。両校とも校舎は、青沼にあった甲府商業学校があつた。

この二人の犠牲者とは別に、山梨医専には解剖学の実験に使われるため、全國から集められた多くの遺体が保管されておりましたが、これらも当夜の空襲で校舎とともに焼けてしましました。

この多くの遺体のほとんどが氏名・年齢、職業・前歴不詳の方々で、書類上は「大多氣望氏外二四体」また「死体保存状態不明」としかわかつております。

昭和二一年一〇月二五日、その後關係者によって処理を終え、当山伏国寺（柏生三丁目八一五）の無縫墓地に、山梨県総務部立つて現在、空襲による犠牲者の名簿

当山に埋葬された理由は、父が戦時中に甲府商業学校で教鞭をとっていたことがあります。

その後昭和二六年一二月一日、山梨県知事天野久氏によって永代供養のお願いがあり、志納金が納められております。

この話を知るきっかけとなったのは、何年か前、それまでずっと寺の年中行事として供養をしてきたこの無縫墓地周辺の整地中に、多數のお骨が出てきたことからで、それまで私が思っていた以上に広い無縫墓地について、父母から私なりにきいていた話の確認のため、寺の古い書類を調べた結果わかったことです。そのためこの墓地周辺は手をつけず、そのまま現在にいたっています。

山梨医専、同女子医専ともに、昭和二二年三月をもって廃校となって、在籍している学生達は、希望により東大附属医専、東京女子医専、名古屋医専に転入した方々もあり、医学をはじめ、それぞれの分野で活躍しております。

戦後西〇年県民待望の山梨医科大学と附属病院が設立され、県民のために非常に役立つて現在、空襲による犠牲者の名簿

にものらず、すでに世の中から忘れ去られている。このような方々がいたということをここに記して、せめて私の追善供養にしたいと筆をとりました。

(「山梨寺住職」投稿)

#### ※山梨医学専門学校

戦時中の医師不足の対策として各地に設けられた医学専門学校で、山梨県では青沼にあった旧甲府商業学校廃校會に山梨医学

専門学校として昭和十九年四月一日に開校、少しおくれ山梨女子医学専門学校が設立された。入学式は、甲府空襲の前日であった。山梨医学専門学校附属医院には、県病院と外分院二ヶ所があつてされていた。甲府空襲のため校舎を焼失、やむなく他の施設を使用して授業をつづけたが、関係者の努力の甲斐なく復興もできぬまま、文部省の方針で兩校とも昭和二十二年に廢校となる。

(事務局)

## 千塚の咬婆地蔵とあげ仏さん

　　窟　田　　窟

昭和一七年、市に合併された当時の千塚村について、「山梨県町村合併誌」(昭和四六年刊)には次のようにある。

#### 千塚村

本村は旧北山筋に属する千塚・塩部両村の地である。明治五年一月山梨郡第六区に編入せられ、同九年十月山梨県第四区に改編された。明治十三年三月大宮村と連合し、同十八年六月には更に千代田村をも加えて三村連合となつた。明治廿

二年町村制施行に當り、同年六月千代田村は分離して独立、翌七月塩部村と合併、大宮村との組合は従来のままで、千塚村二カ村組合となつた。

(大正一五年刊)に、

千塚村橋場の四つ辻を一町程南に入る  
と西側に高さ尺余、周囲八尺位の石が地上に立つてゐる。何時代からか喰婆さんと呼ばれて、嘔吐に百日咳に苦しむ者は、全治した時鈴を奉納する事を約して祈願すれば効験著しいと謂はれてゐる。尚お茶好き婆さんとも謂ひ、里人はよく茶をあげてゐる。

この地蔵については、古く「西山梨郡志」とある標識のところを左折して數十メートル、道の右側の古びた小屋に、それは安置されている。

村は、それぞれ山宮町・羽黒町・湯村町と改称された。

その後、地方自治法第二百六十条第一項にもとづいて、各地で新町名とその区域が定められたが、千塚町についていえば、昭和四年および四五年、その町名と区域とは、千塚一丁目から千塚五丁目と定められ、現在に至つてゐる。

さて、その千塚四丁目に、現在は咬婆地蔵と呼ばれる地蔵が祀られている。千塚四角から北へ約二百メートル、「樂生寺入口」とある標識のところを左折して數十メートル、道の右側の古びた小屋に、それは安置されている。

この地蔵については、古く「西山梨郡志」

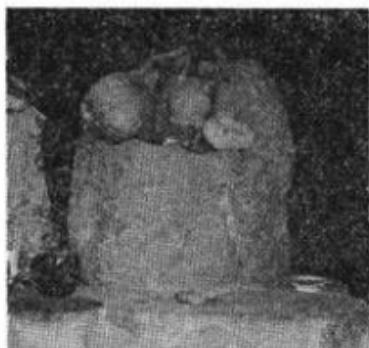
(一八九二—明治三五年千葉に生まれる)さんにお聞きした話でも、嘆き苦しむとすぐにお参りに行き、後で、お札に飴などを供えたということである。

その老婆さんは、道路の拡張のため移転を余儀なくされ、一帯を「お薬師さん」と呼ばれている現在地に移され、名称も前記のように「嘆婆地蔵」と変わり、三体の薬師地蔵とともに祀られることになったのである。

なお、その「嘆婆さん」については、『甲府ミニ歴史』Vol. 2（昭和六〇年発行）にも次のようにある。

それからというもの、村人達は、嘆き病気にかかると、このお嘆婆さんに頼り掛けるようになつた。病気が治ると老婆の好物だったアメを供えた。

この石は、聖林寺（千葉四丁目）の東にあり、今でもアメが供えられている。これを思うに、右にいう「老婆が村はずれに倒れていた」というところは、話の中でも重要な点である。「村はずれ」とは、逆にいえば「村の入口」のことでもあって、そこに結局「村の守り神」として石を立てて祀った」というのは、そこから村内に災厄が入るのを防ぎたいとの深層心理の現



石 婆 地 蔵

昔、一人の老婆が村はずれに倒れていた。村人は氣の毒に思い、その老婆を助けた。元気になった老婆は、助けてくれたおれにと、嘆き苦しむ子供達の病気を治した。その頃、嘆は一番怖ろしい病気で死亡する人も多かつたことから不治の病といわれて、人々から恐れられていた。その嘆の病気を治した老婆も、歳には勝てず、死んでしまつた。

村人は、村の守り神として、石を立てて祀つた。それからというもの、村人達は、嘆き病気にかかると、このお嘆婆さんに頼り掛けるようになつた。病気が治ると老婆の好物だったアメを供えた。

ついでながら、同じ千葉四丁目、「嘆婆地蔵」から西北約百メートルの、民家に囲まれた空地の一隅に、「あげ仏さん」と呼ばれる石が祀られている。前記藤原はるのさんの伝えるところでは、何かの願いがあるとき、この石を持ち上げてみて、もし絶々と持ち上げることができれば、その願いは必ずかなえられ、お参りする人も多かったという。この石も、「嘆婆地蔵」と同じく、トタン屋根の古びた小屋に安置されている。

この「あげ仏」的信仰も、東山梨郡旗山・日下部・勝沼・山村・諏訪・西山梨郡相川、東八代郡石和などにも伝えられていて、前掲「山梨県総合郷土研究」に紹介されている。

（甲府市経済部長・前市史編さん委員）

## □ 文献紹介

### 甲州の文学碑

長い間、「山梨新報」に連載、好評だった「山梨の文学碑めぐり」が、このほど「美知思波」から書名も新たに、「甲州の文学碑」として発刊された。

山梨の文学碑を探し求め三〇年間、著者の奥山正典氏は、元加納若中学校長。中学の国語の講読本「青い火山湖」に掲載の飯田紀行氏の句碑に魅せられ、生後を連れて観賞に出かけたのが調査への道に入ったその第一歩だという。以後、大村主計氏の「花かげ」の意譯など県内各地に散在している文学碑を求めて取材行動が始まつた。以来今日まで、調べ上げた文学碑は五百基にのぼる。

著書の中では廿三百基を歴史掲出している。それに写真をそえ、いかにも歌入らしい端正な筆致で解説を加え、読者を知らざらすのうちに文学の世界へ誘う不思議な魅力を持っている。

文学碑は句碑、歌碑、川柳碑、民謡碑な

どに大別されるが、著作の第一頁に、甲府の夢見山中腹にある伊藤生更氏の歌碑とありあげている。伊藤生更氏は奥山正典氏の歌の師匠であり、昭和一〇年、頌歌誌「美知思波」を主宰創刊し作歌道に終始し、県内外の六五〇名に及ぶ後進の育成に努めた。この歌碑の除幕式に中村里湖氏は手づくりの杖に自作一首をそえ生更氏に贈ったという。全編にこれに似たエピソードを加え、とかく堅くなりやすい著作を親しみやすいものにしている。望月百合子女史は、序文を寄せ「汲めども尽きせぬ文学の泉」と讃嘆している。勞を惜しまない取材行動から生まれた力作である。(昭和六〇年七月 美知思波発行所刊 三一三頁 二五〇〇円)

### 古代甲斐國の隕

事柄や興味ある事項を見事に抽出し、謎で終らせないで推測を加え、あるいは実証を重ね読物風に仕立てた編集は見事である。一気に読み終えることができるのもこよした編集のなせる技だろう。ここ数年、立て続けに発掘された大型遺跡についてもただ単に報告を記述するだけでなく、大なり小なり考古学上の位置づけを試み、さらには他に遺跡との比較研究により相關関係にまで記述しその事実を明らかにしている。

とかく考古学専門の本というと調査報告書をはじめ地域や年代が限定され、専門家以外は読むことが少なく、ましてや入手することさえ困難な場合が多いのが現状である。そんな中にあり今回、甲斐丘陵考古学研究会編になるこの本は、実にタイミングを得た出版である。著者は同会の若手主要メンバーによるが、全編にわたって文体はおろかよく考究の統一がなされ読む者をして小気味よい。まさにチームワークのなせる勝利にも似ている。(昭和六〇年一〇月 生遺跡)など県内有数の大規模遺跡が四百にわたり巻頭を飾っている。「甲斐國のあけぼの」から始まり、「大地からの叫び」まで全編を貫き讀者が常々疑問に思っている

〔市史編さん専門委員 植松光宏〕

甲府市史編さん關係者名簿（昭和六〇年一〇月一日現在）

市史編さん委員

◎印 委員長 ○印 副委員長

飯田文弥 山梨郷土研究会事務局長

○磯貝正義 山梨大学名譽教授

伊東壮山梨大学教授

斎藤典男 甲府市文化財調査審議委員

白倉一由 山梨英和短期大学教授

竹山謙夫 山梨大学助教授

服部治則 山梨大学教授

村上直 法政大学教授

小沢綱雄 甲府市議会議員

内藤秀治 甲府市議会議員

○新藤昭良 甲府市助役

小野貞良 甲府市市長室長

中島省三 甲府市企画部長

神宮寺英雄 甲府市秘書部長

生山正仁 甲府市教育次長

安達満 山梨郷土研究会会員  
有泉貞夫 東京商船大学教授

伊藤祖孝 山梨県文化財審議委員  
植松光宏 山梨郷土研究会会員

小沢秀之 甲府市文化財調査審議委員  
北原進 立正大学教授

斎藤康彦 山梨大学助教授  
坂本徳一 山梨郷土研究会会員

柴辻俊六 山梨郷土研究会会員  
鳥袋善弘 山梨県立女子短期大学助教授

清水茂夫 山梨大学名譽教授  
田代孝 日本考古学協会会員

手塚寿男 山梨郷土研究会会員  
中沢信吉 甲府市文化財調査審議委員

萩原三男 日本考古学協会会員  
増田廣實 文教大学女子短期大学部

守屋正彦 山梨郷土研究会会員  
荻原克己 元甲府市收入役

事務局（甲府市役所市長室内）

（広報担当）

主幹 小池富士雄  
(市史編さん担当)

事務支員 敦野雅彦

嘱託 斎藤紳悟

保坂俊子

加賀美洋子

伊藤典子

市史編さん専門委員

秋山敬 山梨郷土研究会会員

埴原福貴 甲府市社会教育委員

市史編さん調査監力員

臨時職員

秋山慎次郎 前甲府市議

古屋高治 里垣文化協会郷土研究部長

山木政雄 元武田神社神官  
樋口光治

米倉政則 山城文化協会会員

落合四郎 王諸土地改良区理事

久保寺春雄 元甲府村村長

山岡正夫 郷土料理研究家

相原眞洋 甲府市古文書研究会会員

（甲府市役所市長室内）

## 編集後記

◇『甲府市史研究』第二号をお届けします。

本号の貢献は、当初の予定を超える原稿が寄せられたため、前号を大幅に上回るものとなりました。論題が各時代を網羅していることもあり、掲載順序は、概ね時代ごとにしました。

◇投稿は二編。飯沼氏「戦国期の都市・甲府」は、中世甲斐府中の都市構造の復元、分析を試みた注目すべき論考です。祐島氏には、甲府空襲で知られていない「秘話」を寄せていただきましたが、「市史の広場」にふさわしいといえましょう。

今後も、研究者ははじめ市民皆様からの投稿を期待しています。

◇市史編さん委員会では現在、来年に発刊が迫った『近世史料編』(町方)を準備中です。そんな中で、近世論会の飯田、村上、齊藤(我)の各委員には、本号原稿を執筆願い有難うございました。

◇伊藤、秋山両委員共同執筆による「勝善

寺仏像調査報告』は、この夏行なった社寺調査からのものですが、甲府に数少ない南北朝時代の仏像で、しかも胎内に、二千字に及ぶ銘文が発見されて、緊急の報告を願つたものであります。執筆期間が少なく大変ご無理を申しました。

◇『市史研究』の欄目のひとつに、編さん史(資料)の調査・研究報告がありますが、前記のほか、服部、齊藤(典)、齊藤(廣)各氏の論考、及び拙稿がそれにあたります。なかでも、本誌編集委員でもある両齊藤委員には、前号に引き続き史料調査の成果を発表願いました。両委員の精力的な活動に敬意を表します。

◇市史編さん事業では実に多くの人々にご協力をいただいております。事業開始以来、史(資料)の提供者は一五七人、整理した文書等は、二万点を超えております。所蔵者の方々はじめご協力願った皆様には改めて御礼申し上げ、これからも変わらぬご支援をお願いする次第です。

(高木)

## 甲府市史研究

### 第2号

編集 甲府市市史編さん委員会

発行 甲府市役所市長室

〒400 甲府市丸の内一丁目18-1

電 0552 (37) 1161 内線 315

発行日 昭和60年11月1日

印刷 株式会社 少国民社

(題字 甲府市長 原 忠三)

